

令和7年度～令和11年度

しまねっ子 すくすくプラン

(島根県こども計画)

島根県次世代育成支援行動計画

島根県子ども・子育て支援事業支援計画 島根県ひとり親家庭等自立促進計画

島根県子ども・若者計画

島根県における子どもの貧困の解消に
向けた対策についての計画



令和7年3月
島根県

言住もが、言住かの、 そこからもの。

どんなに時代が変わっても、受け継いでいきたい

それは、人のつながり、あたたかさ

さりげないけど、ほっとかない

互いの顔が見える、人間味あふれる関わりが心地いい

今を見つめ、未来に想いをはせる

そんな心を、ときに優しくつつみ、ときにそっと背中を押す

大切に育んできた“つながる力”は、

自分のサイズで、一生懸命生きる人を応援してくれる

未来への原動力

人が人のたからもの

誰もが誰かの応援団

いいけん、
島根県



目 次

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格（法定計画、他の県計画との関係等）	3
3 計画の対象者等	4
4 計画の期間	4

第2章 島根県のこども・子育てを取り巻く現状

1 少子化の進行	5
2 少子化の要因	6
3 就学前児童の状況	11
4 放課後児童クラブの状況	11
5 いじめの認知件数の推移	12
6 不登校生徒の推移	12
7 高校卒業時の県内就職の状況	13
8 ひきこもりの状況	14
9 ひとり親家庭等の状況	14
10 こどもの貧困の状況	16
11 特別支援学校等の在籍児童生徒数等	18
12 社会的養育を必要とするこども等の状況	19
13 情報通信（インターネット）環境	20
14 犯罪被害等の状況	20
15 暴力行為の発生件数	21

第3章 計画の基本的な考え方

1 目指す社会像	22
2 基本理念	23

第4章 施策の展開

1 施策体系	24
2 施策の具体的な内容	25

基本理念Ⅰ 全てのこどもが個人として尊重され、幸せな暮らしを送ることができる社会づくり

重点推進事項1 こども・若者の権利が尊重され、活躍できる環境づくり

基本施策(1) こども・若者の権利についての理解を深める取組の推進	25
施策① こども・若者が権利の主体であることについての県民意識の醸成、人権教育の推進	25
施策② 性別にかかわりなくこども・若者が自分の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消	26
施策③ こどものSOSの出し方に関する教育の推進	27
施策④ こども・若者の社会参画や意見表明の機会の充実	28
基本施策(2) たくましいこどもの育ちを支え、若者が活躍できる社会づくり	30
施策① 相談窓口や活用できる施設についての情報提供と切れ目ない相談・支援体制づくり	30
施策② 全てのこども・若者が自由に過ごせる居場所づくりへの支援	31

施策③	子どもの生きる力の育成	32
施策④	地域における子育て・子どもの育ちの支援の輪の拡大	34
施策⑤	地域全体で子ども・若者を育む意識の醸成	35

**基本理念Ⅱ こどもを安心して産み育てることができる社会づくり
～子どものライフステージに応じてみんなで支える社会づくり～**

重点推進事項2 安心して妊娠・出産できる環境の整備（妊娠前から幼児期まで）

基本施策(3)	妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保	37
施策①	妊娠・出産に関する正しい知識の普及、相談体制の強化	37
施策②	保健、医療、福祉の連携による安心して妊娠・出産・子育てできるための 切れ目ない支援体制の推進	38

重点推進事項3 幼児期までの子どもの育ちの支援（出産後から幼児期まで）

基本施策(4)	子どもの誕生前から幼児期までの子どもの成長の保障	40
施策①	多様な保育ニーズへの対応	40
施策②	幼児期の教育・保育の質の向上	41
施策③	幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続	42
施策④	保育士等の人材確保・育成・待遇改善	43

重点推進事項4 全ての子どもの学びの機会の確保と心身の健康づくり（学童期・思春期）

基本施策(5)	発達の段階に応じた学びの充実	44
施策①	子どもたちの学びと成長を支える指導体制の充実	44
施策②	学校教育等による確かな学力の育成	45
施策③	インクルーシブ教育システムの推進	46
施策④	地域等における学習支援	48
基本施策(6)	健康な体と心を育む環境づくり	49
施策①	小児医療体制の充実	49
施策②	生活習慣の確立と学校・家庭・地域が連携した食育の推進	50
施策③	性や結婚・妊娠・出産・育児に関する理解を深める教育の推進	51
施策④	道徳教育や情報モラル教育の推進	52
施策⑤	子どもの心理的・社会的ケアに向けた教育相談体制の充実	53
施策⑥	発達の段階に応じたキャリア教育	54
施策⑦	消費者教育の推進	55

重点推進事項5 こども一人ひとりに応じたきめ細かな支援の確保（学童期・思春期）

基本施策(7)	居場所づくり	56
施策①	子どもが安全・安心に過ごせる多様な居場所の情報提供と理解の促進	56
施策②	放課後等の子どもの居場所づくり	57
基本施策(8)	いじめ防止や不登校等の支援	59
施策①	子どもと子どもに関わる全ての人々の人権意識の向上	59
施策②	学校におけるいじめ、不登校等の悩みを抱える子どもへの相談支援体制 の強化	59
施策③	学び直しの支援	61

重点推進事項6 若者が自立し、自らの意思で将来の夢や希望を選択できる社会づくり（青年期）

基本施策(9)	若者の雇用と経済的自立に向けた高等教育・就労支援の充実	62
施策①	高等教育段階の修学支援	62
施策②	若い世代の就労支援と早期離職者への支援	63

基本施策(10) 結婚支援の充実	65
施策① 結婚に対する啓発活動・情報発信	65
施策② 出会いの場づくりとマッチング支援の強化（出会いの機会、場の創出支援）	66
基本施策(11) 悩みや不安を抱える若者や家族への相談支援の充実	67
施策① ひきこもり当事者や家族に対する相談支援の充実	67
施策② 若年無業者の職業的自立に向けた相談・就労体験支援	67
施策③ 市町村の「子ども・若者総合相談センター」の設置	68
施策④ 「島根県子ども・若者支援地域協議会」に参画する自治体・民間支援団体間のネットワークの活用	69

重点推進事項7 子育て当事者への支援

基本施策(12) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	70
施策① 子育てに関する経済的負担の軽減	70
施策② 就学に伴う経済的負担の軽減	71
施策③ 生活困窮家庭への生活支援、就労支援	72
基本施策(13) 地域における子育て支援、家庭教育の支援	74
施策① 地域のニーズに応じた子育て支援の推進	74
施策② 放課後児童クラブ等の充実	75
施策③ こどもと家庭の相談体制の強化	76
施策④ 親子の交流や相談の場の充実	77
施策⑤ 家庭の教育力の向上支援	78
施策⑥ 地域ぐるみで子育て・こどもの育ちを支援する輪(ネットワーク)の拡大	79
施策⑦ 子育てにやさしい住まいの拡充	81
基本施策(14) 安心して子育てや仕事に取り組むことができる環境づくり	82
施策① 子育てしながら働きやすい環境づくり	82
基本施策(15) ひとり親家庭への自立支援	84
施策① ひとり親家庭の相談機能の充実、子育て・生活支援	84
施策② ひとり親家庭の経済的自立に向けた支援	85

基本理念III 特に支援が必要なこどもと家庭が安心して暮らせる社会づくり

重点推進事項8 特に支援が必要なこどもの健やかな生活の支援

基本施策(16) こどもの貧困の解消に向けた対策	87
施策① 苦しい状況にあるこども・若者の早期把握、支援につなげる体制の強化	87
施策② こどもや保護者への支援の充実と環境づくり	88
基本施策(17) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援	89
施策① 障がいのあるこども・医療的ケア児等への支援、ともに暮らすことができる地域づくり	89
施策② インクルーシブ教育システムの推進によるこども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援の充実	91
基本施策(18) 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援	92
施策① 慢性の疾病、難病を抱えるこどもと家族への相談・支援	92
基本施策(19) 在留外国人のこども・若者や海外から帰国したこどもたちへの支援	93
施策① 外国人住民との相互理解の促進による多文化共生の地域づくり	93
施策② 日本語指導が必要なこどもへの支援	94
基本施策(20) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	95
施策① 児童虐待の未然防止と早期発見、早期対応	95
施策② 社会的養護を必要とするこどもや家庭への専門的で適切な支援	96
施策③ ヤングケアラーへの支援	97
施策④ 当事者であるこどもの権利擁護	98

基本施策(21) こども・若者の自死対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	99
施策① 学校・地域における心の健康づくりとこども・若者の自死対策	99
施策② インターネット等をめぐる問題への対策の推進	100
施策③ 性犯罪・性暴力対策	101
施策④ 非行防止や非行・犯罪に及んだこども・若者等への相談支援、自立支援	102
施策⑤ こども・若者を犯罪被害等から守り育てる安全・安心なまちづくり	103

第5章 教育・保育等の提供及び人材の確保・養成

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域	106
2 各年度における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容、実施時期	106
3 認定こども園の需給調整に関わる特例措置等	118
4 乳児等通園支援事業に係る教育・保育等の一体的提供及び教育・保育等の推進に関する体制の確保	120
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	120
6 保育士・保育教諭・幼稚園教諭の確保及び資質の向上に必要な支援	120
7 地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上に必要な支援	126

第6章 計画の推進

1 官民が一体となった推進	127
2 全庁的な推進	127
3 国・市町村との連携	127
4 計画の点検・評価・見直し	127

資料編（別冊）

資料 1	目的を達成するための主要事業
資料 2	島根県子ども・子育て支援推進会議条例
資料 3	島根県子ども・子育て支援推進会議委員名簿
資料 4	島根県社会福祉審議会条例・島根県社会福祉審議会規則
資料 5	島根県社会福祉審議会児童福祉専門分科会健全育成部会委員名簿
資料 6	島根県子どものセーフティネット推進計画策定委員会設置要綱
資料 7	島根県子どものセーフティネット推進計画策定委員会委員名簿
資料 8	審議等の状況
資料 9	令和5年度島根県内の独身者を対象とした結婚に関するアンケート調査の主な結果
資料 10	令和5年度島根県の子育て支援に関する意識調査の主な結果
資料 11	令和5年度保育士確保等に関する実態調査（保育士調査／事業所調査）
資料 12	令和5年度島根県ひとり親家庭等実態調査 調査結果について
資料 13	令和6年度ヤングケアラーに関する調査結果について
資料 14	令和6年度島根県子どもの生活に関する実態調査 報告書（概要版）
資料 15	主な関係法令等一覧

変更履歴

令和7年 3月 策定

令和7年12月 変更（第5章に令和8年4月から事業開始する乳児等通園支援事業に関する事項を追加）

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

島根県においては、令和2（2020）年4月に「しまねっ子すぐすくプラン（島根県次世代育成支援行動計画、島根県子ども・子育て支援事業支援計画、島根県ひとり親家庭等自立促進計画）」を策定し、少子化対策や子ども・子育て支援施策などを推進してきました。

その間においても、全国的に出生数は年々減少し、令和5（2023）年の全国の出生数は72.7万人と過去最少となりました。また、合計特殊出生率も低下傾向にあり、同年の全国の合計特殊出生率は1.20で過去最低となり、少子化、そしてそれに伴う人口減少には歯止めがかからない状況です。

島根県においても、全国的な少子化傾向の影響を受け、令和5（2023）年の出生数は3,759人と過去最少となり、また合計特殊出生率も1.46と、全国的には上位を維持しているものの過去最低となっています。

雇用の不安定さや長時間労働、また、従来からの女性に偏った家事・育児の負担、そして子育てや教育に係る経済的負担の重さなど、就職や結婚、子育てといった大事なライフイベントが重なる時期において、若い方々の将来不安が解消されず、結婚すること、またこどもを産み育てることをためらう、或いは望んでも実現しにくいといった状況が結果的に大きく影響しているものと考えられます。

こうした中で国においては、令和5（2023）年4月に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進するための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すこととされています。また同年12月には、これまで別々に策定されてきた少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策の基本的な方針等を一元的に定めた「こども大綱」が閣議決定されました。都道府県においても、こども基本法の規定により、こども大綱を勘案してこども施策を総合的に推進するためのこども計画の策定に努めることとされています。

(2) 計画の目的

島根県では、多世代同居の割合が高く、待機児童率も低いことなどを背景に、育児をしている女性の有業率が高く、子育てしながら働きやすい環境があります。

このような強みを活かしながら、人口減少に歯止めをかけるための取組を進めていかなければなりません。

結婚や出産は、あくまでも個人の自由な意思に基づくものであることを前提とした上で、若い世代が結婚や出産、子育てという人生の重要な選択ができる環境を整え、その希望を安心してかなえられるよう、こどもや若者、子育て当事者の人生を切れ目のない視点で捉えて取組を進めることが必要です。

こどもは生まれてから乳幼児期、学童期、思春期、青年期と、保護者や地域社会の大人との関わりや学び・体験を通じて心身ともに成長するため、こどもを取り巻く環境は成長の過程に大きく影響し、人生における選択にも関わってきます。したがって、経済的な困難を有するこども、虐待を受けたこども、障がいのあるこども、ひとり親家庭のこども等、困難を抱えるこどもを含めた全てのこどもが健やかに成長できるよう、困難の早期発見から保護・支援につなぐ体制の整備や社会的養育体制の充実をはじめとする各種相談支援体制の強化を図る必要があります。

また、こどもや若者、家庭が抱える課題や困難は、様々な要因が複合的に重なり合って、いじめ、不登校、ひきこもり、孤独・孤立、非行といった様々な生きづらさとして表れることがあります。全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全に安心して過ごすことができる居場所を持ち、様々な人との関わりや多様な体験活動等を通じて、自己肯定感や自己有用感を高めるとともに、他者を尊重する人権意識を育てることが重要となります。

こうしたそれぞれのこども・若者の状況に応じた支援が、義務教育の開始・終了年齢や、成年年齢である18歳、また20歳といった特定の年齢で途切れることなく切れ目なく行われるよう、教育・保育、保健、医療、療育、福祉といった様々な分野の関係者が有機的に連携し、こどもや若者、子育て当事者が将来への安心感や見通しを持つことができる社会をつくっていかなければなりません。

島根県ではこれまで「しまねっ子すくすくプラン」、「しまね青少年プラン」及び「島根県子どものセーフティネット推進計画」において、子育て支援、こども・若者支援、こどもの貧困対策を実施してまいりましたが、こども基本法やこども大綱を踏まえ、県が進めるこども施策の取組の内容、目標等を明確にするため、新たな「しまねっ子すくすくプラン」に他の計画を一元化し、島根県こども計画として策定することとしました。

この計画に基づき、島根県では、こども一人ひとりが健やかに成長することができるよう、幼児期の教育・保育、子育て支援の適切な量の確保・質の向上等に取り組むとともに、困難を抱えるこどもや若者、子育て家庭を早期に発見し、保護・支援につなげる体制の強化を図り、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができ、若い世代がこどもを産み育てることに希望が持てる社会づくりを目指します。

2 計画の性格（法定計画、他の県計画との関係等）

この計画は、こども基本法第10条第1項の規定に基づく「都道府県こども計画」として、下記の個別法に基づく計画を一体化し、県のこども施策を総合的に推進することを目的として策定しています。

- ・ 次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく都道府県行動計画
- ・ 子ども・子育て支援法第62条第1項に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項に基づく都道府県自立促進計画
- ・ 子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に基づく都道府県子ども・若者計画
- ・ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第1項に基づく都道府県計画

また、この計画は、島根創生計画をはじめ、下記の県計画との整合性を図り、連携して施策を推進します。

- ・ 島根県男女共同参画計画
- ・ 島根県社会的養育推進計画
- ・ 島根県保健医療計画
(成育医療等基本法に基づく成育医療等基本方針を踏まえた「健やか親子しまね計画」を含む)
- ・ 島根県地域福祉支援計画
- ・ 島根県自死対策総合計画
- ・ 島根県障がい者基本計画
- ・ 島根県障がい福祉計画・島根県障がい児福祉計画
- ・ しまね教育振興ビジョン
- ・ 島根県教育大綱
- ・ しまねの架け橋期の教育ガイド
- ・ 島根県人権施策推進基本方針

3 計画の対象者等

この計画に定めるこども施策とは、次の3つを言います。

- ・ こどもの健やかな成長や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主たる目的とするこども施策
- ・ こどもや子育て家庭に関係する施策
- ・ こどもに関する施策と連続性を持って行われるべき若者に関する施策

また、この計画の施策の対象者は、こども基本法及びこども大綱に定める「こども（心身の発達の過程にある者）」と「若者」、「子育て当事者」です。

○「こども」は次の区分に分けられます。

- ・ 「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）
- ・ 「学童期」（小学生年代）
- ・ 「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）
- ・ 「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）

○「若者」には法令上の定義はありませんが、前述の「思春期」及び「青年期」にあたるため、「こども」と「若者」は重なり合う部分があります。

○「ポスト青年期の者」とは、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者をいいます。

4 計画の期間

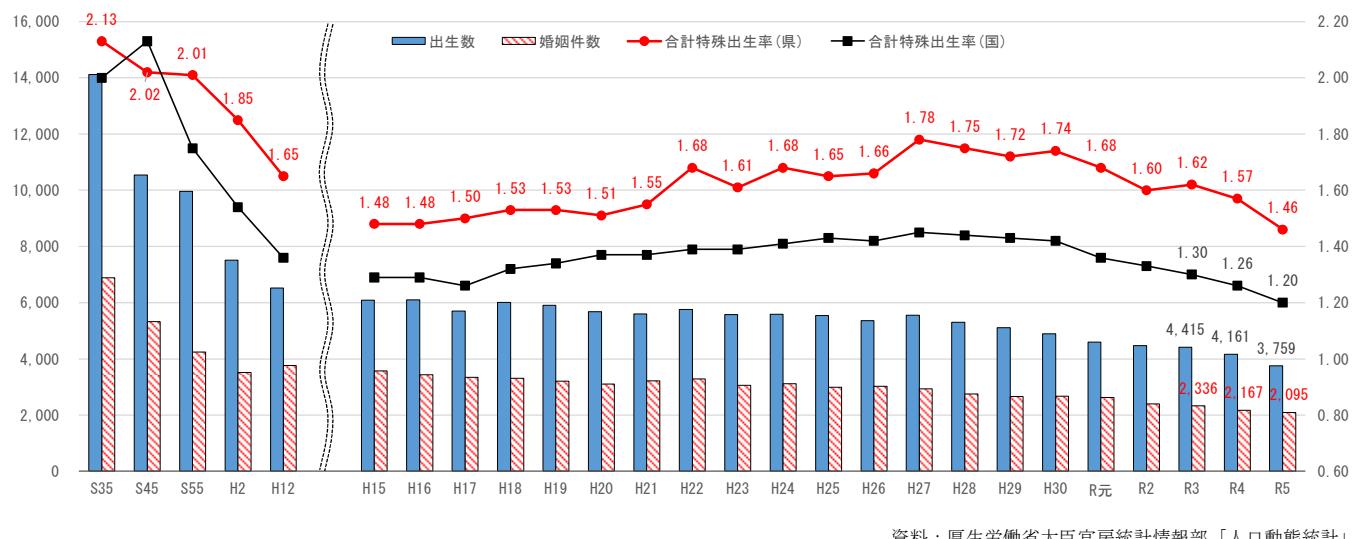
計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

第2章 島根県のこども・子育てを取り巻く現状

1 少子化の進行

- 島根県の合計特殊出生率は、平成 17 年以降増加傾向にありましたが、平成 27 年をピークに減少傾向に転じています。令和 5 年の合計特殊出生率は 1.46 で、全国平均 1.20 より高い状況（全国 6 位）にあります。

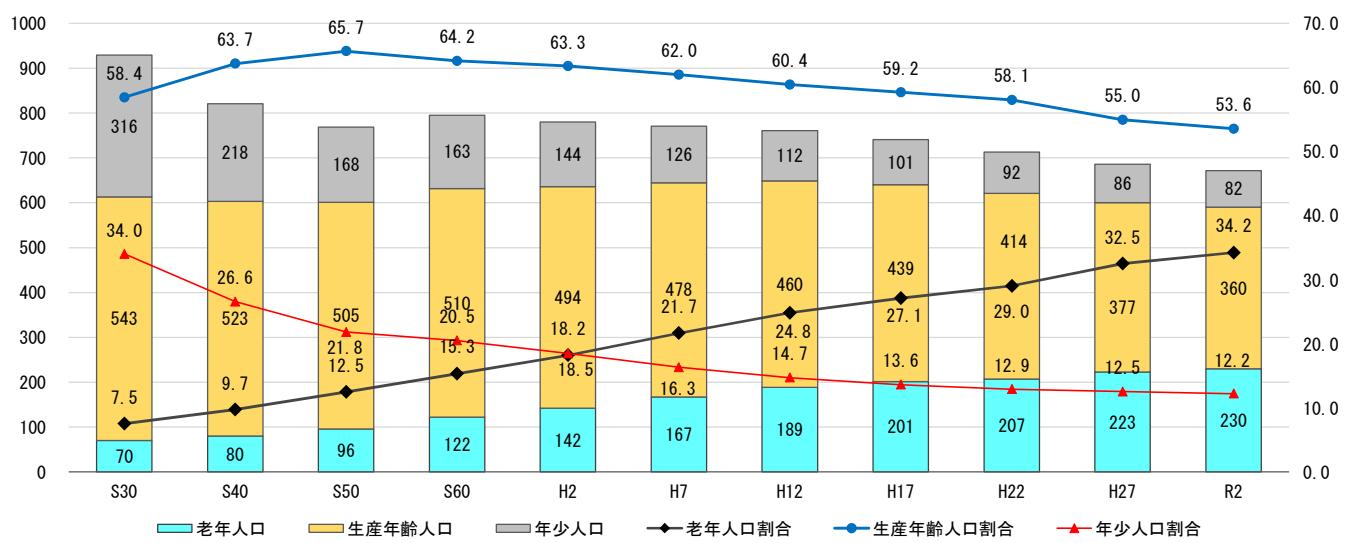
【図表 1】出生数と婚姻件数、合計特殊出生率の推移（全国・島根県）[単位：人・件]



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

- 平成 2 年を境に、年少人口（15 歳未満）と老人人口（65 歳以上）が逆転し、年少人口と生産年齢人口（15 歳～64 歳）が減少する一方で、老人人口が増加しています。

【図表 2】年齢階級（3 区分）別人口・年齢構造指数（島根県）[単位：千人・%]



資料：総務省統計局「国勢調査報告」

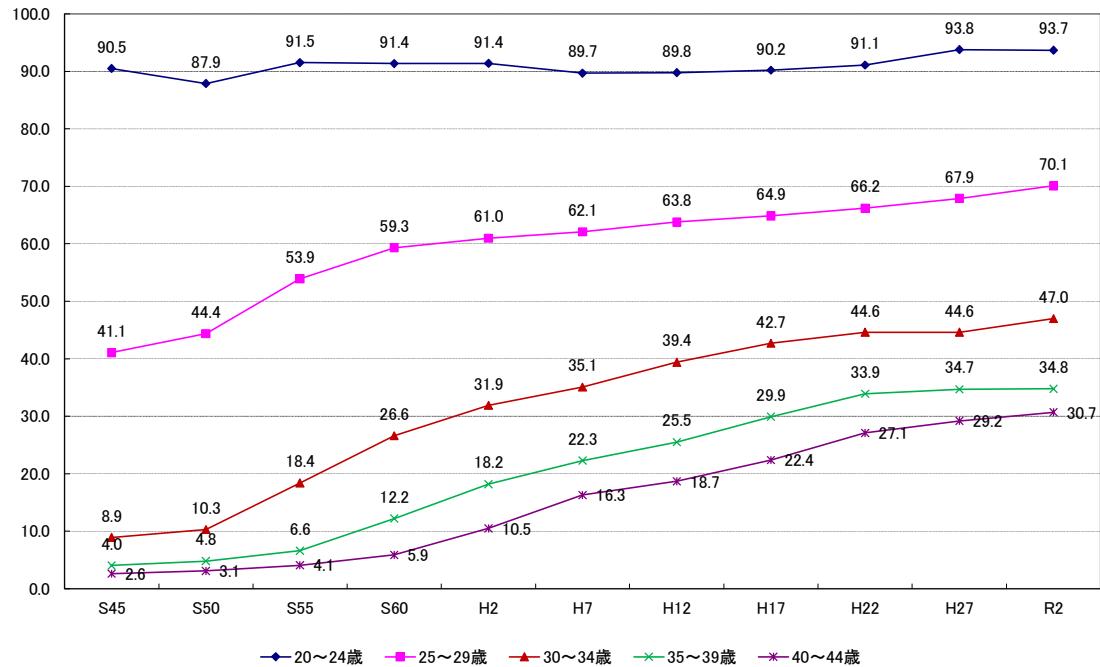
2 少子化の要因

少子化の要因として、「未婚・晩婚化の進行」や「夫婦の出生児数の減少」、「子どもを産む若い世代の人口の減少」等があげられます。

(1) 未婚化・晩婚化の進行

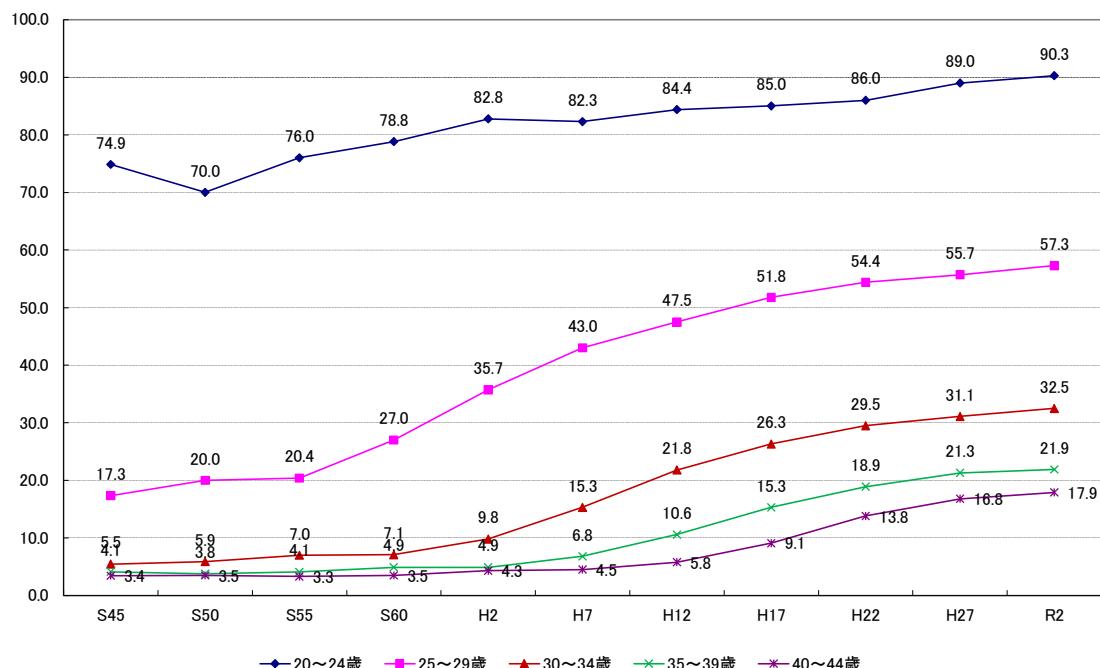
○ 島根県の未婚率は、男女ともほぼ全ての年代で上昇しています。

【図表3】男性年齢階級別未婚率（島根県）【単位：%】



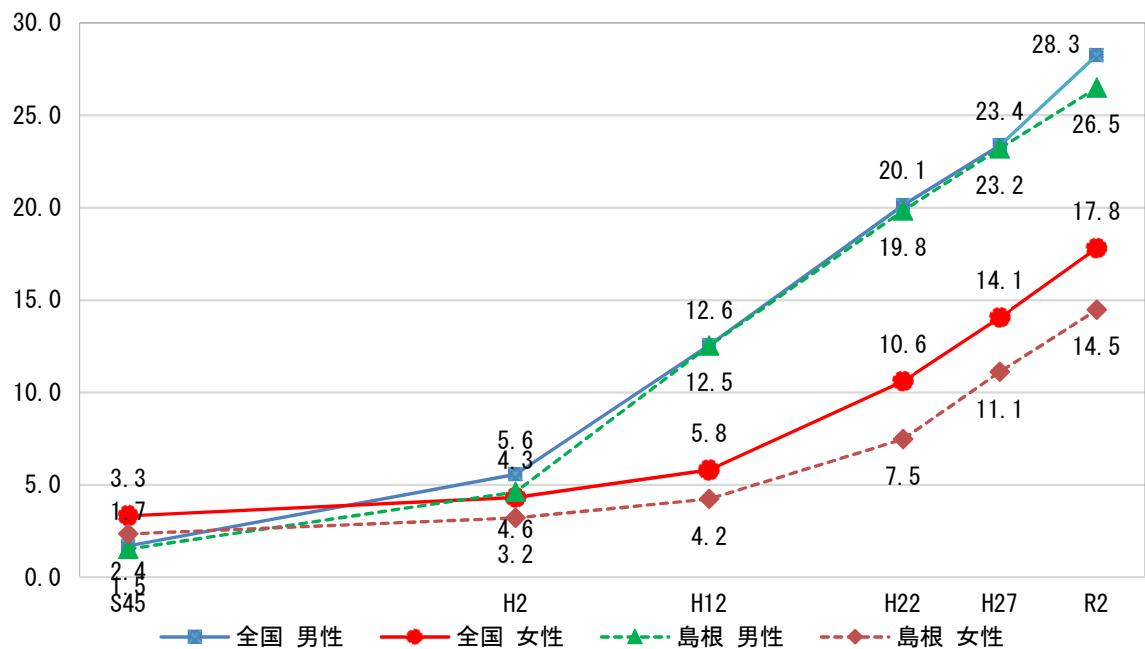
資料：総務省「国政調査」

【図表4】女性年齢階級別未婚率（島根県）【単位：%】



資料：総務省「国政調査」

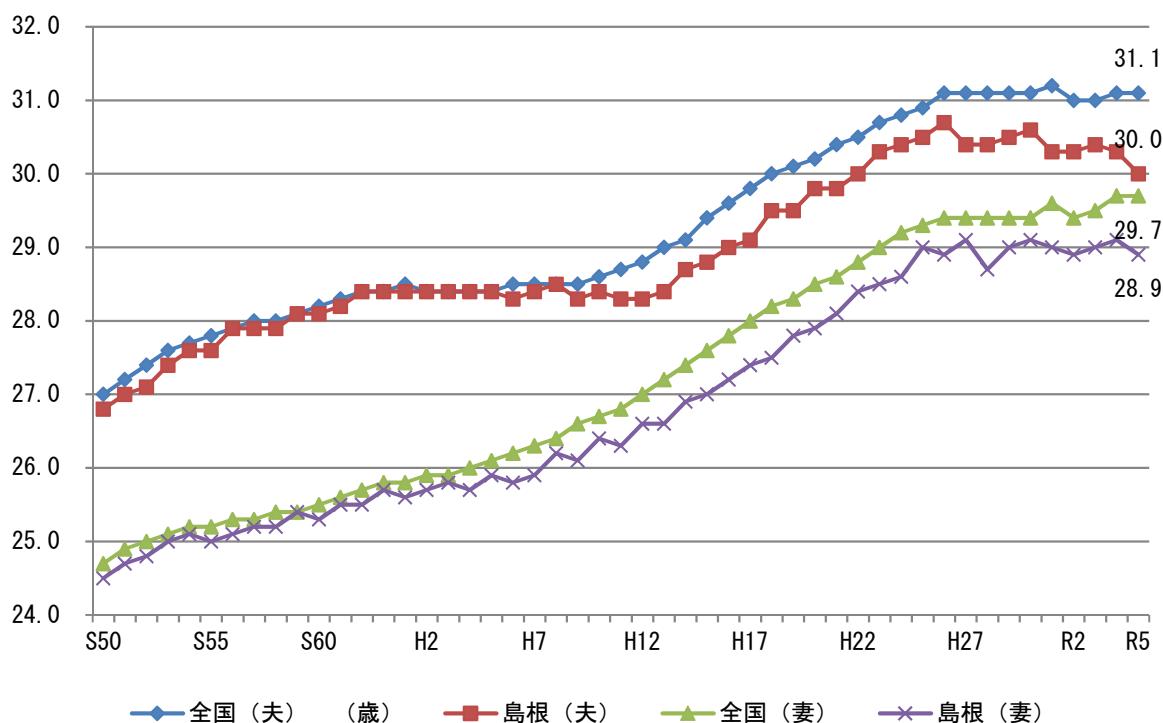
【図表5】50歳時未婚割合の推移（全国・島根県）[単位：%]



資料：国立社会保障・人口問題研究所
45～49歳と50～54歳未婚率(配偶関係不詳を除く人口を分母とする)の平均値。
全国は沖縄県を含む。*配偶関係不詳補完結果に基づく。

- 全国・島根県ともに平均初婚年齢は年々上昇傾向にあり、晩婚化が進んでいますが、近年は横ばいとなっています。

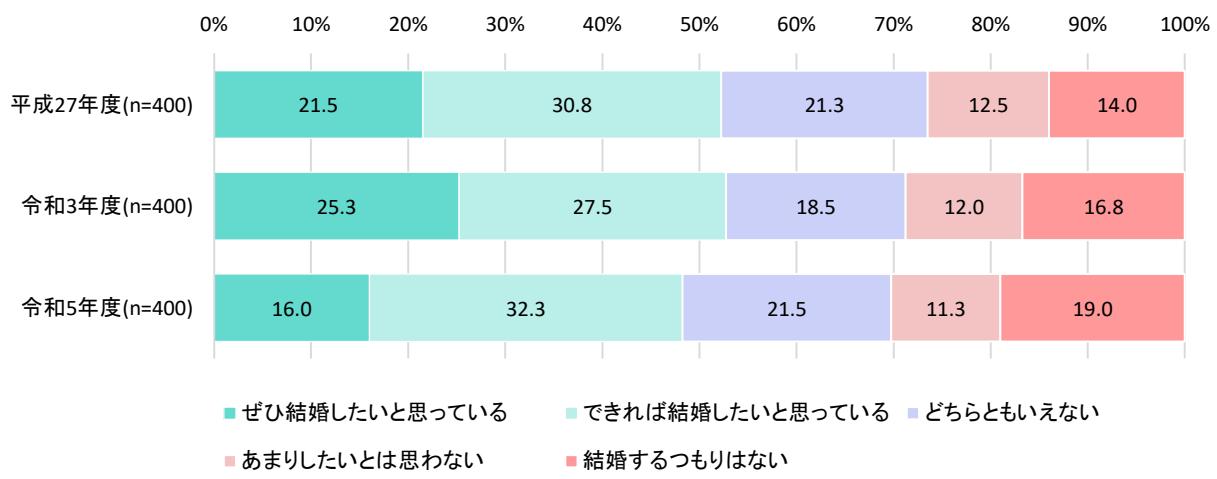
【図表6】平均初婚年齢の推移（全国・島根県）[単位：歳]



資料：厚生労働省「人口動態統計」

- 島根県内の独身者を対象とした結婚に関するアンケート調査では、未婚者の結婚に対する考え方については、過去の調査結果と比較すると、「結婚したい」人の割合が下がり、「結婚したくない」人の割合が上がっており、特に、「ぜひ結婚したい」人の割合が低くなっています。

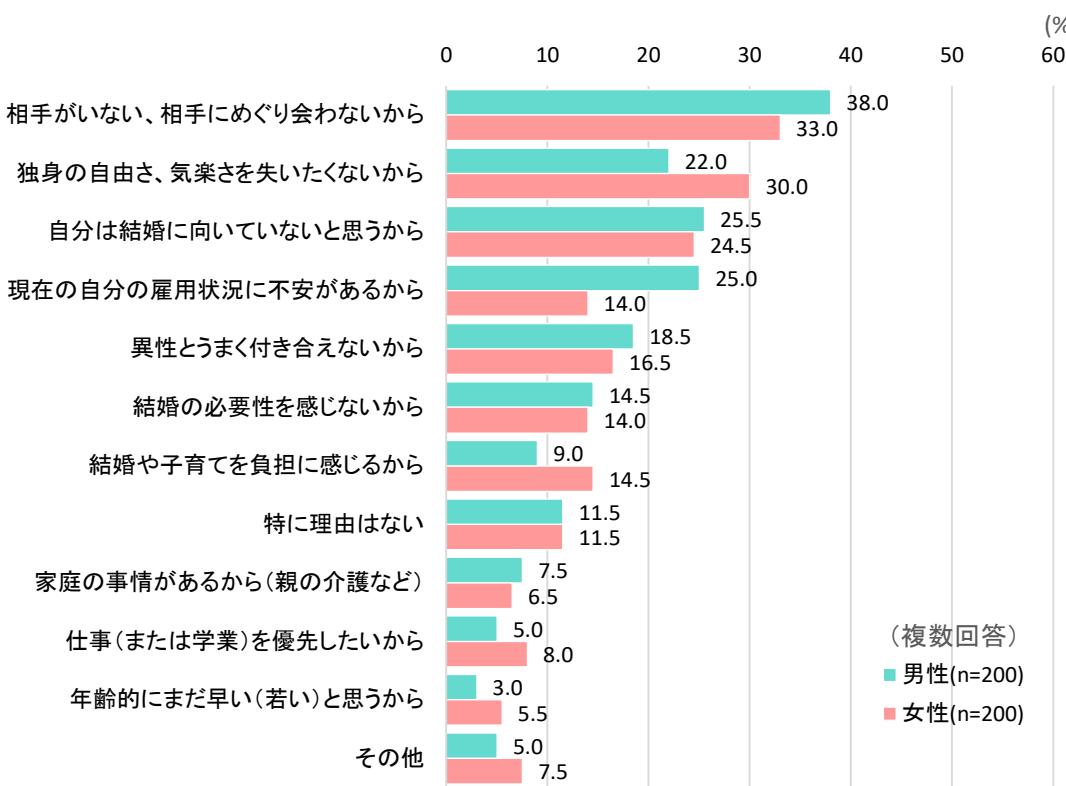
【図表7】独身者の結婚に対する意識（島根県）【単位：%】



資料：島根県「令和5年度島根県内の独身者を対象とした結婚に関するアンケート調査」

- 結婚しない理由としては、「相手がいない、相手にめぐり会わない」が男女ともに最も多くなっています。
- 男女によって差があるものは、「雇用状況に不安がある」は男性が高く男女差は11ポイント、「独身の自由さ、気楽さを失いたくない」は女性が高く男女差は8ポイントと大きくなっています。

【図表8】未婚でいる理由（複数回答）（島根県）【単位：%】



資料：島根県「令和5年度島根県内の独身者を対象とした結婚に関するアンケート調査」

(2) 夫婦の出生児数の減少

- 「理想的な子どもの数」「実際に予定している子どもの数」とともに、平成15年度調査より減少しています。特に「実際に予定している子どもの数」の減少傾向が進んでいます。

【図表9】「理想的な子どもの数」と「実際に予定している子どもの数」の関係（島根県）

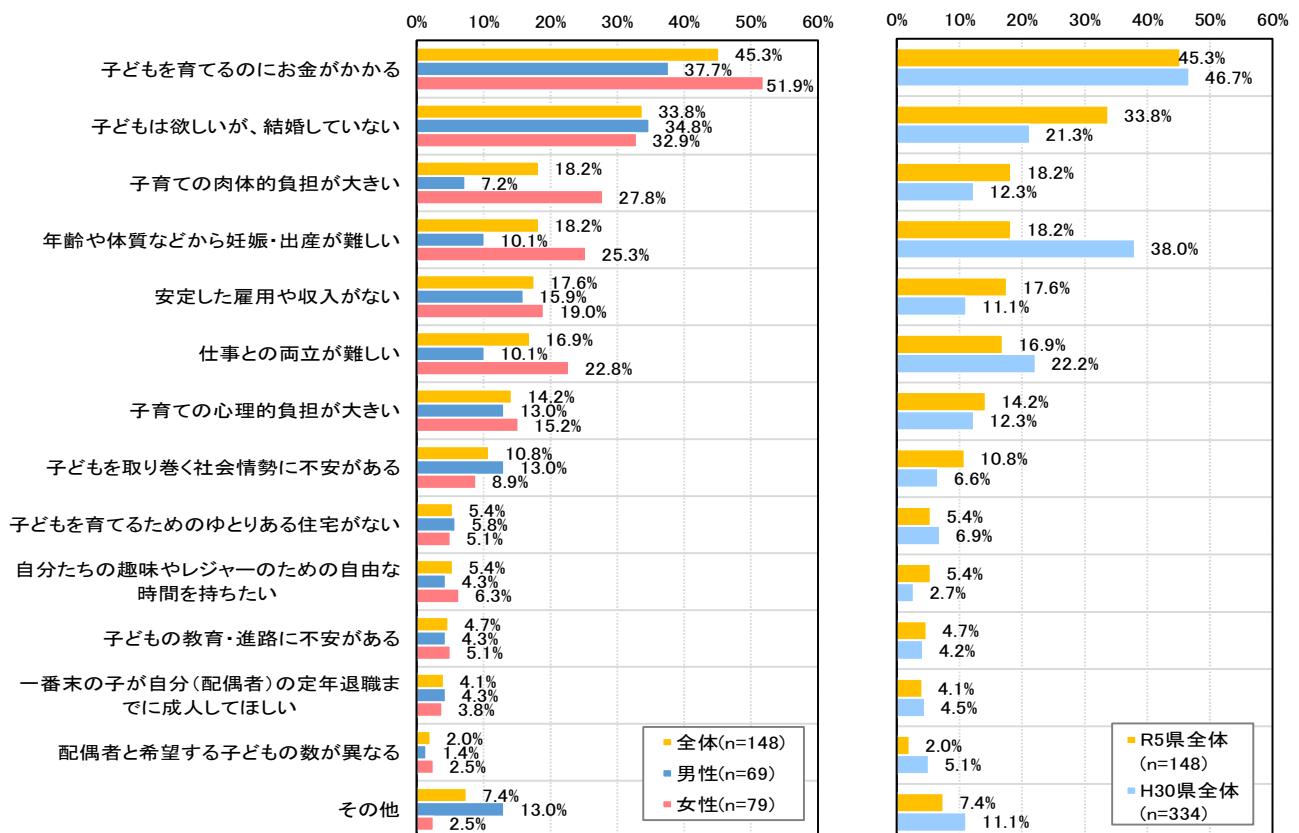
調査 年度	理想的な子どもの数（平均）				実際に予定している子どもの数（平均）			
	全体	18～29歳	30～39歳	40～49歳	全体	18～29歳	30～39歳	40～49歳
H15	2.7	2.4	2.6	2.8	2.2	2.0	2.0	2.3
H20	2.7	2.5	2.7	2.8	2.0	1.6	2.0	2.1
H25	2.6	2.5	2.6	2.6	2.0	1.8	2.1	1.9
H30	2.5	2.3	2.5	2.5	1.8	1.5	2.0	1.8
R5	1.9	2.0	1.9	1.9	1.2	1.0	1.2	1.2

(注) 平成30年度以前と令和5年の調査は、調査対象抽出方法や回収サンプル数等に違いがあるため単純な比較はできない。

資料：島根県「令和5年度島根県の子育て支援に関する意識調査」

- 「理想的子どもの数」より「実際に予定している子どもの数」が少ない理由として、「子どもを育てるのにお金がかかる」が最も高くなっています。また、前回（平成30年度）調査と比較すると、「子どもは欲しいが、結婚していない」人の割合が増加しています。

【図表10】実際に予定している子どもの数が理想より少ない理由（複数回答）（島根県）【単位：%】

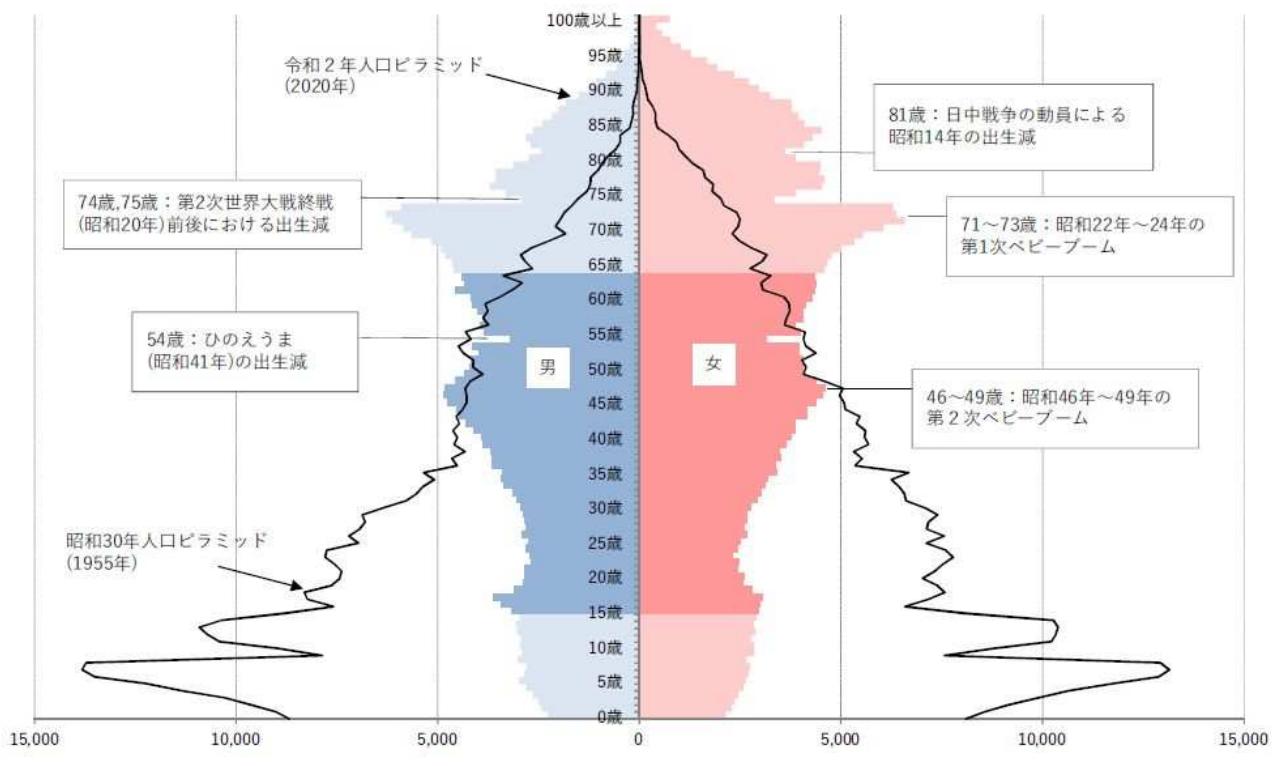


資料：島根県「令和5年度島根県の子育て支援に関する意識調査」

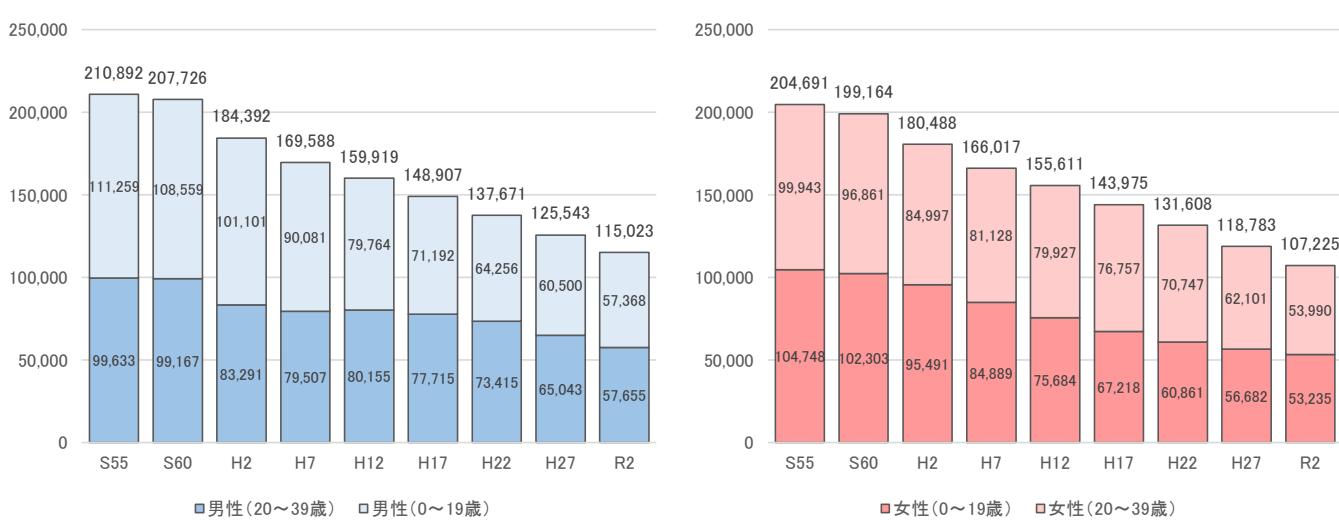
(3) 若い世代の減少

- 島根県では進学・就職による若者の県外への転出が県外からの転入を超過する状況が長く続いており、若い世代の人口が減少しています。

【図表 11】年齢構成（島根県）[単位：人]



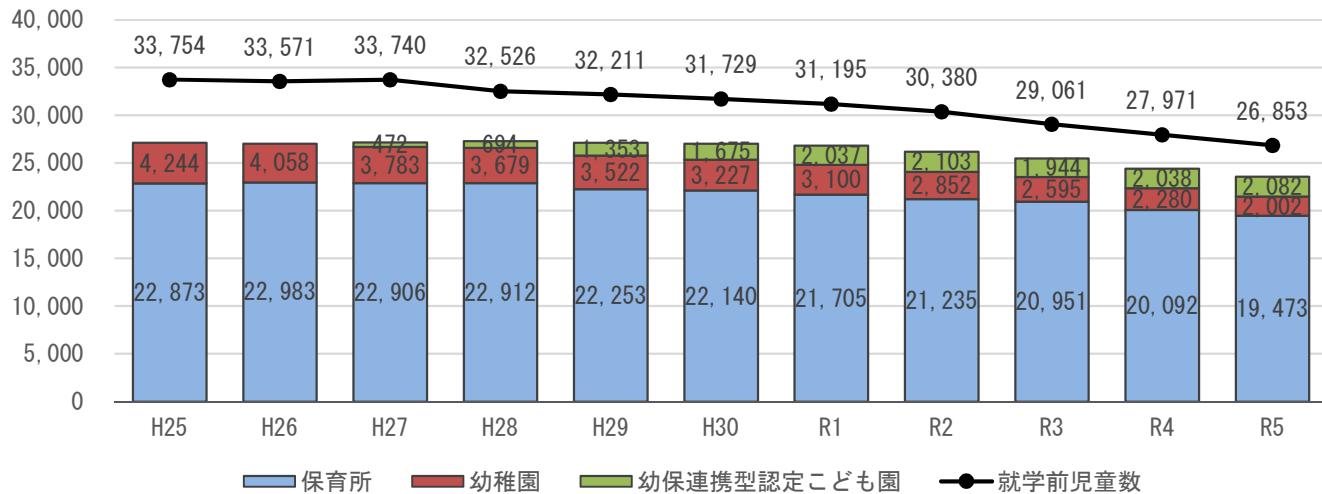
【図表 12】20～39歳及び0～19歳の男性・女性の人口推移（島根県）[単位：人]



3 就学前児童の状況

- 島根県では、就学前児童は減少していますが、保育所、認定こども園等の入所児童数の割合は増加しています。一方で、幼稚園の入所児童や在宅等で保育を受ける児童の割合は減少しています。

【図表 13】就学前児童が育つ場所の年次推移（島根県）[単位：人]

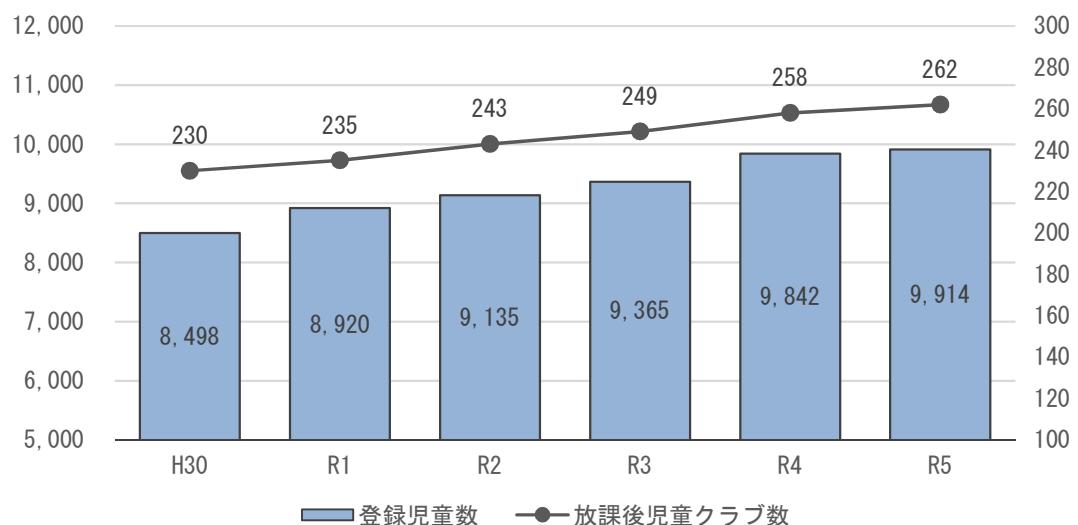


資料：就学前児童数（10月1日現在（6歳未満））：総務省統計局「人口推計年報」
保育所入所児童数（10月1日現在）：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」
幼稚園児数（5月1日現在）：文部科学省「学校基本調査」
幼保連携型認定こども園児数（5月1日現在）：文部科学省「学校基本調査」

4 放課後児童クラブの状況

- 島根県では、令和元年度から令和5年度までの5年間で、放課後児童クラブの登録児童数は約11%（994人）、放課後児童クラブ数は約11%（27か所）増加しています。

【図表 14】放課後児童クラブの登録児童数とクラブ数の推移（島根県）[単位：人・箇所]

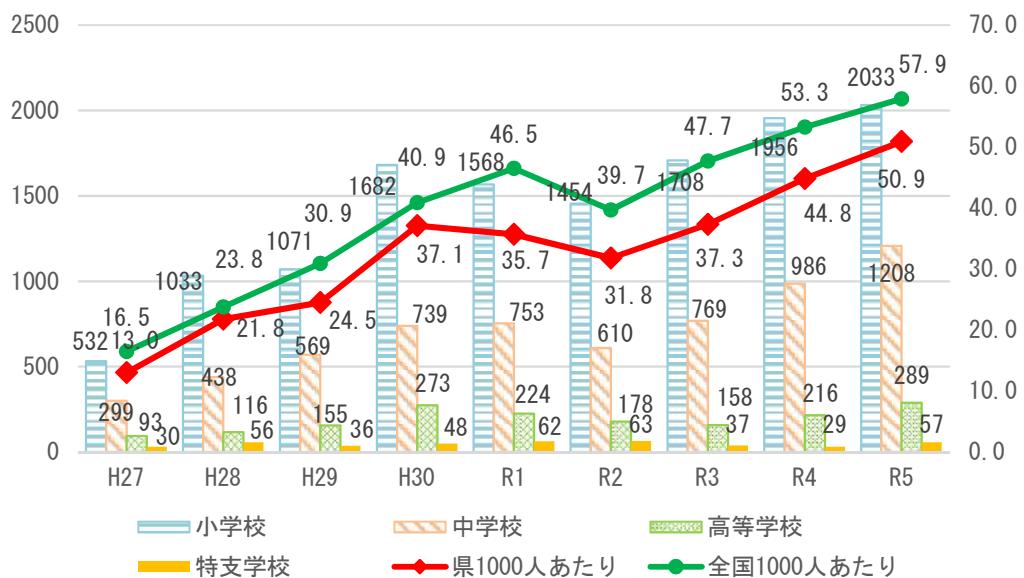


資料：こども家庭庁「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（各年5月1日（令和2年のみ7月1日））」

5 いじめの認知件数の推移

- いじめの認知件数は、全国的にコロナ禍に減少しましたが、令和3年度以降、増加傾向に転じています。島根県内の学校においても、いじめの認知件数は同様に増加傾向にあります。

【図表15】いじめの認知件数の推移（国公私立）[単位：人]

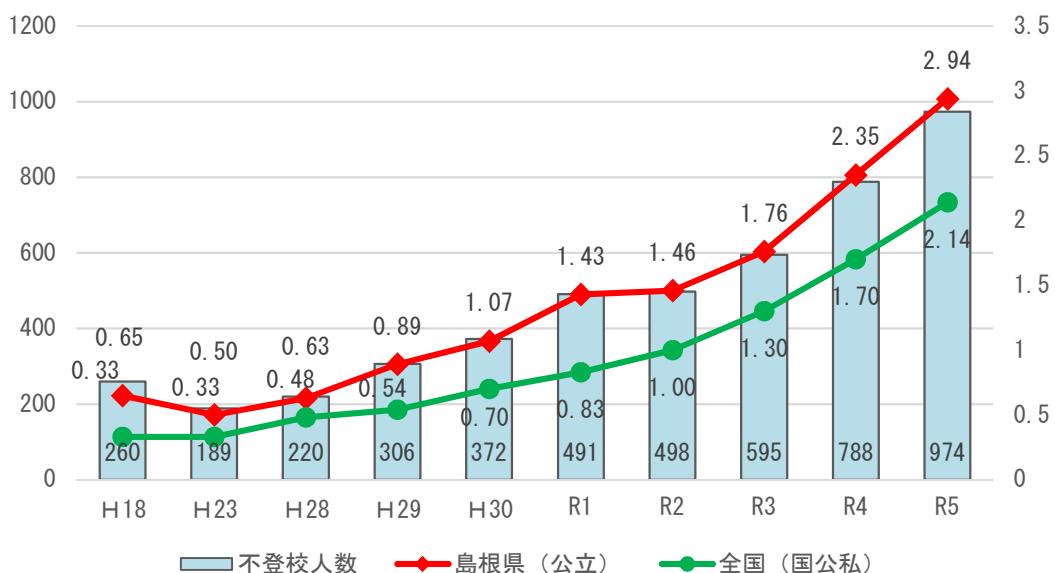


資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（経年）

6 不登校生徒の推移

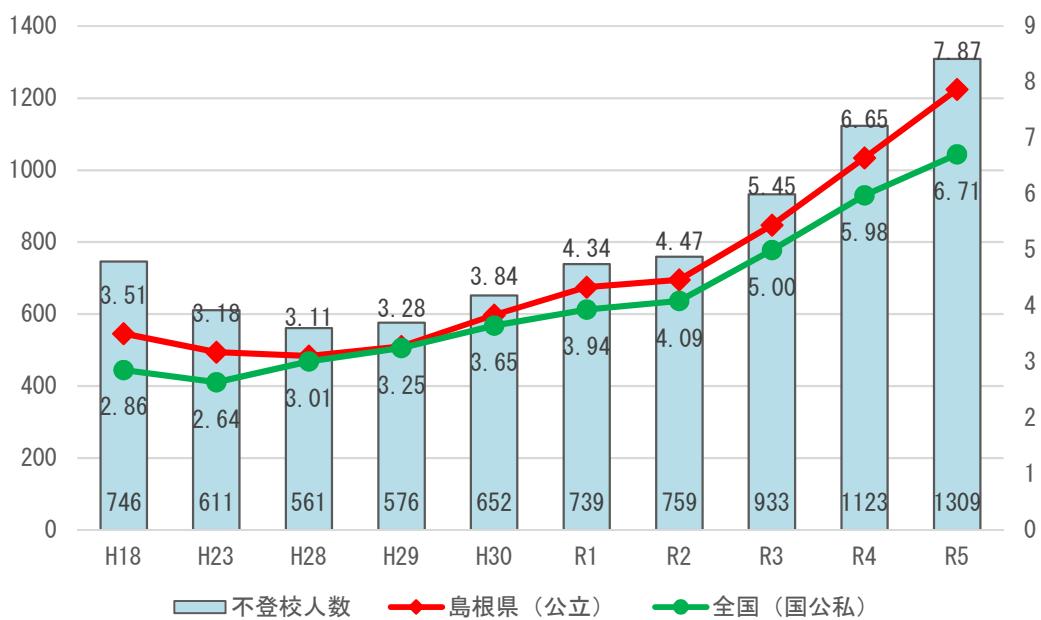
- 島根県の公立小中学校における不登校の児童生徒数の割合は、全国平均と比較して高い状況が続いているいます。

【図表16】不登校児童の推移（公立小学校）[単位：人・%]



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（経年）

【図表 17】不登校生徒の推移（公立中学校）[単位：人・%]



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（経年）

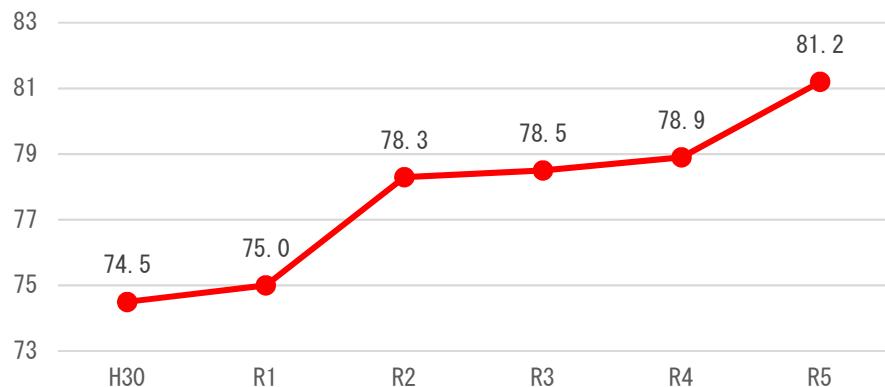
7 高校卒業時の県内就職の状況

- 島根県では、少子化に加え、進学や就職を機に 15~24 歳の若者が県外へ転出する「社会減」により、生産年齢人口が減少し、県内では多くの産業や企業の担い手不足、人材不足が深刻な問題となっています。

反面、女性や高齢者の就業率は全国に比べ高い状況にあり、働き方改革の推進とともに、多様な人材がいきいきと働き続けられる職場づくりに向け、企業では様々な取組が進められています。コロナ禍を契機に普及したオンライン会議やテレワークなどの新しい働き方も、徐々に定着しつつあります。

また、令和 5 年度の高校卒業時の県内就職率は 81.2% と平成 30 年度以降で最高となりました。

【図表 18】高校卒業時の県内就職率（当該年度 3 月時点）[単位：%]

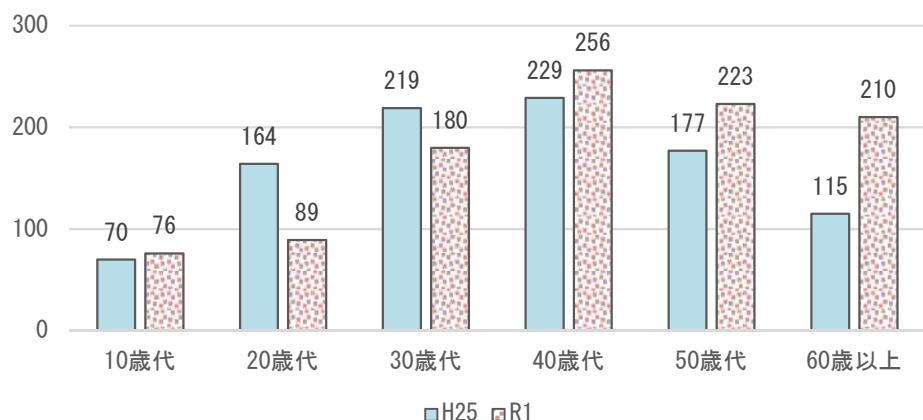


資料：島根県教育委員会「令和 6 年 3 月卒業・修了者の進路・就職状況」

8 ひきこもりの状況

- こども・若者のひきこもりについては平成25年と令和元年を比較すると減少傾向にありますが、40歳代以上については増加しています。こども・若者に限らず、継続した支援体制が必要です。

【図表19】ひきこもりの推移 [単位:人]

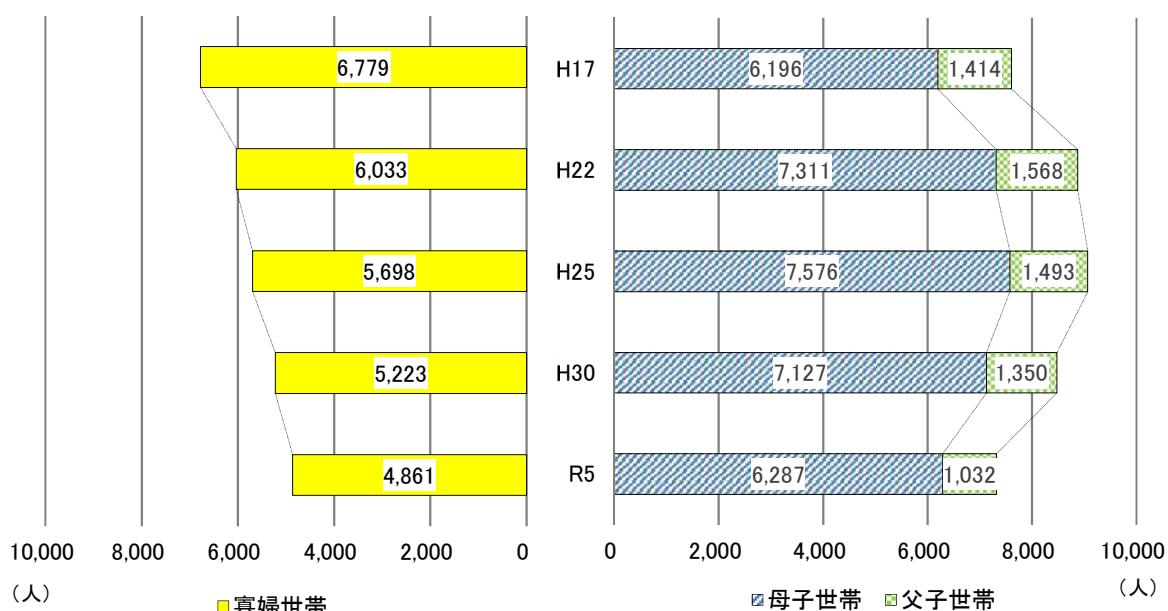


資料：島根県「ひきこもり等に関する実態調査」(R1)

9 ひとり親家庭等の状況

- 島根県内の母子世帯及び父子世帯を合わせた数は、平成25年まで増加傾向でしたが、平成30年以降は減少に転じています。

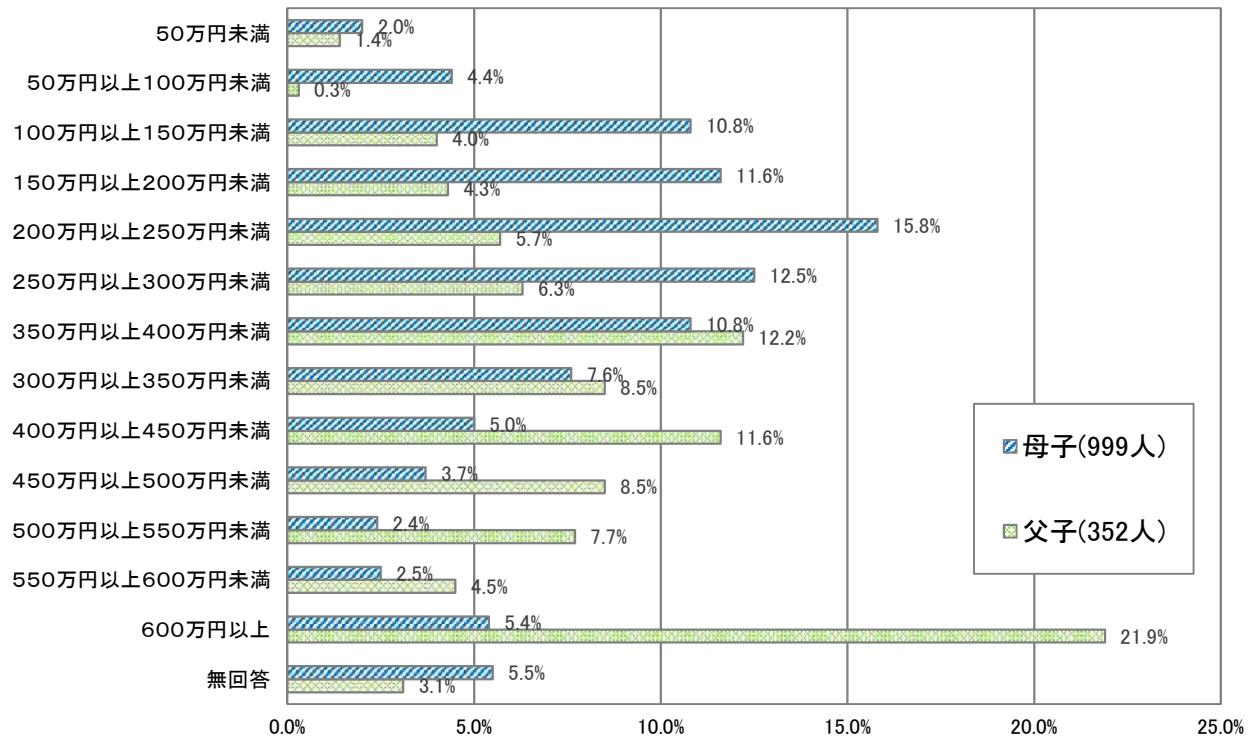
【図表20】ひとり親世帯数の推移（島根県）[単位:人]



資料：島根県「令和5年度島根県ひとり親家庭等実態調査報告書」

- 島根県内のひとり親世帯の年間総収入額は、母子世帯では 200 万円以上 250 万円未満の方が最も多く、母子世帯に比べ父子世帯が高収入の割合が高くなっています。

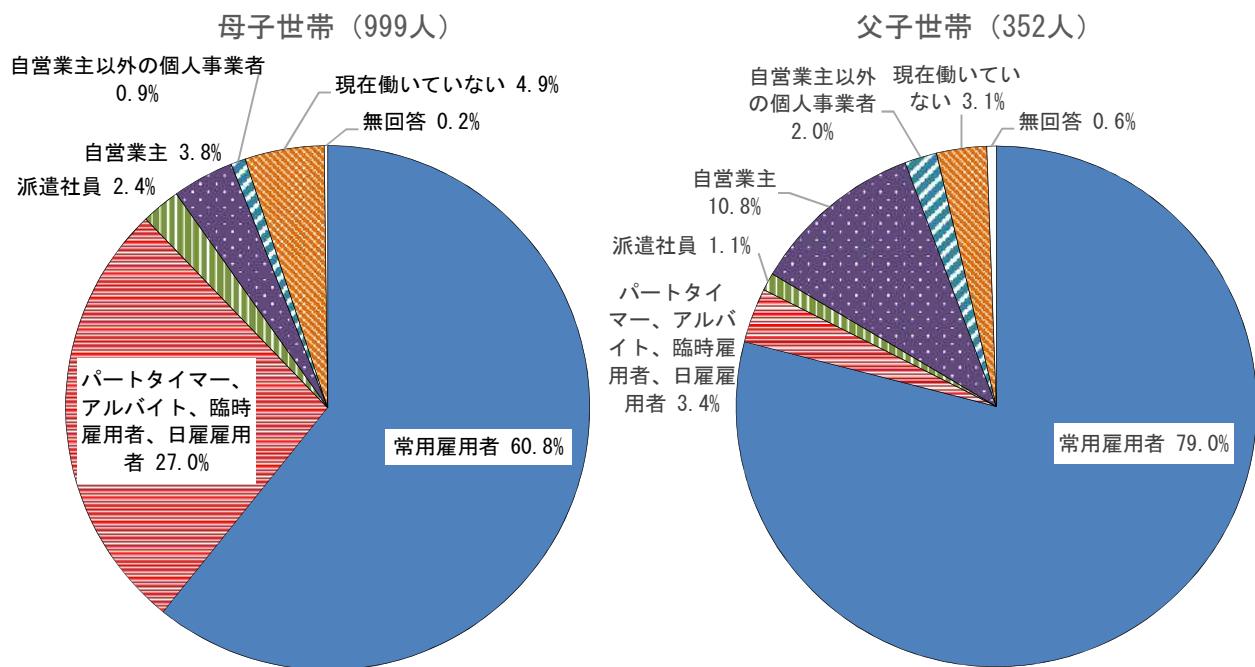
【図表 21】島根県内のひとり親世帯の年間総収入 [単位 : %]



資料：島根県「令和 5 年度島根県ひとり親家庭等実態調査報告書」

- 島根県内のひとり親の方の就業率は 9 割を超えています。母子世帯では常用雇用者は約 6 割、非正規雇用の方は約 3 割となっています。父子世帯では、常用雇用者が約 8 割となっています。

【図表 22】島根県内の母子世帯・父子世帯の就労形態 [単位 : %]

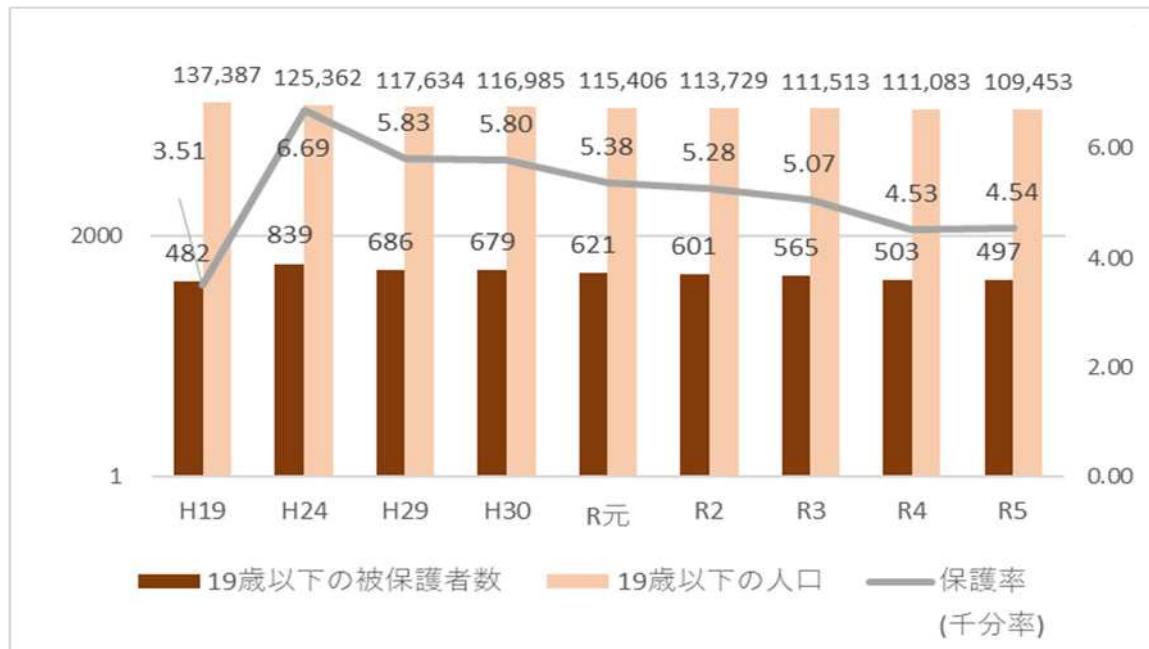


資料：島根県「令和 5 年度島根県ひとり親家庭等実態調査報告書」

10 こどもの貧困の状況

- 島根県の19歳以下人口に占める、生活保護被保護者の割合は近年減少傾向にあります。

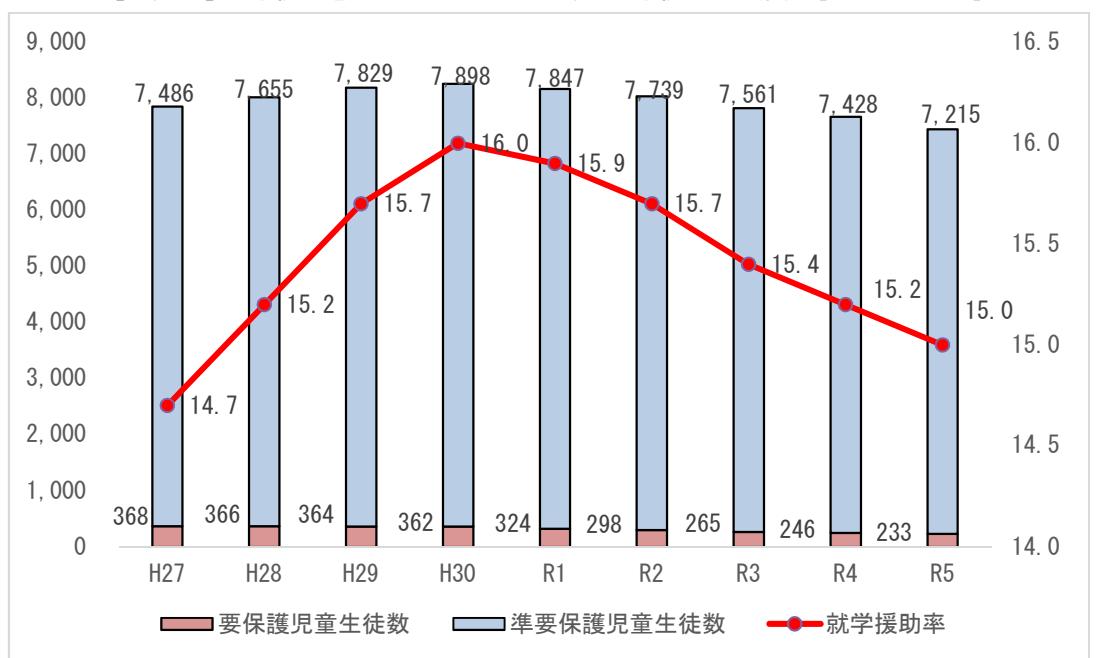
【図表23】19歳以下の保護率の推移（島根県）【単位：人・‰】



資料：「島根の人口移動と推計人口」「被保護者調査」

- 就学援助（要保護児童生徒、準要保護児童生徒）を受けた島根県内の児童生徒の数と割合（就学援助率）は、近年減少傾向にあります。

【図表24】就学援助を受けている子どもの数と就学援助率の推移【単位：人・%】



資料：文部科学省「就学援助の実施状況」

- 島根県が令和6年度に県内の小学5年生、中学2年生、高校2年生とその保護者を対象に実施した「島根県子どもの生活に関する実態調査」においては、子どもの生活における「生活困難」を次の3つの要素から分類しています。

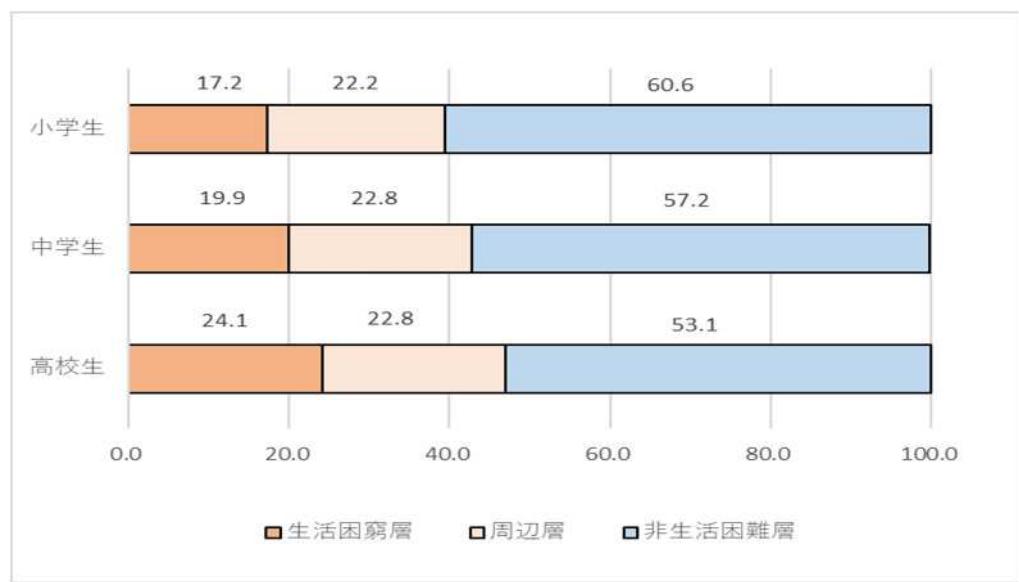
- ① 低所得、②家計の逼迫、③子どもの体験や所有物の欠如

【図表25】生活困難層（生活困窮層、周辺層）、非生活困難層の分類

生活困難層	生活困窮層 + 周辺層
生活困窮層	上記の①～③のうち2つ以上の要素に該当
周辺層	上記の①～③のいずれか1つの要素に該当
非生活困難層	上記の①～③のいずれの要素にも該当しない

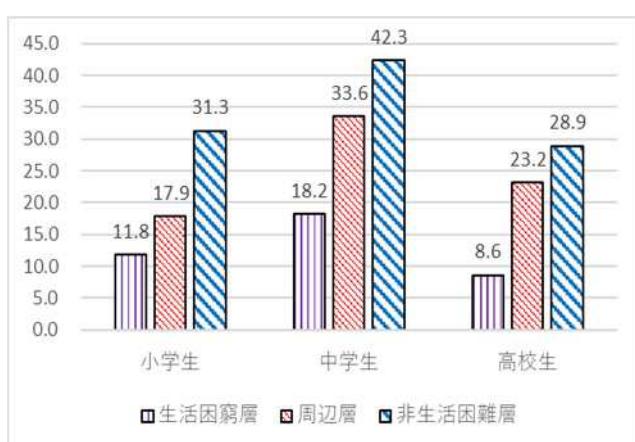
資料：島根県「島根県子どもの生活に関する実態調査」（令和6年度）

【図表26】学校種別 生活困窮層・周辺層・非生活困難層の割合 [単位：%]

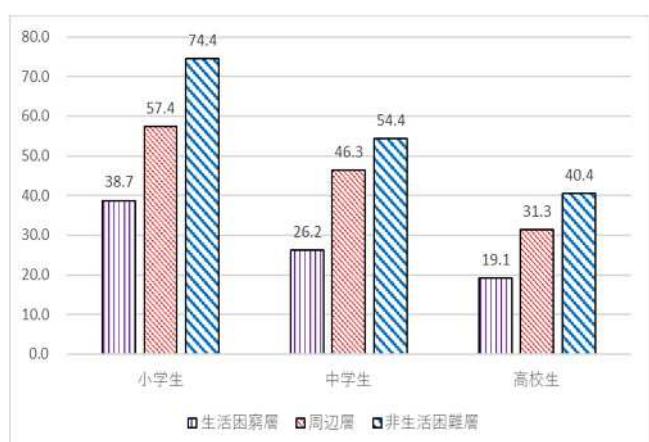


- 「学習塾に通ったり家庭教師がいたりするか（通信教育を含む）」「博物館・科学館・美術館などに行く」などの質問に対して、各学校種において「生活困窮層」「周辺層」「非生活困難層」に差が見られました。

【図表27】「学習塾に通ったり家庭教師がいたりするか（通信教育を含む）」という質問に対し「通っている」と答えた児童生徒の割合 [単位：%]



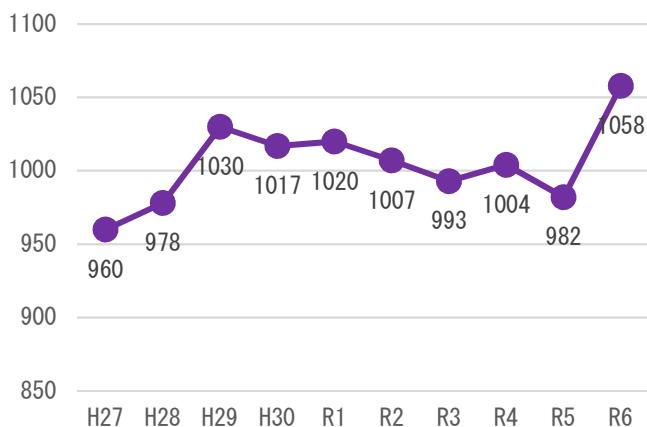
【図表28】子どもの体験の機会の質問で「博物館・科学館・美術館などに行く」と答えた保護者の割合 [単位：%]



11 特別支援学校等の在籍児童生徒数等

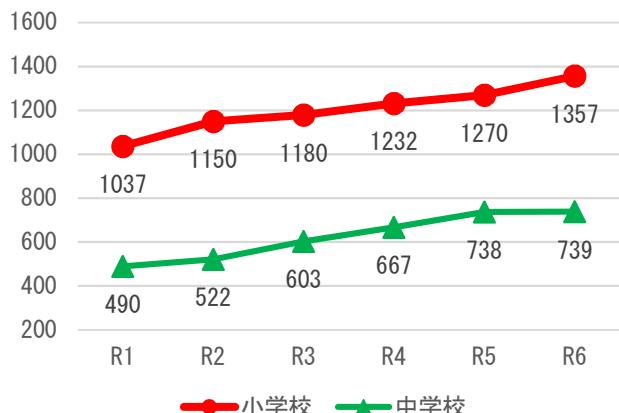
- 特別支援学校の在籍者数は平成 29 年度をピークとして、近年横ばい傾向でしたが、令和 6 年度は増加しています。(とりわけ、知的障がい教育特別支援学校の高等部の生徒数が増加しています。) 小中学校等で発達障がいの可能性のある児童生徒が増加しており、特に自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍する児童生徒数が増加しています。また、通常の学級においても特別な支援が必要な児童生徒数が増加(教員の主観による調査(島根県教育委員会特別支援教育課調べ))しており、実態や支援の多様化が進んでいます。

【図表 29】特別支援学校の在籍者数の推移 [単位: 人]



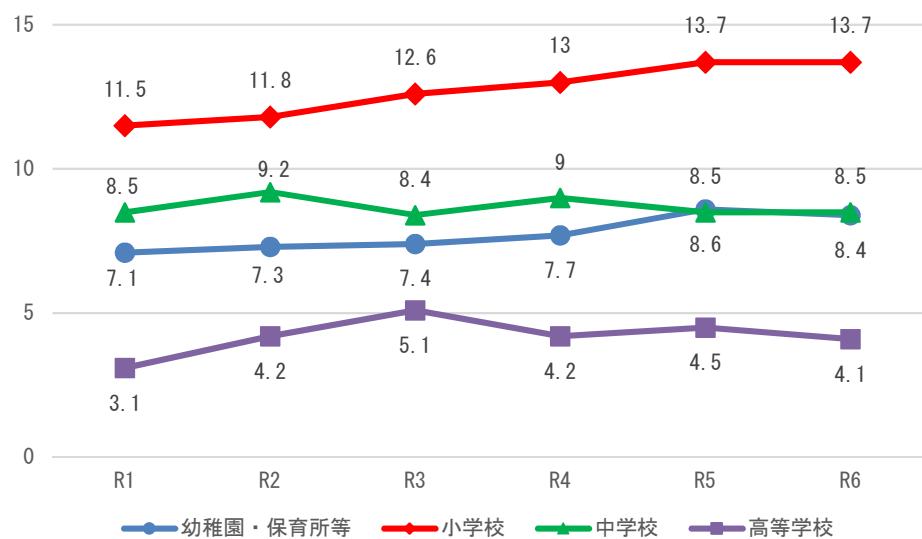
資料: 島根県教育委員会特別支援教育課調べ

【図表 30】特別支援学級在籍児童数の推移 [単位: 人]



資料: 島根県教育委員会特別支援教育課調べ

【図表 31】通常の学級における特別な支援の必要な幼児・児童生徒の割合 [単位: %]

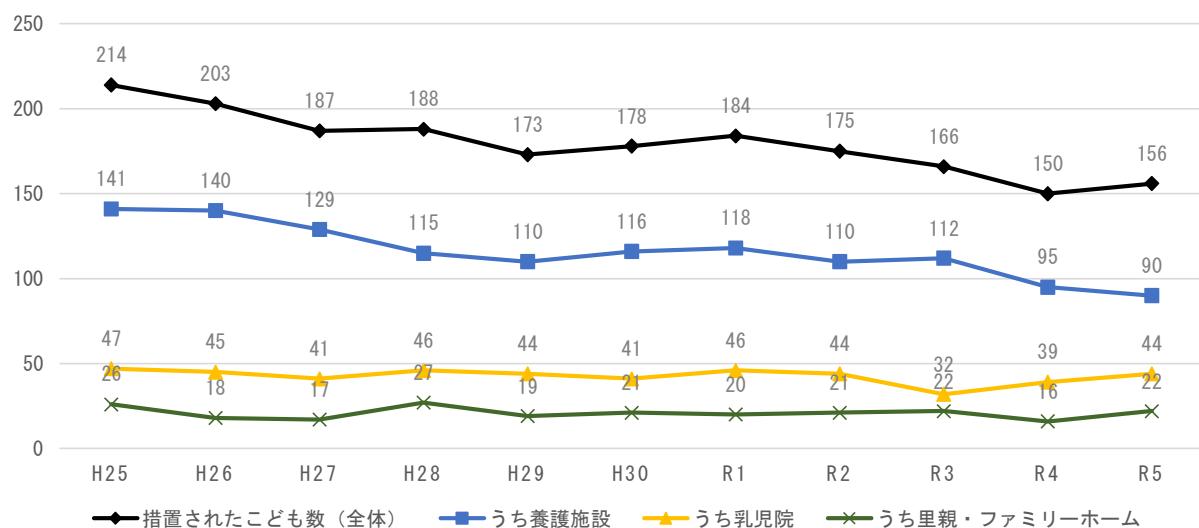


資料: 島根県教育委員会特別支援教育課調べ

12 社会的養育を必要とするこども等の状況

- 島根県内の代替養育（児童養護施設、乳児院及び里親・ファミリーホームによる養育）を必要とする児童は、近年減少して推移しています。

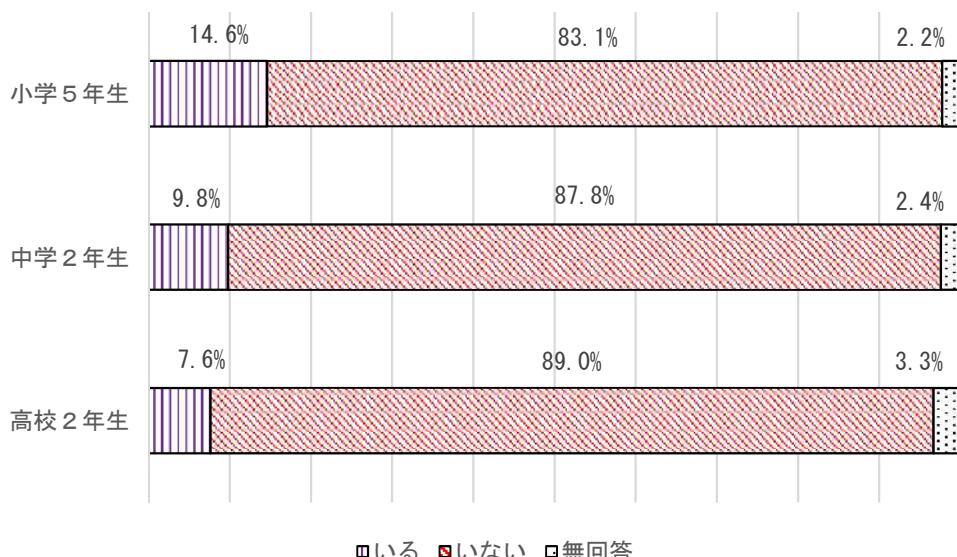
【図表 32】児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号により措置されたこども数の推移（島根県）[単位：人]



資料：島根県青少年家庭課調べ

- 「島根県子どもの生活に関する実態調査」では、お世話をしている家族がいると回答した児童生徒は小学 5 年生で 14.6%、中学 2 年生で 9.8%、高校 2 年生で 7.6% となっています。このことから、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども（ヤングケアラー）が県内にも一定数いると考えられます。

【図表 33】お世話をしている家族の有無 [単位：%]

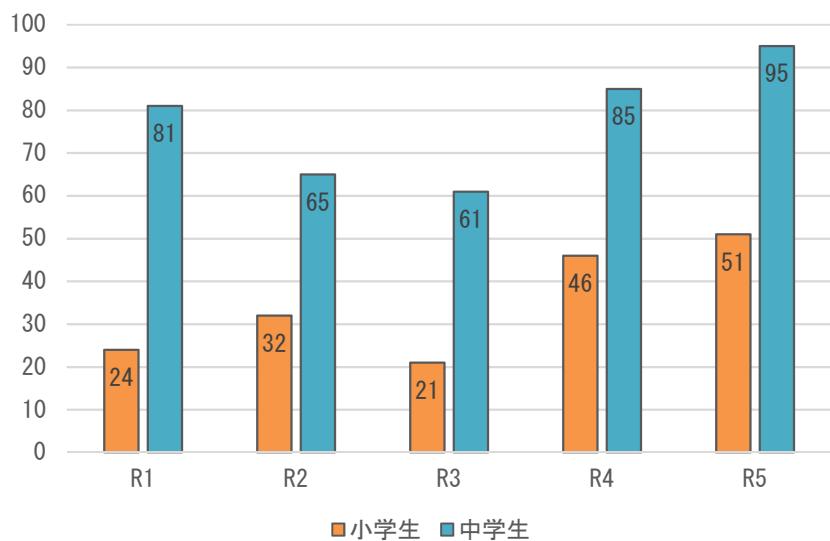


資料：島根県「島根県子どもの生活に関する実態調査」（令和 6 年度）

13 情報通信（インターネット）環境

- 島根県内の小中学生のSNSを使った誹謗中傷事案発生件数は、小中学校のいずれも令和4年度以降増加に転じています。

【図表34】SNS等を使った誹謗中傷事案発生数 [単位：件]

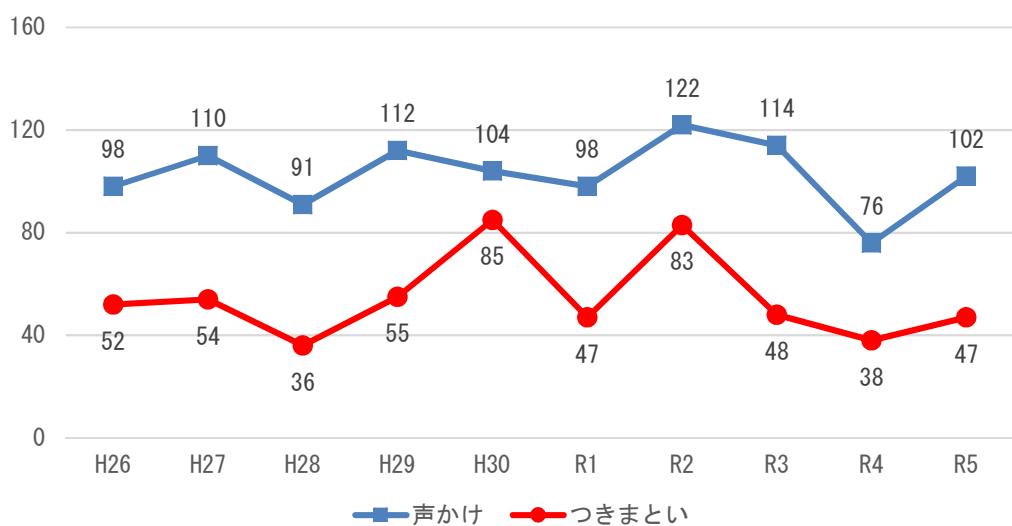


資料：島根県教育委員会調べ

14 犯罪被害等の状況

- 声かけ事案については、令和4年は76件でしたが、毎年100件前後で増減を繰り返しています。つきまとい事案については、令和3年以降は40件前後で推移しています。

【図表35】島根県内の声かけ・つきまとい事案発生件数 [単位：件]

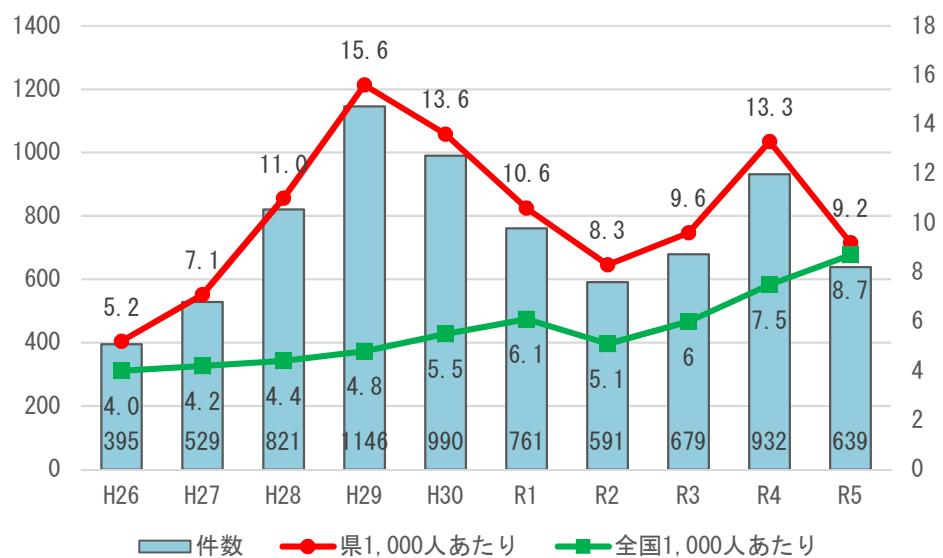


資料：島根県警察「声かけ・つきまとい事案発生状況」(R5)

15 暴力行為の発生件数

- 島根県内の学校での暴力行為の発生件数は平成 29 年度をピークに減少傾向でしたが、コロナ禍が明けて令和 3 ~ 4 年度は再び増加傾向となりました。令和 5 年度は再び減少し、1000 人あたりの発生件数は全国を上回っているものの、平成 26 年度以来、全国と近い数値となりました。

【図表 36】暴力行為の発生件数 [単位 : 件]



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（経年）

第3章 計画の基本的な考え方

1 目指す社会像

次代を担うしまねのこども・若者が幸せに暮らせる 社会 結婚・出産・子育ての希望をかなえ、安心して暮らせる 社会

島根には、多くの地域で、豊かな自然や優れた伝統・文化がしっかりと継承され、都市部では失われてしまった地域社会のつながりや、温かな人間関係が連綿と受け継がれています。

島根のこども・若者は、豊かな自然のもとで成長し、先人によって培われた優れた伝統や文化を継承・発展させ、地域を振興し、豊かな感性や温かい愛情を次代へと伝え、島根の未来を担う地域の宝です。

しかしながら、急速な少子化の進行により、このような地域の宝が失われつつあります。

島根においても、価値観やライフスタイルが多様化する中で、核家族世帯が増え、地域社会のつながりが希薄になり、また高齢者雇用が進んだことで祖父母や近隣住民等から支援や協力を得難くなったりなど背景に、子育てに対する不安感や負担感が増大しています。

子育ては、本来、家庭を基本として行われ、保護者が子育てについて第一義的な責任を有するということを前提としつつ、こども・若者の多様な人格・個性を尊重し、その最善の利益を図る意識を県民の皆様と共有し、地域社会全体で支える取組を進めていくことが次代を担う地域の宝を守ることにつながります。

一人ひとり、個人として尊重されて成長する過程で、将来に夢や希望を持ち、自分らしい人生を送り、活躍できる環境づくりを進めることで、全てのこども・若者が、島根に生まれてよかったです、と幸せを感じながら暮らしてもらうことができる社会、若い人たちが安心して島根で暮らし続けて、こどもを1人、2人、3人と産み育てたいと思うことができる社会づくりに向け、県を挙げて取り組んでいかなければなりません。

このため、県では、本計画の三つの基本理念のもと、県民の皆様や関係団体、企業、NPO、市町村などとも幅広く協働して官民一体となった取組を進めます。

【基本理念】

- I 全てのこどもが個人として尊重され、幸せな暮らしを送ることができる社会づくり
- II こどもを安心して産み育てることができる社会づくり
～こどものライフステージに応じてみんなで支える社会づくり～
- III 特に支援が必要なこどもと家庭が安心して暮らせる社会づくり

2 基本理念

目指す社会像の実現に向け、この計画の基本理念を次のとおり定めます。

基本理念 I 全てのこどもが個人として尊重され、 幸せな暮らしを送ることができる社会づくり

- こども・若者は生まれながらに権利の主体であり、その多様な人格・個性を尊重し、その権利を保障し、こども・若者にとって最善の利益を図っていく必要があります。
- こども・若者に関する施策については、こども・若者の視点を尊重し、その意見を聴きながら進めていかなければなりません。
- こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有し、こども・若者が意見を形成し、表明しやすい環境を整えることにより、全てのこども・若者が幸せに暮らせる社会づくりを進めます。

基本理念 II こどもを安心して産み育てることができる社会づくり ～こどものライフステージに応じてみんなで支える社会づくり～

- こどもは乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長し、若者として社会生活を送るようになるものであり、この一連の過程を各ライフステージに応じて、社会全体で支えていく必要があります。
- 子育てについても、乳幼児期に限られるものではなく、こどもが大人になるまで続くものであり、子育て当事者に対してもライフステージを通じた支援を行っていかなければなりません。
- こどもと子育て当事者をライフステージに応じて切れ目なく支援することで、こどもを健やかに育てられるという安心感を誰もが持つことができる社会づくりを進めます。

基本理念 III 特に支援が必要なこどもと家庭が安心して暮らせる社会づくり

- 貧困や障がいなど困難な状況にあり、特に支援が必要となるこども・若者とその家庭に対しては、特定のライフステージのみではなく、ライフステージを通して縦断的に支援を行う必要があります。
- こども・若者が抱える困難の早期発見とその特性やニーズに応じたきめ細かい支援により、全てのこども・若者とその家庭が、おかれた状況にかかわらず安心して暮らせる社会づくりを進めます。

第4章 施策の展開

1 施策体系

項 目	掲載頁
基本理念Ⅰ 全てのこどもが個人として尊重され、幸せな暮らしを送ることができる社会づくり	25
重点推進事項1 こども・若者の権利が尊重され、活躍できる環境づくり	25
基本施策(1) こども・若者の権利についての理解を深める取組の推進	25
基本施策(2) たくましいこどもの育ちを支え、若者が活躍できる社会づくり	30
基本理念Ⅱ こどもを安心して産み育てることができる社会づくり ～こどものライフステージに応じてみんなで支える社会づくり～	37
重点推進事項2 安心して妊娠・出産できる環境の整備（妊娠前から幼児期まで）	37
基本施策(3) 妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保	37
重点推進事項3 幼児期までのこどもの育ちの支援（出産後から幼児期まで）	40
基本施策(4) こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障	40
重点推進事項4 全てのこどもの学びの機会の確保と心身の健康づくり（学童期・思春期）	44
基本施策(5) 発達の段階に応じた学びの充実	44
基本施策(6) 健康な体と心を育む環境づくり	49
重点推進事項5 こども一人ひとりに応じたきめ細かな支援の確保（学童期・思春期）	56
基本施策(7) 居場所づくり	56
基本施策(8) いじめ防止や不登校等の支援	59
重点推進事項6 若者が自立し、自らの意思で将来の夢や希望を選択できる社会づくり（青年期）	62
基本施策(9) 若者の雇用と経済的自立に向けた高等教育・就労支援の充実	62
基本施策(10) 結婚支援の充実	65
基本施策(11) 悩みや不安を抱える若者や家族への相談支援の充実	67
重点推進事項7 子育て当事者への支援	70
基本施策(12) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	70
基本施策(13) 地域における子育て支援、家庭教育の支援	74
基本施策(14) 安心して子育てや仕事に取り組むことができる環境づくり	82
基本施策(15) ひとり親家庭への自立支援	84
基本理念Ⅲ 特に支援が必要なこどもと家庭が安心して暮らせる社会づくり	87
重点推進事項8 特に支援が必要なこどもの健やかな生活の支援	87
基本施策(16) こどもの貧困の解消に向けた対策	87
基本施策(17) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援	89
基本施策(18) 慢性疾患・難病を抱えるこども・若者への支援	92
基本施策(19) 在留外国人のこども・若者や海外から帰国したこどもたちへの支援	93
基本施策(20) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	95
基本施策(21) こども・若者の自死対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	99

2 施策の具体的な内容

基本理念 I 全てのこどもが個人として尊重され、幸せな暮らしを送ることができる社会づくり

重点推進事項 1 こども・若者の権利が尊重され、活躍できる環境づくり

基本施策（1）こども・若者の権利についての理解を深める取組の推進

施 策 ① こども・若者が権利の主体であることについての県民意識の醸成、人権教育の推進

施策の目的

- 全てのこどもの権利が尊重され、健やかな育ちが等しく保障される社会の実現を図ります。
- 青少年が、社会の一員として必要な自立性、豊かな人間性・社会性を身に付け、青少年自身の社会参加を促進するとともに、心身ともに健やかに成長できる環境の整備や県民の意識向上を図ることで、青少年の健全育成を推進します。

現状と課題

- こどもを権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こどもにとって最善の利益を図る必要があります。
- 児童虐待問題の深刻化、障がいのあるこどもへの差別、ひとり親家庭等のこどもに対する偏見や差別等の問題を解決するためには、県民自らが人権問題を自分自身の問題として捉え、人権尊重に向けて主体的に取り組む気運を醸成する必要があります。
- いじめや不登校、経済的困難など、こどもたちを取り巻く様々な課題に対し、こどもとこどもに関わる全ての人々の人権意識の向上を図るとともに、人権尊重に向けて態度や行動に表れるような取組を推進する必要があります。
- 青少年の健全育成のために求められる取組や支援が多様化する中、学校・家庭・地域・関係団体がより一層緊密に連携して社会性を高める活動を進めていく必要があります。また、地域では、青少年育成活動が行われていますが、大人主体の企画運営になっていることが多いことから、こどもが主体となった活動を推進し、その意見や行動力をこどもの育成や地域活性化に活かすような継続的な活動の支援が必要です。

施策の方向性

- 全てのこどもが自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるように、こどもとこどもに関わる全ての人々がこども基本法や児童の権利条約などを理解し、こどもの最善の利益を図る働きかけを進めます。

- 様々な世代の県民を対象とした、多様な人権課題に関する講演会やイベントを通して、学校や家庭、地域社会との連携を図りながら地域ぐるみで人権に関する理解や認識を深めていきます。
- 広報誌などの啓発資料の作成・配布などを通じて、県民の人権尊重の意識の醸成を図ります。また、人権啓発に取り組む民間団体を重要な担い手として位置付け、その活動を支援します。
- 流動する社会情勢を踏まえ、学校・家庭・地域・関係団体などが緊密に連携することで、こどもの居場所づくりや主体的な社会参画活動の充実、意見表明の場の設定等を通して、次世代を担うこどもの育成を図ります。

施 策 ② 性別にかかわりなくこども・若者が自分の可能性を広げていくための ジェンダーギャップの解消

施策の目的

- こども・若者が性別に関わりなく個性と能力を発揮でき、共に支え合う地域社会をつくります。

現状と課題

- 男女共同参画に対する理解は少しずつ浸透してきましたが、固定的な性別役割分担意識は依然として残っています。
- 男女共同参画社会を実現するためには、県民一人ひとりの理解をさらに深めていくことが欠かせないため、学校における教育・学習の推進や、地域・職場における広報・啓発などを図っていくことが必要です。
- 配偶者等からの暴力（DV）予防のためには、幼少期から人権尊重、男女平等の意識をはぐくむことが必要です。そのため、中学生以上の生徒に対しては学校におけるデートDV予防教育の推進に取り組んでいますが、未実施の学校があることから、学校での予防教育の更なる推進を図るとともに、指導者の育成に努める必要があります。

施策の方向性

- 県民一人ひとりの男女共同参画に対する理解をさらに深めるため、学校などにおける教育・学習の推進、県民、市町村、関係団体等との連携による広報・啓発を行います。
- 学校の教職員等を対象にデートDV予防教育実践者研修を開催し、教育現場における予防教育の実践者の育成を図ります。

施 策 ③ こどものSOSの出し方に関する教育の推進

施策の目的

- 全てのこどもたちにとって、他者との絆を感じながら、安全・安心な居場所と魅力ある学校・学級づくりを目指します。
- 小さなSOSを出しても、自分の周りには受け止めてくれる友人や大人がいて、相談してよかったですと感じができる体験を積み重ねられるように、全てのこどもたちのSOSを出す力の獲得と、教職員がSOSを受け止める力の向上に努めます。

現状と課題

- 県内の不登校児童生徒数は増加傾向にあり、千人あたりの割合も全国平均より高い状況が続いている。また、「いじめ防止対策推進法」に基づくいじめの積極的な認知により、初期段階から丁寧に対応しているため、いじめの認知件数も増加傾向にあります。
- 令和6（2024）年3月に島根県教育委員会が行った「不登校に関するアンケート調査」結果によると、不登校の主たる要因として、「いじめ」、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「教職員との関係をめぐる問題」など、「人間関係に起因するもの」が多い傾向にあります。
- スクールカウンセラー¹やスクールソーシャルワーカー²などの専門家を配置し、学校内での組織的な支援体制を推進しています。また、教育センター等での来所相談や24時間対応の電話相談、SNSを活用した相談など、学校外での相談体制も整備し、こどもや保護者が相談しやすい環境となるよう相談窓口の充実を図っています。
- しかし、近年の社会環境の変化に伴い、こどもたちの抱える課題が複雑化・多様化していることから、こどもたち一人ひとりの状況に応じた支援が求められており、学校は関係機関から助言を受けるなどしながら、教育相談体制を充実させる必要があります。

施策の方向性

- 全てのこどもたちにとって、他者との絆を感じながら、安全・安心な居場所と魅力ある学校・学級づくりを通して、いじめの未然防止を図るとともに、いじめの早期発見や適切な対応を行います。また、必要に応じて、専門家の支援や警察などの関係機関との連携によるいじめへの対応などの取組を推進します。
- SOSを出す力が身につくようにするために、悩みを持つことは決して悪いことではなく、誰でも悩むことはあるということへの理解を促し、悩んだときに、人に話す・聴いてもらうことの大切さを、全てのこどもたちに伝える取組を推進していきます。

¹ 心理の専門的知識、技術を活用し、こどもたちや保護者の悩みや不安を受け止めて相談にあたり、関係機関と連携するなどして、必要な支援を行う専門家のこと。

² 社会福祉の専門的な知識、技術を活用して、こどもたちを取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域をつなぎ、こどもたちや保護者への必要な支援を行う専門家のこと。

- こどもの状況を多面的に把握していくために、校内組織にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えるなど、専門家の観点を取り込み、加えて、保護者、地域、関係機関と連携しながら、教育相談体制の充実を図り、教職員のSOSを受け止める力の向上に努めています。

施 策 ④ こども・若者の社会参画や意見表明の機会の充実

施策の目的

- こども・若者が意見を表明し社会に参画できるよう、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行います。
- こどもが社会の一員として必要な自立性、豊かな人間性・社会性を身に付け、社会参加できるよう促進するとともに、心身ともに健やかに成長できる環境の整備や県民の意識向上を図り、こどもの健全育成を推進します。
- グローバル化の進む社会で活動する人材を育てます。
- 文化芸術の鑑賞や体験を通して、こどもたちの創造力やコミュニケーション力の向上を図ります。

現状と課題

- こども基本法やこども大綱において基本的な考え方として示された「こどもの人権を尊重したこども施策」を進めるために、こども・若者の意見表明の環境づくりに向けた対応を検討するとともに、その考え方を社会全体で共有できるよう取り組んでいく必要があります。
- こどもの健全育成のために求められる取組や支援が多様化する中、学校・家庭・地域・関係団体がより一層緊密に連携して、社会性を高める活動を進めていく必要があります。
- 地域では、青少年育成活動が行われていますが、大人主体の企画運営になっていることが多いことから、こどもが主体となった活動を推進し、その意見や行動力をこどもの育成や地域活性化に活かすような仕組みづくりが必要です。
- 県民が外国人との関わりを持つ機会は増しており、こうしたグローバル化の進む社会では、国際感覚を持ち、外国人とのコミュニケーション能力を有する人材の育成が求められます。
- 生活環境に左右されることなく、こどもたちが多様な文化芸術に触れる機会の充実が課題となっています。

施策の方向性

- こども・若者の最善の利益を実現する観点から、こども・若者が自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや社会に参画することを尊重するよう、積極的な普及啓発に取り組みます。

- 様々な社会課題の解決に取り組む団体や、地域におけるこどもや若者が主体となった活動などはこどもや若者の社会参画の機会の一つであり、これらの活動がより充実するよう、関係機関や民間団体等との連携を強化していきます。
- 流動する社会情勢を踏まえ、学校・家庭・地域・関係団体などが緊密に連携することで、こどもの居場所づくりや主体的な社会参画活動の充実、意見表明の場の設定等を通して、次世代を担うこどもの育成を図ります。
- 国際社会での相互理解を深め、国際的な感覚を養い、コミュニケーション能力を高めるなど、グローバル化する社会で活動できる人材を育成します。
- 学校・地域・文化芸術団体等と連携して、児童・生徒が多様な文化芸術に触れる機会の充実に取り組みます。

基本施策（2） たくましいこどもの育ちを支え、若者が活躍できる社会づくり

施 策 ① 相談窓口や活用できる施策についての情報提供と切れ目ない 相談・支援体制づくり

施策の目的

- こども・若者がそれぞれの状況に応じて必要な支援制度や相談窓口等の情報を得られ、必要な支援を受けられるよう情報発信を行います。
- こどもや若者に必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、乳幼児期から学童期・思春期・青年期を経て成人期への移行までの一連の過程において、様々な分野の関係機関・団体が有機的に連携し、教育・保育、保健、医療、療育、福祉を切れ目なく提供していく体制の整備を促進します。

現状と課題

- 「島根県子どもの生活に関する実態調査」の結果より、必要な支援制度を知らない、知っていても手続きがわからないなど、支援制度の利用につながらない状況があります。支援に関する情報が届かない、手続きがわからないこども・若者や家庭に対して、積極的な情報提供や丁寧な説明を行い、抱えている困難がより深刻化する前に支援を行うことが必要です。
- こどもに関する支援情報の提供や、声を上げられないこどもたちへのアプローチについては、こどもたちの多くが情報収集に利用しているSNSなどを活用した効果的な情報発信を検討する必要があります。
- こどもが乳幼児期から様々な学びや体験を通して成長し、若者として社会生活を送るまで、それぞれのこども・若者の状況に応じて必要な支援が途切れることなく、社会全体で切れ目なく支える必要があります。また、様々な分野の関係機関・団体が連携し、教育・保育、保健、医療、療育、福祉を切れ目なく提供する必要があります。
- こどもや家庭が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用し、子育てへの不安感や負担感を解消できるよう、助言・相談を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施していく必要があります。

施策の方向性

- 全ての子育て家庭や妊産婦が身近なところで相談・指導・情報提供を受けることができるよう、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行うとともに、保護者等が施設・事業等を円滑に利用できるための支援を行っていきます。
- SNSを活用し、公的な支援制度、相談窓口やイベント等の情報をプッシュ型で発信していきます。
- 支援が必要であることを自覚できなかったり、相談をためらうこどもや若者、家庭に対して、自立相談支援機関などによる訪問支援などアウトリーチを含めた対応によって支援につなげていきます。

- 複合的な課題を抱える事案については、関係機関による協議の場を設定し、情報の共有を通じて同一の認識を持ち、それぞれの機関の機能や権限、責任を踏まえて役割分担しながらよりよい支援を行っていきます。

施 策 ② 全てのこども・若者が自由に過ごせる居場所づくりへの支援

施策の目的

- その場を居場所と感じるかどうかはこども・若者本人が決めるものであるという前提に立って居場所づくりを推進します。
- こどもが、社会の一員として必要な自立性、豊かな人間性・社会性を身に付け、こども自身の社会参加を促進するとともに、心身ともに健やかに成長できる環境の整備や県民の意識向上を図ることで、こどもの健全育成を推進します。

現状と課題

- 県内における子ども食堂は増加傾向にありますが、継続的な運営やスタッフの確保等に課題を抱えている子ども食堂もあります。
- 様々な困難を有するこども・若者の問題も深刻化しており、これらこども・若者が円滑な社会生活を営んでいくことができるよう、自立に向けた相談・支援体制の充実が求められます。こどもの居場所、こどもが自由に活動できる居場所づくりが求められています。
- 県内には地域に根ざした青少年育成団体や地域活動団体などがあります。それらの団体を把握し、活動や取組を県内に広報し、県民全体で青少年育成を行う気運を醸成する必要があります。
- 多くの地域住民の参画を得て、地域総がかりでこどもたちを育む気運が高まっている一方で、活動をコーディネートする人材の養成・育成が進んでいない実態があります。
- 県内にも主体的に活動を行う青少年団体があります。しかし、こどもだけで継続して活動していくことは難しい面があります。青少年団体を支援したり、青少年団体がお互いの活動を知り、ネットワークを広げ、継続的に活動できるようにすることが大切です。

施策の方向性

- こどもの居場所を新たにつくっていくことに加え、すでに多くのこども・若者の居場所となっている児童館、子ども会、子ども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設などについても、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組みます。
- 誰一人取り残さず、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、こどもの居場所づくりに関する指針に基づき、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進します。

- 子ども食堂の継続的な運営やスタッフ確保に向けて、必要な情報提供や運営支援等を進めていきます。
- 様々な困難を有するこども・若者に対して適切な自立支援活動が行われるよう、関係機関・団体との連携をより一層深めます。社会全体で青少年育成に取り組む意識を高める体制づくりや人材育成、広報活動をさらに進めていく工夫改善をしていきます。
- こどもが主体的に活動できる場を提供し、自発性や創造性を尊重しながらこどもの自主性や社会性を育む活動を推進します。また、こどもに対する支援を同世代のこどもが行うなど、こども自身のネットワークの形成や強化のための情報提供などの支援を行います。

施 策 ③ こどもの生きる力の育成

施策の目的

- こどもが心身共に健全に成長できる環境づくりを行います。
- 生涯にわたって心身の健康増進と豊かな人間形成を目指すことができるよう、食育をとおして「生きる力」を育みます。
- 学校・家庭・地域との連携・協働により、多様な交流機会や各種の体験活動を提供し、青少年の社会と関わる豊かな心を育むなど、「生きる力」を高めます。
- こどもたちが本に親しみ、読書の楽しさを感じることができる活動・機会を充実し、読書習慣の確立に向けた取組を推進します。
- 小さい頃から体を動かす機会を充実させ、スポーツを楽しむこどもたちを増やしていきます。
- 文化芸術の鑑賞や体験を通して、こどもたちの創造力やコミュニケーション力の向上を図ります。

現状と課題

- こども一人ひとりが、生活や遊びという、直接的・具体的な体験を通して、人と関わる力や思考力、感性や表現する力などを育み、社会と関わる人として生きていくための基礎を培うために、乳幼児期から発達段階に応じた質の高い教育・保育を受けることができる環境を整備していく必要があります。
- ライフスタイルや価値観、ニーズが多様化し、家庭環境が変化するなかで、地域や家庭で受け継がれてきた食文化や食に関する知識を、家庭で教わる機会が少なくなっています。
- 子育て世代や若者が食に対する関心をもち、食育を実践できるようになるためには、食に関する知識の習得と様々な体験学習の場づくりが必要です。
- 生活環境の変化や家族形態の多様化などにより、こどもたちが置かれている状況は様々であり、体験活動の機会が得られずに、その個性や能力を十分に伸ばすことができない状況も考えられることから、全てのこどもたちが学びを深めることができる環境づくりが求められています。

- 体験を通した学びの重要性がますます高まっています。引き続き、様々な体験活動プログラムを提供する社会教育施設の整備と利用促進を図る必要があります。
- こどもたちの想像力や感性を育み、豊かな心を育成するためには、就学前から読書習慣の定着を図っていくとともに、学校における読書活動の更なる充実を図る必要があります。
- 幼児期の運動習慣がその後の運動能力の向上にも大きく影響しますが、こどもたちのスクリーンタイム（ゲームやスマートフォン等の利用時間）の増加など、生活様式の変化からこどもたちが運動・スポーツに親しむ機会が減少しています。
- 生活環境に左右されることなく、こどもたちが多様な文化芸術に触れる機会の充実が課題となっています。

施策の方向性

- こどもたちは、知徳体の調和的発達のもとに、家庭・地域・学校を基盤として、社会や多様な人との関わりの中で、ふるさとに愛着と誇りを持ち、自らの人生と地域や社会の未来を切り拓くために必要となる「生きる力」を育むことが大切です。このような力を育てるため、幼児教育から中等教育段階まで一貫した教育を推進し、一人ひとりに応じたきめ細かな指導・支援やこどもの心に響く道徳教育の充実、健康教育の推進等を図ります。
- 関係機関・団体相互の連携を強化し、身近なところで、食に関する「おいしい・たのしい・ためになる」体験の場づくりを推進します。
- 学校・家庭・地域の連携・協働によるボランティア活動や自然体験、文化芸術活動等の体験活動を通して、こどもたちの自分を大切にして他者を思いやる心等を育みます。
- 幼児期から発達の段階に応じた多様な自然体験活動や集団宿泊体験の充実を図るとともに、実施方法や周知を工夫し、全てのこどもたちが体験活動を経験する機会を確保します。また、そのための社会教育施設の整備を図ります。
- こどもたちにとって身近な場所で体験活動ができるよう、公民館や関係団体等に対し、活躍の場の創出や好事例の横展開への支援、体験プログラム作成等に関する指導助言等を行います。
- こどもたちの発達の段階に応じた読書活動を通じて、乳幼児からの読書習慣の定着や、学校図書館活用教育を推進します。また、読書の楽しさを味わうとともに、豊かな心と言語能力や読み解力をはじめとする確かな学力を身に付けることができるよう、こどもの読書を支える人材育成に努めます。
- 読書活動の推進に当たっては、これからこどもたちに求められる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等を育むため、学校図書館の活用や、ＩＣＴを活用しながら個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に資する読書環境を整備し、学びにつながる読書機会の確保に努めます。
- こどもたちが楽しく体を動かすことが習慣化するよう、様々なスポーツ・レクリエーション活動を体験する機会の充実や指導者の派遣、保育者・保護者への啓発など、関係団体等と連携してスポーツに親しむこどもを増やしていきます。
- 学校・地域・文化芸術団体等と連携して、児童・生徒が多様な文化芸術に触れる機会の充実に取り組みます。

施 策 ④ 地域における子育て・こどもの育ちの支援の輪の拡大

施策の目的

- 全てのこどもの権利が尊重され、健やかな育ちが等しく保障される社会の実現を図ります。
- 子育て支援サービスや相談機能の充実等、地域での子育て支援体制の整備による育児負担の軽減に併せ、様々な生活様式に対応した子育て支援を充実させます。
- 世代間交流を促進します。
- 公共施設のバリアフリー化、安全・安心で快適な住宅の供給等を図ることにより、子育てを支援する生活環境づくりを進めます。

現状と課題

- 次代を担うこどもは、社会の希望であり、未来をつくる存在であることから、学校、地域、企業、行政その他の社会のあらゆる分野の全ての構成員が、こども・子育ての支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たしていく必要があります。
- 児童虐待問題の深刻化、障がいのあるこどもへの差別、ひとり親家庭等のこどもに対する偏見や差別等の問題を解決するためには、県民自らが人権問題を自分自身の問題として捉え、人権尊重に向けて主体的に取り組む気運を醸成する必要があります。
- いじめや不登校、経済的困難など、こどもたちを取り巻く様々な課題に対し、こどもとこどもに関わる全ての人々の人権意識の向上を図るとともに、人権尊重に向けて態度や行動に表れるような取組を推進する必要があります。
- 老人クラブ等の高齢者グループでは、スポーツや遊び、体験活動を通じたこどもとの交流や安全・見守り活動、子育てサポート活動など、高齢者の立場で次世代育成支援に繋がる取組を行っています。
- 豊かな経験と知識を持つ高齢者は地域の子育て支援にとって重要な存在であり、今後もこうした地域の人的資源の育成とそれを積極的に活かす取組を進める必要があります。
- 誰もが安全かつ快適に暮らせるやさしいまちづくりの推進が求められていることから、「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」の普及・啓発など、住民、事業者、各種団体、行政等が連携のもと、一体となった取組を進める必要があります。

施策の方向性

- 様々な世代の県民を対象とした、多様な人権課題に関する講演会やイベントを通して、学校や家庭、地域社会との連携を図りながら地域ぐるみで人権に関する理解や認識を深めていきます。
- 広報誌などの啓発資料の作成・配布などを通じて、県民の人権尊重の意識の醸成を図ります。また、人権啓発に取り組む民間団体を重要な担い手として位置付け、その活動を支援します。
- 地域住民による子育て・こどもの育ちへの支援活動の重点的推進を通して、地域の子育て支援機能の充実・強化を図ります。

- 地域社会の担い手としての高齢者的人材育成を目指した学習の場の充実を図り、高齢者と若い世代の交流の機会を確保します。
- 「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」の普及・啓発等による公共施設等のバリアフリー化の促進を図ります。

施 策 ⑤ 地域全体でこども・若者を育む意識の醸成

施策の目的

- 学校・家庭・地域の連携・協働による地域総がかりでこどもを育む体制づくりの推進に向け、学校・家庭・地域をつなぐコーディネーター、地域における人づくりを担う人材の育成を目指します。
- 世代間交流を促進します。
- こどもが、社会の一員として必要な自立性、豊かな人間性・社会性を身に付け、こども自身の社会参加を促進するとともに、心身ともに健やかに成長できる環境の整備や県民の意識向上を図ることで、こどもの健全育成を推進します。
- 青少年育成や地域活動を行う青少年団体や地域活動、企業などを応援し、ネットワーク化を図ります。

現状と課題

- 地域や学校と良好な関係をつくりながら地域学校協働活動を円滑かつ効果的にコーディネートする地域学校協働活動推進員や、コーディネート機能を有する公民館等が大変重要な存在となっています。
- 老人クラブ等の高齢者グループでは、スポーツや遊び、体験活動を通じたこどもとの交流や安全・見守り活動、子育てサポート活動など、高齢者の立場で次世代育成支援に繋がる取組を行っています。
- 豊かな経験と知識を持つ高齢者は地域の子育て支援にとって重要な存在であり、今後もこうした地域の人的資源の育成とそれを積極的に生かす取組を進める必要があります。
- 昨今の地域住民のつながりの希薄化等により老人クラブの会員数が減少していることが課題です。
- 健全育成のために求められる取組や支援が多様化する中、学校・家庭・地域・関係団体がより一層緊密に連携して、社会性を高める活動を進めていく必要があります。また、地域では、青少年育成活動が行われていますが、大人主体の企画運営になっていることが多いことから、こどもが主体となった活動を推進し、その意見や行動力をこどもの育成や地域活性化に活かすような継続的な支援が必要です。
- 島根県でも地域の関係が希薄になり、地域全体でこどもを育む意識が低くなっています。より良い青少年育成を目指している青少年育成県民運動について知られていない現状があります。また、こどものネットワーク形成が必要です。

- こどもが主体的に活動し、社会に参画するためには、アドバイスなどをする指導者の存在が不可欠です。こどもの育成を行っている団体等では、高齢化や人材不足が見られ、指導者が不足しています。
- 県内には地域に根ざした青少年育成団体や地域活動団体などがあります。それらの団体を把握し、活動や取組を県内に広報し、県民全体で青少年育成を行う気運を醸成する必要があります。
- 企業も地域の一員として、地域社会に貢献するという社会的使命においてこどもの健全育成に向けた取組を推進していく必要があります。
- 県内にも主体的に活動を行う青少年団体があります。しかし、こどもだけで継続して活動していくことは難しい面があります。青少年団体を支援したり、青少年団体がお互いの活動を知り、ネットワークを広げ、継続的に活動できるようにしたりすることが大切です。

施策の方向性

- 学校と地域をつなぐコーディネート機能の充実を図るため、コーディネーター等の更なる人材育成に向けた研修などを市町村等と連携して実施します。
- 地域社会の担い手としての高齢者的人材育成を目指した学習の場の充実を図ります。
- 高齢者の自主的な社会参加活動である老人クラブ活動を支援します。
- 老人クラブ活動の広報を積極的に行います。
- 流動する社会情勢を踏まえ、学校・家庭・地域・関係団体などが緊密に連携することで、こどもの居場所づくりや主体的な社会参画活動の充実、意見表明の場の設定等を通して、次世代を担うこどもの育成を図ります。
- 青少年の健全育成を目指し、青少年健全育成県民運動の推進母体である「青少年育成島根県民会議」の取組を支援し、県民総ぐるみの運動を推進します。
- 地域の青少年育成団体の活動についての情報を共有化し、各団体の活動を広げるとともに、研修等を通じた指導者の育成に取り組みます。
- 青少年の健全育成について、企業が地域住民の意識醸成に向けた取組が進められるように、「青少年育成島根県民会議」の取組を広報し、事業主や雇用者等に対して青少年育成を啓発していきます。
- こどもが主体的に活動できる場を提供し、自発性や創造性を尊重しながらこどもの自主性や社会性を育む活動を推進します。また、こどもに対する支援を同世代のこどもが行うなど、こども自身のネットワークの形成や強化のための情報提供などの支援を行います。

**基本理念Ⅱ こどもを安心して産み育てることができる社会づくり
～こどものライフステージに応じてみんなで支える社会づくり～**

重点推進事項2 安心して妊娠・出産できる環境の整備（妊娠前から幼児期まで）

基本施策（3） 妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

施 策 ① 妊娠・出産に関する正しい知識の普及、相談体制の強化

施策の目的

- 安心して妊娠・出産・子育てできるよう、妊娠、出産に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援体制の充実を図ります。
- 次代を担う児童や生徒の、生命の尊さや家庭の意義などの理解の促進を図ります。

現状と課題

- 妊娠・出産・子育ては、若い世代にとって大きな喜びである一方、こどもが生まれる前も後も不安や悩みは尽きません。価値観やライフスタイルが多様化する中で、核家族世帯が増え、地域社会のつながりが希薄になり、また、高齢者雇用が進んだことで祖父母や近隣住民等から支援や協力を得ることが難しくなっています。
- 自らの将来の結婚や子育て生活を考える機会の少ないこどもや若者に対して、乳幼児との触れ合い体験などを通じて、家庭をはじめとする社会全体で生まれたこどもを見守り、育てるとの理解を深める機会を設ける必要があります。
- 不妊に悩むカップルは増加しています。不妊に関する情報提供や相談窓口の周知や、不妊治療に係る経済的負担の軽減を図る必要があります。
- 妊娠・出産・子育ての過程において、喫煙および受動喫煙はさまざまな健康影響を及ぼします。妊娠中及び出産後の両親の喫煙率は減少傾向にありますが、こどもの健やかな成長のためにも、継続した禁煙支援と受動喫煙防止の取組が必要です。

施策の方向性

- 県内全域において妊娠・出産・子育てに関する相談・支援を行うため、全市町村に総合相談窓口（こども家庭センター）を設置し、妊娠期から子育て期まで、切れ目ない相談・支援に取り組みます。
- 結婚・妊娠・出産・子育てに関する情報を、利用者目線でわかりやすく一元的に発信します。
- 市町村や関係団体等によるサービス利用援助等の事業を促進し、子育て支援に関する情報発信を強化することにより、支援を求める全ての子育て中の親が、関係機関や地域に支えられる環境づくりを促進します。

- こどもや若者を対象に、生命の尊さや家庭の意義、妊娠や出産に関する医学的知識、キャリア形成やワークライフバランスなど、10年後、20年後の自らの将来について考える機会を提供します。
- 不妊に悩む夫婦等を対象に、しまね妊娠・出産相談センターにおいて、専門医・助産師による電話・面接相談を行うとともに、同センターの周知を強化します。
- 不妊治療費や男性不妊検査費に対する助成を行い、こどもを産み育てたいと望む夫婦の経済的負担の軽減を図ります。
- 若い世代の方々に妊娠前から将来の結婚・出産などライフプランを考え、日々の生活や健康に向き合う「妊娠前からの健康管理（プレコンセプションケア）」を実践できるよう研修会の開催や啓発媒体の作成などの取組を強化します。
- 関係機関と連携し、喫煙が健康に及ぼす影響についての周知・啓発や、禁煙意欲のある人が禁煙できるような適切な情報提供と支援体制の整備を進めます。また、家庭やこどもが利用する施設等での受動喫煙防止のため、法律に基づいた助言・指導や機会をとらえた啓発を行います。

施 策 ② 保健、医療、福祉の連携による安心して妊娠・出産・子育てできるための切れ目ない支援体制の推進

施策の目的

- 安心して妊娠・出産・子育てできるよう、保健、医療、福祉の連携を図るとともに、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援体制の充実を図ります。

現状と課題

- こどもを産み育てたいと希望する人が安全で安心して妊娠・出産・子育てができるよう、医療、保健、福祉の連携による体制整備が必要です。
- 出産・育児は、同居家族や地域で支えてきた面もありますが、核家族やひとり親家庭など、こうした支えが届きにくい家庭が増加しています。
- 次の世代が健やかに育っていくためには、妊娠・出産・子育てを当事者だけの問題にするのではなく、地域や社会が寄り添い、地域ぐるみで切れ目なく支えていく必要があります。
- 妊娠期から産後は、体調の変化や家庭の事情から、一時的に家事や育児の援助を望む声は多いですが、産前・産後のサポートを行う体制が十分ではありません。

施策の方向性

- 県内全域において、妊娠・出産・子育てを希望する方々が安心して支援を受けられるよう、全市町村に総合相談窓口（こども家庭センター）を設置し、妊娠期から子育て期まで、切れ目ない相談・支援体制に取り組みます。
- 全てのこどもが健やかに育つ社会の実現に向け、親がこどもの心と身体の発育や健康に関する問題等について知識や情報を得られるよう、医療、福祉、教育、労働等の関係機関と連携して情報提供や環境整備に取り組みます。

- 県全域の高度な新生児医療等の必要な患者を受け入れ、高度な医療を提供するため、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターとして指定した4つの病院を中核とし、県内の周産期医療機関と連携した周産期医療ネットワークにより医療体制を確保します。
- 妊娠期から、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ伴走型相談支援と、経済的支援を一体的に推進します。
- 産前・産後における多様なニーズに応じられるよう、産後ケア事業や育児、家事支援のための訪問サポート事業をさらに利用しやすくなるよう充実を図ります。
- 市町村が実施する地域子育て支援センター事業、利用者支援事業等において、様々な不安や悩みに対する相談・助言、子育て支援に関する情報提供、適切なサービスの紹介等を行っており、県としても市町村に対し必要な支援を行います。

重点推進事項3 幼児期までのこどもの育ちの支援（出産後から幼児期まで）

基本施策（4） こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障

施 策 ① 多様な保育ニーズへの対応

施策の目的

- 子育て当事者の地域の中での孤立を防ぐとともに、子育てをしている誰もが安心して家庭と仕事の調和のとれた充実した生活を行うことができるよう、様々な子育て支援を充実させます。
- 地域の教育・保育ニーズに対応した施設の確保や中山間地域等の人口減少地域における子育て拠点の支援により、教育・保育等の提供体制の確保・充実を図ります。

現状と課題

- 就労形態の多様化に伴い、様々な保育ニーズへ対応するために地域子ども・子育て支援事業を充実していく必要があります。
- 「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域の保育ニーズに対応した保育機能の確保を図る必要があります。
- 中山間地域等の人口減少地域では、子どもの数の減少等により、保育所等の利用児童数が減少し、保育所等の維持が難しくなっているところがあります。

施策の方向性

- 子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、地域子育て支援センター等の地域子ども・子育て支援事業の充実を図るとともに、国基準を満たすことができない小規模な事業に対しても経費の一部を補助することで、中山間地域等における子育て支援の充実を図ります。
- 一時預かり、病児保育等の事業実施や保護者の相談対応などの多様な保育サービスを提供する市町村の取組を支援するとともに、病児保育施設を整備する市町村を支援します。
- 保育の「適切な量の確保」を図るため、市町村と連携し、地域に必要な保育機能を維持するための小規模保育所等への運営支援に取り組みます。

施 策 ② 幼児期の教育・保育の質の向上

施策の目的

- 幼稚園、保育所、認定こども園等の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図るとともに、一人ひとりの子どもの健やかな成長を支えていきます。
- 県内の全ての幼児教育施設（幼稚園、保育所、認定こども園等）における、質の高い幼児教育の実施のために、県、市町村、幼児教育施設、保護者及び地域が一体となって取り組みます。

現状と課題

- 安全・安心な環境の中で幼児教育・保育が受けられるよう、市町村と連携して、幼児教育・保育の質の向上に向けて取り組む必要があります。
- 質の高い幼児教育の実施に当たって基本となるのは人材であるため、保育者の確保及び養成を総合的に推進するとともに、資質・能力を高めるための研修を充実させる必要があります。
- 就学前の子どもが質の高い幼児教育を受けられるよう、島根県幼児教育センターと市町村が連携した幼児教育推進体制を整備するとともに、幼児教育に携わる人材の資質向上を図るため、各幼児教育施設が幼稚園、保育所、認定こども園等の施設類型を問わず参加できる県主催研修の機会を増やしたりするなどの取組が必要です。
- 教育委員会と福祉部局の連携を進めるとともに、各市町村の幼児教育アドバイザー等が各地域の状況に合った支援を行う必要があります。
- こどもが通う幼児教育施設のうち、全国平均では幼稚園と保育所の割合がほぼ同じであるのに対して、島根県では保育所に通う子どもの割合が70%と高くなっています、保育所における幼児教育についても重要となっています。
- 様々な障がいの特性や必要な配慮に関する理解の促進を図り、全ての子どもが暮らしやすい地域社会（共生社会）を作っていく必要があります。

施策の方向性

- 幼児教育の質の向上に主体的に取り組む市町村の体制整備を支援します。
- 就学前の子どもが質の高い幼児教育を受けられるよう、島根県幼児教育センターを中心に、各幼児教育施設が幼稚園、保育所、認定こども園等の施設類型を問わず参加できる県主催研修を実施する等、幼児教育・保育人材の資質向上に取り組みます。
- 幼稚園、保育所、認定こども園等の施設類型を問わず幼児期の教育の整合性が図られるよう、幼稚園教育要領、保育所保育指針、連携型認定こども園教育・保育要領の実施を推進します。
- 「しまねの架け橋期の教育ガイド」（令和7（2025）年3月策定）に基づき、幼児教育施設及び小学校、地域、保護者が一体となった架け橋期の教育の充実を図ります。

施 策 ③ 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続

施策の目的

- 県内の全ての幼児教育施設（幼稚園、保育所、認定こども園等）と小学校との円滑な連携・接続により、こどもの学びや育ちをつなぐために、県、市町村、幼児教育施設、小学校、保護者及び地域が一体となって取り組みます。

現状と課題

- 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、小学校以降の学びの基盤となる自立心や思考の芽生え、人と関わる力や豊かな感性などの資質・能力を育むものです。
- 全県的に幼児教育の質の向上を図るために、市町村の幼小連携・接続に係る体制整備を進める中で、幼児教育施設・学校・地域・保護者が幼児教育の重要性を認識することを土台として、連携して取り組むことが必要です。
- 幼児教育施設は多種多様であり、島根県幼児教育センターの令和6（2024）年度「幼児教育実態把握調査」によると、円滑な幼小連携・接続のためのカリキュラムを協働で作成しているのは、幼児教育施設で3割、小学校では3割に満たない状況です。

施策の方向性

- 「しまねの架け橋期の教育ガイド」（令和7（2025）年3月策定）に基づき、幼児教育施設及び小学校、地域、保護者が一体となった架け橋期の教育の充実を図ります。
- 幼小合同会議や保育・授業研修会などを通して、幼児教育施設と小学校が教育内容や指導方法などの相互理解を深める取組により、小学校低学年段階の安定した学級づくりを推進します。
- 架け橋期の教育のつながりを意識しながら、「カリキュラムコーディネーター」や「架け橋アドバイザー」などを活用して幼小連携・接続に取り組む市町村を支援します。
- 幼児教育施設と小学校との協働により架け橋期のカリキュラムを編成できるよう、島根県幼児教育センターにおいて、市町村が実施する研修への支援や市町村幼児教育アドバイザー等への指導・助言を行います。

施 策 ④ 保育士等の人材確保・育成・処遇改善

施策の目的

- 保育の「適切な量の確保」や「質の向上」を図るため、保育士等の確保・人材育成・処遇改善に取り組むとともに、現場の負担軽減等を行います。
- 質の高い幼児教育を実施するために、保育者の実践的指導力を養い、幅広い知見の習得を図ります。

現状と課題

- 保育者の資質・能力を高めるために、各幼児教育施設が幼稚園、保育所、認定こども園等の施設類型を問わず参加できる研修の機会を充実する等、人材育成を図る取組が必要です。
- 各幼児教育施設が質の向上の機運を高め、県内のこどもたちの生活や学習の基盤を保障するために、そのリーダーシップをとる市町村幼児教育担当部局に有効な支援を行う必要があります。
- 質の高い幼児教育の実施に当たって基本となるのは人材であるため、保育者の確保及び養成を総合的に推進するとともに、保育者としての資質・能力を高めることが求められます。
- 不足する保育士等保育人材の確保と離職防止を図る必要があり、そのためには更なる処遇改善や、保育現場の負担軽減が必要です。

施策の方向性

- 保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材確保のため、保育士養成施設の学生への修学資金及び家賃の貸与や就職相談会の開催、保育士の魅力発信等に取り組みます。
- 教育・保育等の質の向上のため、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の子育て支援に関わる者の専門性を高めるなど、資質の向上のための研修の充実を図ります。
- 幼児教育に係る内容や保育技術、幼児教育施設の運営・管理等に関する専門的な知識を身に付け、実践的指導力を高める研修を、各幼児教育施設の施設類型を問わず参加できるよう実施します。
- 保育者が、質の高い幼児教育を実践する上での知見を得られるよう、研修等での「しまねの架け橋期の教育ガイド」（令和7（2025）年3月策定）の活用を進めます。
- 働き方を考えるセミナーの開催や、ＩＣＴ化推進等に取り組み、保育現場の処遇改善や負担軽減を図ります。

重点推進事項4 全てのこどもの学びの機会の確保と心身の健康づくり（学童期・思春期）

基本施策（5） 発達の段階に応じた学びの充実

施 策 ① こどもたちの学びと成長を支える指導体制の充実

施策の目的

- こどもたちの学びと成長を支える指導体制の充実を図ります。

現状と課題

- 近年、公立学校の教員配置において年度当初から欠員が生じる状況が起きており、教員採用試験の受験者数も減少しています。その根本的な原因は教員志望者数の減少であると考えられます。
- 学校現場においては、学校と保護者との信頼関係のもと、こどもたち一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行うことにより、基礎学力の定着や、個性や能力を活かした教育の充実を図る必要があります。
- いわゆる「小1 プロブレム」や「中1 ギャップ」など環境が大きく変化する学年段階のこどもたちに対して、きめ細かく支援する必要があります。

施策の方向性

- 高校生を対象に教職の魅力を伝える「教員志望セミナー」の開催や、大学1、2年生を対象とした学校体験・実習の実施、県外の大学との連携、「しまねの先生ナビ」を活用した教員の魅力発信等により、教員志望者の裾野拡大の取組を推進します。
- 教員採用試験の実施時期の早期化や年度途中での特別選考試験の実施等、教員確保に向けた直接的な取組と、働き方改革及び若手教員へのサポート強化等をあわせて推進します。
- 教員がこどもたち一人ひとりの状況を丁寧に把握し、組織的にきめ細かな指導が実現できるよう、少人数学級編成を実施するとともに、非常勤講師やサポート人材を配置します。

施 策 ② 学校教育等による確かな学力の育成

施策の目的

- 「第2期しまねの学力育成推進プラン」（令和7（2025）年3月策定）に基づき、県教育委員会は市町村教育委員会と協働し、幼小中高の連携・接続を図りながら、基礎的な知識・技能をしっかりと身に付けさせ、人生や社会で活かすことのできる確かな学力と学び続ける意欲を育む教育を推進します。

現状と課題

- 令和6（2024）年度「全国学力・学習状況調査」の結果を全国と比較すると、
 - ・小学校算数、中学校数学の平均正答率が低い傾向
 - ・全ての教科において、高正答率者が少ない傾向
 - ・基礎的な知識及び技能の定着や活用力が身に付いていない可能性
 - ・中学校において家庭学習を1時間以上している生徒の割合が少ない傾向
 - ・小学校、中学校ともに、地域の行事に参加している児童生徒の割合が高い傾向などが見られます。
- 急激な情報技術の進展による情報化やグローバル化といった社会的な変容に対応するためには、言語能力や情報活用能力、問題発見・解決能力等を、各学年を通じて体系的に育んでいくことが必要です。
- 小学校、中学校では「総合的な学習の時間」、高等学校では「総合的な探究の時間」を中心に探究的な学びを深めていますが、自ら問いを立て、主体的に学習する態度を育成する取組がまだ十分とは言えません。また、生活の中にある身近な課題を発見し、その解決に向けて、教科の枠を越えて、教科等横断的な学習に取り組む授業が十分には展開されていません。

施策の方向性

- 「第2期しまねの学力育成推進プラン」（令和7（2025）年3月策定）における、「目指す授業像」に向けた取組により、児童生徒が「できた・わかった・やってみたい」と実感できる授業を展開します。
- 各教科等の学力の基盤になると考えられる「言葉、語彙」「数、形、量」「思考力、推論力」等について、小学校低学年段階からの学習のつまずきの要因を把握し、児童生徒に対する学習を支援するとともに、「全国学力・学習状況調査」の課題を踏まえた評価問題及び授業プランを作成し、展開します。
- 児童生徒一人ひとりの理解度にあわせた学びの推進や主体的に学びに向かう力を育成するため、学習の場面や発達の段階に応じたデジタル教材や学習アプリ等、一人一台端末を活用した学びを推進します。
- 学校図書館を活用した授業や、学校で学んだ知識及び技能を地域社会の課題解決に役立てる活動等を通じ、言語能力や情報活用能力、問題発見・解決能力等を育成します。

- 授業と家庭学習を結びつけた指導等により、児童生徒が自主的に学習計画を立て、課題の探求に取り組むことができる「自立した学びの力」を育成します。
- 学習習慣の定着を図るため、放課後児童クラブにおいても宿題や読書等に集中して取り組める環境を整備する市町村を支援します。
- 豊かな自然や歴史・文化、伝統、人との関わりの中で本物に触れる学びを通して、学びへの興味・関心を高め、主体的に学びに向かう意欲を醸成していきます。
- 小学校、中学校、高等学校を通じて、主体的に学習する態度の育成や教科等横断的な学習の推進に向け、授業改善の取組を引き続き行い、各学校の好事例を共有する機会を設けるなど、教員研修のより一層の充実を図ります。

施 策 ③ インクルーシブ教育システムの推進

施策の目的

- 市町村における保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、専門的かつ広域的観点から支援を行うとともに、インクルーシブ教育システムの推進のため、特別支援教育の充実を図る等、総合的な取組を進めます。
- 障がいのあるこどもと障がいのないこどもが同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、障がいのあるこどもの自立と社会参加に向けて、適切な指導と必要な支援を提供できるようにします。

現状と課題

- 障がいのあるこども及びその家族に対して、市町村又は障害保健福祉圏域において、早期発見から保健、医療、福祉、教育等のサービス提供までライフステージを通じた支援を行えるように、関係機関が連携した体制を構築していく必要があります。
- 乳幼児期では発達障がいの確定診断がつきにくいため、保育士、教員等の多くは、障がいに関する配慮が必要か否かの判断に難しさを感じており、こどもやその家族の困難や悩みへの対応に苦慮しています。また、家族が障がいに対する戸惑いや将来への不安や悩みなど複雑な思いを抱えていることも多く、その相談窓口が明確でないことから、こどもの障がいを受け入れるまでに時間がかかり、早期からの相談につながらない場合もあります。
- 特別な支援の必要なこどもたちが自立し社会参加していくためには、早期発見・早期支援が重要です。また、乳幼児期から学校卒業まで、情報共有や引き継ぎを十分に行い、途切れることなく一貫した効果的な支援を地域で提供する体制を整備していく必要があります。
- 障がいのあるこどもとないこどもが共に学ぶとともに、障がいのあるこどもが地域活動等に参加し、社会の一員として豊かに生きることができる共生社会の実現に向け、障がいやインクルーシブ教育システムに関する理解をさらに進めていく必要があります。

施策の方向性

- 早期からの支援をより充実させるために、保健、医療、福祉、教育等の関係機関に対して、発達障害者支援センターによるコンサルテーションや各種研修等を実施することで、障がいのあるこども及びその家族に関わる支援者の支援力向上や、各市町村の状況に応じた相談・支援体制づくりを進めていきます。
- 特別な支援を必要とするこどもの実態や療育する上での保護者の困りや悩みを踏まえ、早期から必要な支援を行う取組を進めます。
- こどもの発達や子育てに関して、保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関が連携し、相談を受けたり、情報提供を行ったりするなど、地域の実情に応じたネットワークの充実を図ります。
- 特別な支援が必要なこどもたちが、特別支援学校だけでなく、特別支援学級や通級による指導など、「多様な学びの場」で適切な指導と必要な支援を受けて、その個性と能力を最大限に伸ばし、自立し社会参加できるよう、市町村や関係機関と連携した教育を推進します。
- 全ての教職員等が、特別支援教育に対する理解を深めることができるよう、専門的、体系的な研修を実施するとともに、各学校における特別支援教育コーディネーターを中心として校内体制の充実を図ります。
- 特別支援教育のセンター的機能を担う特別支援学校の担当教員や教育事務所の特別支援教育支援専任教員により、幼児教育施設や小中学校、高校への巡回相談など、必要な助言・指導を行います。
- 小中学校の通常の学級における学びにくさのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びを実現するため、市町村教育委員会や各学校のLD（学習障がい）のある児童生徒への指導・支援に関する研修や助言指導を実施します。
- こどもたち一人ひとりの教育的ニーズ、障がいの状態や特性に応じた適切な指導を行うため、非常勤講師の配置等により支援体制を充実します。
- こどもの成長記録や指導内容等に関する情報を、関係機関が共有し、支援を引き継ぐことができるよう、個別の教育支援計画の更なる活用を図ります。
- 特別支援学校において、体験的な学習や遠隔授業などにICTを活用し、障がいの状態や特性に応じた効果的な学習を推進します。
- 特別支援学校と地域の学校等との交流や、特別支援学校のこどもたちの地域活動やスポーツ文化活動などへの参加を通して、障がいのないこどもたちや地域に対し、障がいや障がい児・者への理解促進を図ります。
- 令和12（2030）年に開催を予定している全国障害者スポーツ大会が、特別支援学校のこどもたちのスポーツに対する興味・関心の高まりや、スポーツを通じた地域とのつながり、社会への参加・貢献意欲につながるよう、スポーツに親しむ機会を確保します。

施 策 ④ 地域等における学習支援

施策の目的

- 学校・家庭・地域が連携・協働し、こどもたち自らの人生と地域や社会の未来を切り拓くために必要となる生きる力を育成します。

現状と課題

- 地域学校協働本部（地域と学校の連携体制を基盤として、幅広い地域住民・団体等が参画し、緩やかなネットワークのもと、地域学校協働活動を推進する体制）は、全ての市町村に設置されており、地域全体で教育に取り組む体制整備の充実が図られていますが、地域住民とこどもとの学習活動や交流活動には活動内容の固定化が見られ、特定の大人とこどものみの活動になっている場合があります。
- 高校では、学校と地域が一体となってこどもたちを育む協働体制である「高校魅力化コンソーシアム」が、全ての県立高校で構築されていますが、その活動内容には地域によって差があります。

施策の方向性

- 保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会で議論された目指すこどもの姿や地域の姿が地域学校協働活動で具現化されるよう、地域総がかりでこどもの成長を支える活動を支援します。
- 県では伴走により、高校や地域における高校魅力化コンソーシアムや探究学習への理解を深め、学校と地域の協働による学びの深化を図る取組の推進を図ります。

基本施策（6） 健康な体と心を育む環境づくり

施 策 ① 小児医療体制の充実

施策の目的

- 県内どこでもこどもが安心して医療サービスを受けられるよう小児医療の充実を図ります。

現状と課題

- 乳児死亡率は全国値と同様に推移しています。しかし、低出生体重児（2,500g未満）の出生数に対する割合は、令和3（2021）年が10.2%で、全国の9.4%に比べ高く、近年同様の傾向が続いています。
- 初期救急医療については、休日（夜間）診療所等、在宅当番医制度及び救急告示病院の救急外来等、各地域事情に応じた体制が取られ、この体制の中で小児救急も実施されていますが、小児科医が少ない地域の休日夜間ににおける診療は、必ずしも十分とはいえない状況であり、小児初期救急を充実させることが課題です。
- 小児科医師数は近年、横ばいで推移しており、居住地によっては小児科への通院に長時間を要する場合もあり、一般小児医療を充実させることが課題です。
- 小児救急患者の受療行動には核家族化や少子化等が影響しているとされており、県では、こどもの病気等の相談に電話で応対する「子ども医療電話相談（#8000）事業」を平成19（2007）年から実施しています。近年は年間5～6千件程度の相談件数があり、保護者等の負担軽減と、医療機関への受診の集中緩和に一定の役割を果たしています。

施策の方向性

- 県全域の高度な新生児医療等の必要な患者を受け入れ、高度な医療を提供するため、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターとして指定した4つの病院を中核とし、県内の周産期医療機関と連携した周産期医療ネットワークにより医療体制を確保します。
- 小児科医以外の医師を対象とした小児科診療に係る研修を行うなどにより、各二次医療圏の実情に応じた小児初期救急医療体制の確保に努めます。
- 各二次医療圏において、入院医療に対応できる小児救急医療体制の確保に努めるとともに、高度・特殊な小児救急医療・小児医療については、地域の実情に応じて、二次医療圏を超えた医療連携体制の構築により、県全体として対応体制を整備します。
- 島根大学医学部等の医育機関と連携し、小児科医の確保に努めます。
- 今後も、「子ども医療電話相談（#8000）事業」の更なる普及に向けた取組を継続し、保護者や保育者等が気軽に相談でき、不安なく急病時の対応ができる相談窓口を確保します。

施 策 ② 生活習慣の確立と学校・家庭・地域が連携した食育の推進

施策の目的

- こどもたちが生涯にわたり健康的な生活を送るように、睡眠の重要性やメディアとの適切な接し方など、望ましい生活習慣の形成に取り組みます。
- こどもたちが望ましい食習慣を身につけ、生涯にわたって心身の健康増進と豊かな人間形成を目指すことができるよう、学校・家庭・地域が連携した食育を通して「生きる力」を育みます。
- こどもの健康の保持増進と体力の向上のために、年齢や発達段階に応じた遊びや運動を通じた体力づくりを推進します。

現状と課題

- こどもたちを取り巻く環境は、少子化、地域とのつながりの希薄化に加え、価値観の多様化、メディアの急激な普及などの社会環境や生活環境の変化により、心身の不調や裸眼視力の低下など、現代的な健康課題が顕在化しています。また、ライフスタイルや価値観、ニーズが多様化し、家庭環境が変化するなかで、地域や家庭で受け継がれてきた食文化や食に関する知識を、家庭で教わる機会が少なくなっています。
- こどもたちが生涯にわたって健康な生活をおくるためには、望ましい生活習慣の確立とともに、日常的に起こる健康問題やストレスに適切に対処する力など、自らの健康保持・増進を図る知識や能力を身に付けることが必要です。
- こどもたちのメディアに接する時間が長くなったことも影響し、睡眠時間が6時間未満の割合が、小学生で増加しています。睡眠不足は、集中力や記憶力の低下につながり、学習や日常生活に支障がでることもあります。
- 生活習慣の乱れにより朝食を欠食する子どもの割合は増加傾向にあり、毎日食べている子どもでも主食のみの割合が増加しています。
- こどもたちが健康的な生活を送り、望ましい食習慣の定着を図るためには、こどもの食を支える大人の健康や食習慣も大切であり、妊婦健診や乳幼児健診、保育所、幼稚園等で健康や栄養上の課題に応じた食支援が行われています。
- 令和6（2024）年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、本県のこどもたちの体力合計点は全国平均を上回る状況です。一方で、令和5年度しまねっ子！元気アップ・レポートによると、運動をする子としない子の二極化や、高校の女子における運動離れの割合が増加しています。
- 栄養バランスの偏った食事、運動（外遊び、部活動等）不足、睡眠不足など生活習慣の乱れから、生活習慣病の発症、情緒面への影響など子どもの健康課題が発生していることから、学校・家庭・地域が連携して、こどもたちの望ましい食習慣の形成や、発達段階に応じた体力づくりを推進していくことが必要です。

施策の方向性

- 学校、家庭、地域が一体となって、こどもたちに健康に関する知識や健康的な生活を実践していく力を育成するとともに、「学校保健計画策定の手引～しまねっ子元気プラン～」（令和7（2025）年3月改訂）に基づき、各学校の学校保健計画の策定や学校保健活動の取組を支援します。
- スマートフォンやタブレット等、メディアとの接触による健康への被害や睡眠の重要性について、学校だよりなどで啓発するとともに、保護者も参加する行事やメディア教室等を通じて、こどもや保護者の理解を深める取組を推進します。
- 「食の学習ノート」の活用などにより、こどもたちに食に関する正しい知識や食習慣を身に付けるとともに、地場産物を活用した給食を教材とするなど、栄養教諭を中心とした食育を推進します。
- こどもたちが食育活動を通して食に関心を持ち、望ましい食生活が実践できるよう、引き続きあらゆる場で、対象者に合わせた栄養・食生活に関する情報提供を行うとともに、関係機関・団体の連携、協力による、地域の食育推進力の充実、強化に努めます。
- 体力・運動能力の向上は、健全な体の発達だけでなく心の発達や学びの意欲の向上にもつながることから、幼児期の遊びや学校における運動・競技などを通じて、発達の段階に応じた体力づくりを推進します。

施 策 ③ 性や結婚・妊娠・出産・育児に関する理解を深める教育の推進

施策の目的

- 次代を担うこどもが、自らの発達の程度に応じて性や妊娠・出産、性感染症等に関する正しい知識を得られるよう学校全体で共通理解を図り、市町村や医療機関など関係機関と連携して、性と健康に関する理解の促進を図る教育や普及啓発・相談支援を進めます。

現状と課題

- こどもや若者を対象に、生命の尊さや家庭の意義、妊娠や出産に関する医学的知識、キャリア形成やワークライフバランスなど、10年後、20年後の自らの将来について考える機会の提供に取り組む必要があります。
- こどもの発達段階や学校の実態に応じた内容や方法について、学校全体で共通理解を図り、保護者の理解を得ながら、各教科や特別活動など学校教育全体を通じて、性に関する指導を行っていく必要があります。
- 県内では、平成29（2017）年以降、毎年HIV感染症またはエイズ患者の報告があり、梅毒については近年増加傾向です。HIV感染症・エイズ及びその他の性感染症等について、市町村、教育関係機関と連携し、若い世代に対する普及啓発に取り組んでいく必要があります。

施策の方向性

- 若い世代の方々に妊娠前から将来の結婚・出産などライフプランを考え、日々の生活や健康に向き合う「妊娠前からの健康管理」について理解し、実践していただく取組を進めます。
- 教員の共通理解のもとで性に関する指導を計画的かつ効果的に進めるために、性に関する指導の手引、授業の指導案、年間指導計画、家庭向けの便りの例等を記載した指導実践事例集などの活用、外部講師による支援等により、指導の充実を図っていきます。
- 市町村、教育関係機関と連携し、保健所におけるHIV検査・相談の利用に係る情報や、HIV感染症・エイズ及びその他の性感染症に関する正しい知識の普及啓発を行います。

施 策 ④ 道徳教育や情報モラル教育の推進

施策の目的

- 道徳教育を通じて、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を育みます。
- デジタル社会における差別など、新たな課題に対するこどもたちの人権意識を向上させる取組を推進します。

現状と課題

- 道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行い、こどもたちが主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う必要があります。
- デジタル社会における差別などの新たな人権課題や、いじめや不登校の認知件数が増加していることから、これまで以上に人権教育の充実を図り、こどもたちの生命と尊厳を守るために教育環境を実現することが求められています。
- こどもたち一人ひとりが高い倫理観をもち、人間としての生き方や社会の在り方について、多様な価値観の存在を認識しつつ、自ら感じ、考え、他者と対話し協働しながら、よりよい方向を目指す力を培うことが大切です。
- 互いに尊重し協働しながら社会を形成していく上で必要となる礼儀や、規範意識、思いやりの心などを育むためには、市町村との連携のもと、幼児教育施設や学校・家庭・地域が一体となった取組が必要です。
- 本県では、上記などの道徳性を育み、他者を意識した行動の表れを「ふるまい」と総称し、乳幼児から大人まで「しまねのふるまい」を定着させる取組を進めています。

施策の方向性

- 小学校、中学校では「特別の教科 道徳」の計画的、発展的な実施を進めるとともに、高等学校では道徳教育推進教師を中心に学校教育全体を通じた道徳教育を進めます。

- デジタル社会における差別など、新たな課題に対するこどもたちの人権意識を向上させる取組を推進します。
- よりよい社会の形成に主体的に参画する意識が高まるよう、家庭や地域との連携によるボランティア活動や、自然体験などの体験活動を通じた「しまねのふるまい」を推進します。
- ふるまいの定着に向け、「ふるまい推進員」の派遣により幼児教育施設、小学校における幼児児童、保護者や保育者等への研修を支援します。

施 策 ⑤ こどもの心理的・社会的ケアに向けた教育相談体制の充実

施策の目的

- こどもたちや保護者が相談しやすい環境となるよう相談窓口の充実やその周知を図っていきます。

現状と課題

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を配置し、学校内での組織的な支援体制を推進しています。また、教育センター等での来所相談や24時間対応の電話相談、SNSを活用した相談など、学校外での相談体制も整備し、こどもたちや保護者の皆さんのが相談しやすい環境となるよう相談窓口の充実を図っています。
- しかし、近年の社会環境の変化に伴い、こどもたちの抱える課題が複雑化・多様化していることから、こどもたち一人ひとりの状況に応じた支援が求められており、学校は関係機関から助言を受けるなどしながら、教育相談体制を充実させる必要があります。
- こどもたち一人ひとりの学びを保障するためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含む全ての教職員が連携してこどもたちを支えるとともに、学校・家庭・地域・関係機関が連携・協働した支援の充実が求められています。

施策の方向性

- 専門家の効果的な活用などによる組織的な支援体制の充実を図るとともに、相談しやすい環境を充実させることにより、こどもや家庭の状況に応じたきめ細かな支援につなげます。
- 生徒指導や教育相談担当の教職員に対して、こどもたちの不登校の背景に人間関係の悩みが隠れている可能性があるなどの視点を持つことの大切さを伝えるため、県教育委員会や各学校が実施する研修の充実を図ります。
- 島根県社会福祉士会等との連携による教職員研修や学校への巡回訪問により、教職員の社会福祉に対する理解を深めるとともに、学校と社会福祉の関係機関をつなぐスクールソーシャルワーカーの更なる活用を進めていきます。
- 教職員がこどもたちの困難さに速やかに気づくことができるよう、また、こどもたちが自らの困難さを大人に相談したり助けを求めたりできるよう、日常的にこどもが意見を表す権利を尊重し、こどもの最善の利益を保障する教育環境を実現するために、研修等を通じてこども基本法の理解と実践を推進します。

- 教職員の気づきが早期の連携につながり、効果的な支援が速やかに実現できるよう、「学校・福祉連携のための手引」（令和6（2024）年3月策定）などを活用するとともに「気づく・つなぐ・支える」ためのスクールソーシャルワーカーや学校・福祉連携推進教員を含めた校内の組織体制を充実します。

施 策 ⑥ 発達の段階に応じたキャリア教育

施策の目的

- 就学前から高校までの各段階において、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度が育まれるよう、キャリア教育を推進します。

現状と課題

- こどもたちが自らの活動を記録・蓄積し、自分の学習状況の振り返りや、将来への見通しをもちらながら主体的に学びに向かう力を育むために、キャリア・パスポートを活用した教育活動に取り組んでいます。
- こどもたちの振り返りの後に、新たな学習等への意欲につなげる取組が不足している状況が見受けられます。また、こどもたちに学ぶことと社会で生きていくことの関連性の理解を深める工夫が必要です。
- こどもたちが社会的・職業的に自立していくためには、社会の激しい変化に流されることなく、将来直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応する力を高めることが重要となっています。
- 令和6（2024）年度「全国学力・学習状況調査」によると、「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う」児童生徒の割合は、前年度に比べて増加し、中学校では、全国平均を上回っています。また、令和6（2024）年度の高校魅力化アンケートでは「地域や社会で起こっている問題やできごとに関心がある」に対する県内高校生の肯定的回答の割合も全国平均を上回るなど、全国と比較して高い水準であり、社会に能動的に関わろうとする意欲が喚起されつつあります。

施策の方向性

- 就学前から高校までの発達の段階に応じ、各学校等において、教育活動全体を通じた系統的なキャリア教育を推進します。
- 教科学習と地域資源を活用した探究的な学びなどを結び付け、地域づくりに参画する学習等を通じて、こどもたちが自分らしい在り方や生き方を考える教育を推進します。
- 学校全体でキャリア教育の質の向上に取り組むことができるよう、教員の経験年数に応じた研修において、キャリア教育について学ぶ機会を設けるとともに、好事例の展開を図ります。

施 策 ⑦ 消費者教育の推進

施策の目的

- こどもたちが、デジタル化の進展等の社会情勢の急激な変化や、複雑化・多様化する消費者問題に対応するために自ら判断・行動する力を育成します。
- また、持続可能な社会の形成に参画する「消費者市民社会」を実現し、その発展に寄与することができる自立した消費者を育成します。

現状と課題

- 学校、地域、家庭、職域等の様々な教育の場を活用して、総合的・一体的に消費者教育を行っていくことが重要です。
- 民法の成年年齢の引下げに伴い、18歳から契約主体者となり得ることから、自ら主体的に判断し、責任を持って行動できるよう早期から実践的な消費者教育を確実に行なうことが求められています。

施策の方向性

- 教育委員会等と連携しながら「外部人材活用講師派遣事業」の幅広い活用について学校やPTAに働きかけるとともに、各種出前講座や教員向け研修会を開催するなど総合的・一体的な消費者教育を行います。
- メディアの特性や対象となる年齢層を踏まえた情報発信や、各種出前講座において年齢に応じた相談事例やその解決策のアドバイス、消費者トラブルに遭った時の相談窓口の周知を行います。

重点推進事項5 こども一人ひとりに応じたきめ細かな支援の確保（学童期・思春期）

基本施策（7）居場所づくり

施 策 ① こどもが安全・安心に過ごせる多様な居場所の情報提供と理解の促進

施策の目的

- 現在から将来にわたって、全てのこどもたちがその経済的な環境によって左右されず、夢と希望をもって成長していくよう、総合的な施策を進めます。
- こどもが、社会の一員として必要な社会規範や自立性、豊かな人間性・社会性を身に付け、こども自身の社会参加を促進するとともに、心身ともに健やかに成長できる環境の整備や県民の意識向上を図ることで、こどもの健全育成を推進します。

現状と課題

- 経済的困難を抱える家庭のこどもの自己肯定感はそうでないこどもと比べて低い傾向にあり、生活環境に不安を抱えているこどももいます。不安を取り除くためには、将来の見通しなどをもたせる必要があります。
- 県内では、学習意欲があるのに習い事や学習塾に通えないこどもや、経済的理由で希望する進路選択が出来ないこどももいます。
- 少子化や世帯規模の縮小の傾向が続いている、家族や地域とのつながりの希薄化が懸念されています。困難な状況を抱えるこどもやその世帯が社会から孤立することがないよう、地域全体で支援していくために、こどもたちが安心して過ごせる居場所を提供する取組を地域や県・市町村等の行政機関・民間団体等が連携しながら進めていく必要があります。
- 様々な体験・交流活動の機会について、情報発信をしていく必要があります。
- 実態調査の結果を見ると、「無料又は低料金で、子どもだけで安心してご飯を食べに行ける場所（子ども食堂など）」に対するニーズは高い割合を示しており、子ども食堂の取組を支援していく必要があります。
- 様々な困難を有するこども・若者の問題も深刻化しており、これらのこども・若者が円滑な社会生活を営んでいくことができるよう、自立に向けた相談・支援体制の充実が求められます。こどもの居場所、特に中高生の居場所が少ない現状があり、こどもが自由に活動できる居場所づくりが求められています。
- 健全育成のために求められる取組や支援が多様化する中、学校・家庭・地域・関係団体がより一層緊密に連携して、規範意識や社会性を高める活動を進めていく必要があります。また、地域では、こどもの育成活動が行われていますが、大人主体の企画運営になっていることが多いことから、こどもが主体となった活動を推進し、その意見や行動力をこどもの育成や地域活性化に活かすような仕組みづくりが必要です。

施策の方向性

- 生活困窮世帯やひとり親世帯など、教育と社会福祉の両面から支援が必要な児童生徒を対象に学習支援を行い、学びの機会を確保する取組の充実を図ります。
- 地域での関わりや体験機会が減少しているこどもたちのために、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することのできる、地域での居場所づくりを進めます。
- SNSを活用し、様々な体験・交流活動の情報をプッシュ型で発信していきます。
- 経済的困難を抱える世帯のこどもや保護者をはじめ、誰でも参加できる子ども食堂が県内で増えていくように、開設・運営支援や県内のネットワーク形成を行います。また、様々な関係機関・団体等に対して、子ども食堂の取組について理解の増進を図っていきます。
- 様々な困難を有するこども・若者に対して適切な自立支援活動が行われるよう、関係機関・団体との連携をより一層深めます。近年、こどもの居場所づくりの要請をより強く求められるようになってきました。社会全体でこどもの育成に取り組む意識を高める体制づくりや人材育成、広報活動をさらに進めていく工夫改善をしていきます。
- 流動する社会情勢を踏まえ、関係機関・団体、公民館、企業、学校、家庭、地域などが緊密に連携することで、こどもの居場所づくりや主体的な社会参画活動の充実、意見表明の場の設定等を通して、次世代を担うこどもの育成を図ります。
- 青少年育成島根県民会議が、各市町村民会議や関係機関・団体をつなぐプラットフォーム的役割を担うことによって、青少年育成事業のすそ野を広げ、連携を強化していくことを目指します。そのためには、青少年健全育成に対する県民意識の高揚を図るとともに、今まで以上に地域の活性化進める仕組づくりが必要であり、各市町村団体等と協議や情報交換の場を設け、こどもの健全育成を推進します。

施 策 ② 放課後等のこどもの居場所づくり

施策の目的

- 保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学校に就学しているこどもたちのために、放課後や週末等に安心して生活できる居場所を確保し、こどもたちの健全な育成を図ります。
- 地域での関わりや体験機会が減少しているこどもたちのために、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することができる、地域での居場所づくりを進めます。

現状と課題

- 育児をしながら働く女性が多い島根県では、子育てと仕事の両立を図ることが急務であり、中でも、放課後児童クラブは利用希望者が引き続き増加傾向にあり、今後も充実が必要です。
- 放課後児童クラブ数の増加と利用定員の拡大など量の拡大が進みましたが、潜在的な需要が顕在化し、依然として待機児童が発生しています。

- 保護者の働き方の変化により、利用時間の延長や長期休業中の預かり等、放課後児童クラブに対するニーズは今後も多様化していくことが考えられます。
- 登録児童数の増加や利用時間の延長により、児童が放課後児童クラブで過ごす時間が長くなっていることから、放課後児童クラブで過ごす時間の充実が必要となっています。
- 放課後児童クラブの量の拡大等に伴い、放課後児童支援員等の確保が課題となっています。

施策の方向性

- 市町村と連携し、放課後児童クラブの利用時間延長や待機児童解消等に向けた取組と、こどもたちが放課後児童クラブで充実した時間を過ごすための環境整備を推進します。また、放課後児童クラブの安定的な運営と充実を図るため、放課後児童支援員等の人材確保や処遇改善に取り組みます。
- 地域住民の参画により、放課後等にこどもたちの安全・安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する、放課後子ども教室の活動を支援します。

基本施策（8） いじめ防止や不登校等の支援

施 策 ① こどもとこどもに関わる全ての人々の人権意識の向上

施策の目的

- 全ての子どもの権利が尊重され、健やかな育ちが等しく保障される社会の実現を図ります。

現状と課題

- いじめや不登校、経済的困難など、こどもたちを取り巻く様々な課題に対し、こどもとこどもに関わる全ての人々の人権意識の向上を図るとともに、人権尊重に向けて態度や行動に表れるような取組を推進する必要があります。

施策の方向性

- 全ての子どもが自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるように、こどもとこどもに関わる全ての人々がこども基本法や児童の権利条約などを理解し、子どもの最善の利益を図る働きかけを進めます。
- 様々な世代の県民を対象とした、多様な人権課題に関する講演会やイベントを通して、学校や家庭、地域社会との連携を図りながら地域ぐるみで人権に関する理解や認識を深めていきます。
- 広報誌などの啓発資料の作成・配布などを通じて、県民の人権尊重の意識の醸成を図ります。また、人権啓発に取り組む民間団体を重要な担い手として位置付け、その活動を支援します。

施 策 ② 学校におけるいじめ、不登校等の悩みを抱えるこどもへの相談支援体制の強化

施策の目的

- 学校が組織的に対応できる体制を強化するとともに、学校と関係機関との連携を推進し、こどもや家庭の状況に応じたきめ細かな支援を行う体制の充実を図ります。

現状と課題

- 県内の不登校児童生徒数は増加傾向にあり、千人あたりの割合も全国平均より高い状況が続いている。また、「いじめ防止対策推進法」に基づくいじめの積極的な認知により、初期段階から丁寧に対応しているため、いじめの認知件数も増加傾向にあります。

- 令和6（2024）年3月に島根県教育委員会が行った「不登校に関するアンケート調査」結果によると、不登校の主たる要因として、「いじめ」、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「教職員との関係をめぐる問題」など、人間関係に起因するものが多い傾向にあります。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を配置し、学校内での組織的な支援体制を推進しています。また、教育センター¹等での来所相談や24時間対応の電話相談、SNSを活用した相談など、学校外での相談体制も整備し、こどもたちや保護者の皆さんのが相談しやすい環境となるよう相談窓口の充実を図っています。
- しかし、近年の社会環境の変化に伴い、こどもたちの抱える課題が複雑化・多様化していることから、こどもたち一人ひとりの状況に応じた支援が求められており、学校は関係機関からの助言を受けるなどしながら、教育相談体制を充実させる必要があります。

施策の方向性

- 専門家の効果的な活用などによる組織的な支援体制の充実を図るとともに、相談しやすい環境を充実させることにより、こどもや家庭の状況に応じたきめ細かな支援につなげます。
- 生徒指導や教育相談担当の教職員に対して、こどもたちの不登校の背景に人間関係の悩みが隠れている可能性があるなどの視点を持つことの大切さを伝えるため、県教育委員会や各学校が実施する研修の充実を図ります。
- 不登校児童生徒の社会的自立への支援を行う公的機関である教育支援センター²の設置等に取り組む市町村を支援します。
- こどもたちの多様な学びの場の選択肢のひとつであるフリースクールなど、民間機関との連携により、多様な学習活動の実情を把握するなど、学校や児童生徒への情報提供を行います。
- 中学校在学中に長期にわたって欠席した者等を対象に、一般入学者選抜及び第2次募集において、個人調査報告書を選抜の資料として用いない選抜方式を高校の全日制・定時制課程の全ての学科において導入します。
- 高校において、安定して登校することが難しい生徒の学びの保障のため、宍道高校を拠点として、各学校が行う通信教育の支援を行います。
- 「ヤングテレホン／けいさつ・いじめ110番」をはじめとするこどもや保護者等からの相談に応じ、いじめ事案の早期把握に努めます。
- 把握したいじめ事案の重大性や緊急性、被害児童等やその保護者の意向及び学校等の対応状況等を踏まえ、学校等と緊密に連携しながら、警察として的確な対応をとります。

¹ 教育に関する専門的、技術的事項の研究及び教育関係職員の研修を行う機関のこと。

² 市町村教育委員会が設置する、主に不登校児童生徒に対して、「学校に登校する」、という結果のみを目標とはしないものの、社会的自立に向けて、学校生活への復帰も視野に入れた支援をおこなうための機関のこと。

施 策 ③ 学び直しの支援

施策の目的

- 学び直しの体制の充実を図ります。
- こどもたちがその経済的な環境によって左右されず、学ぶ意欲と能力のあるこどもが夢と希望をもって成長していくよう、経済的支援を推進します。

現状と課題

- 高校の定時制・通信制課程では、中学校から進学してきた生徒、他の高等学校から転学してきた生徒、学び直しのために編入した生徒など多様な生徒が学んでいます。また、進学や就労に向けて高校卒業資格の取得を目指す生徒のほか、科目履修生など自己の教養を高めようと学ぶ生徒が在籍するという特徴もあります。
- 定時制・通信制課程においては、働きながら学ぶ勤労青少年の学びの場だけでなく、生活リズムや興味・関心など生徒一人ひとりのスタイルに合った学びの場となっており、近年では、集団での学びに馴染めない生徒や、日本語指導など少人数指導が必要な生徒等、教育上の配慮が必要な生徒も増加傾向にあります。
- 経済的理由で希望する進路選択ができないこどもがいます。

施策の方向性

- 生徒の興味・関心や能力、適性など、一人ひとりの成長の過程に寄り添うとともに、多様な学習形態へのニーズに対応したきめ細かな学びを推進し、社会での自立に必要となる一般的な教養や専門的な知識・技能を身に付けた、地域や社会の担い手を育成します。
- 宍道高校において、学び直しに寄与する基礎的な科目の一層の充実や、学びに向かう意欲を喚起する魅力ある教育内容、日々の教育相談や将来を見通した進路指導など、多様な教育機会を提供します。
- 宍道高校定時制課程午前部において、少人数指導や日本語指導など、きめ細かな指導や支援を行うために必要な体制や環境を整備します。
- 家庭の状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のあるこどもが能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるよう、就学に伴う経済的負担の軽減や学校における就学継続のための支援を行います。

重点推進事項6 若者が自立し、自らの意思で将来の夢や希望を選択できる社会づくり(青年期)

基本施策（9） 若者の雇用と経済的自立に向けた高等教育・就労支援の充実

施 策 ① 高等教育段階の修学支援

施策の目的

- 若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、就学支援を実施します。

現状と課題

- 島根県子育て支援に関する意識調査（令和5（2023）年度）によると、「理想の子どもの数」と「実際に予定している子どもの数」に差が生じていますが、その理由は「子どもを育てるのにお金がかかる」が最も多くなっています。
- また、「子育て環境の整備のため行政に期待する施策」としては、「出産・子育てに伴う経済的負担を軽減」（48.0%）が最も多くなっています。経済的負担の軽減で期待されているのは、「教育料（高校・大学など義務教育以外）」（37.5%）が上位となっていることから、これらの経済的負担の軽減を図る施策を実施していく必要があります。
- 「島根県子どもの生活に関する実態調査（令和6（2024）年度）」によると、高校生の「進路希望」では、生活困難層は非生活困難層に比べ「高校まで」と回答した割合が、こども、保護者の両方で高くなっています。
- ひとり親家庭では子どもの進学や就職への悩みを抱える方が多く、世代間の貧困の連鎖を防止する観点からも、子どもの進学に向けた支援が必要です。

施策の方向性

- 高校生等に対する奨学金の貸付、教育費に充てるための給付金の支給等を通して教育費の経済的負担に対応するとともに、教育の機会均等を図ります。
- 入学や在学中に必要な教育費の経済的負担に対応するとともに、教育の機会均等を図ります。
- 介護福祉士や社会福祉士、保育士資格を得るための修学資金を無利子で貸し付けます。
- 低所得世帯に対して、生活福祉資金制度により、子どもが大学、高等専門学校、高等学校に就学するための費用を無利子で貸し付けます。
- ひとり親家庭の子どもが大学、高等専門学校、専修学校等に就学するための費用を無利子で貸し付けます。

施 策 ② 若い世代の就労支援と早期離職者への支援

施策の目的

- 若年者の能力開発の推進、適職選択による安定就労及びキャリア形成の支援を図ります。
- 若年者雇用、フリーター・転職者の職場定着、Uターン・Iターンの奨励等の若者の島根定住について、「ジョブカフェしまね」、「しまね若者サポートステーション」を始めとする関係機関が連携を強化し、就労支援の充実を図ります。
- 島根県内へのUターン・Iターンを希望する若者へ、仕事に関する情報を提供するため、無料職業紹介事業を実施し、円滑な就職を支援します。
- 女性一人ひとりが、個性や能力を発揮しながら、本人の希望に添った就業や転職を実現できるよう支援します。

現状と課題

- 県内の高校生や大学生のほか、県外の大学に進学した学生の県内就職率については少しずつ上昇しているものの、大学生の県内就職率は直近の令和5（2023）年度の実績は下降に転じました。県内就職率の上昇の流れを確かなものとするため、高校生や県内外に進学した学生に県内就職への意識を持つもらうことが必要となっています。
- 若年者が自立できるようにするため、無業の状態にある方など、様々な課題に直面している方に対して、継続的に支援していくことが重要です。また、職業訓練等による能力開発、キャリア形成を積極的に支援していく必要があります。
- 低所得世帯の方が、就労により安定した生活ができるように、技能習得に必要な経費等の貸し付けを行う必要があります。
- Uターン・Iターンを考える場合、仕事を決めるることは大切な要素となります。希望する仕事を得ることができるよう、丁寧な相談対応や求人情報の充実が必要です。
- 島根県中小企業制度融資「創業者支援資金」の保証実績は、令和4（2022）年度 130 件 658 百万円、令和5（2023）年度 60 件 496 百万円で推移しています。物価高騰やコロナ禍の影響が長期化する中であっても創業の相談件数は一定数あり、令和6（2024）年度以降についても例年並みの推移が想定されます。
- 島根県は、働いている女性の割合が高く、結婚や子育て期を迎えても就労を希望する女性が多い一方で、「働き続けやすい」と感じる女性の割合は 40.9% となっています。
- 様々な事情で希望どおりの働き方ができていない女性が、希望に応じて就業できる環境をつくることが求められています。

施策の方向性

- 高校生や県内外に進学した学生をはじめとする若者が、島根で働く魅力や意義について考え、県内企業等への就職意識を高めてもらうための情報や機会を、企業の採用活動の動向も踏まえながら、きめ細かに提供していきます。

- 離職する若者が、新たな職業に必要な技能・知識等を習得するための職業訓練を実施し、円滑な再就職を支援します。
- 高等技術校における職業訓練のメリットの周知や訓練内容の充実を図り、キャリア形成や技能向上を目指す若者を支援します。
- 低所得世帯に対して、生活福祉資金制度により、技能習得に必要な経費やその期間中の生計を維持するために必要な経費を貸し付けます。
- ひとり親家庭のこどもに対し、技能習得に必要な経費や就職等の支度に必要な費用を無利子又は低利子で貸し付けるとともに、就業相談、就業講習会の開催、就業情報の提供などを行います。
- (公財) ふるさと島根定住財団において無料職業紹介事業を実施し、専門職員によるきめ細かな就業相談を行いながら、求人情報をはじめとした定住支援情報を提供し、移住・定住を支援します。
- 起業を志す者に対し、年齢に関係なく県制度融資や各種助成制度、研修等の情報提供、起業家同士の交流機会の提供等を行います。
- 就職や転職を希望する女性に対して、きめ細かな職業相談や職業紹介、セミナー等による支援及び情報提供を実施します。

基本施策 (10) 結婚支援の充実

施 策 ① 結婚に対する啓発活動・情報発信

施策の目的

- 結婚や家庭についての若い世代の理解と関心を高めます。

現状と課題

- 島根県の独身者を対象にしたアンケート（令和5（2023）年度）では、「ぜひ結婚したい」「できれば結婚したい」との回答は48.3%でしたが、そのうち結婚に向けた具体的な行動をしている割合は約2割にとどまっている状況です。
- 未婚理由としては、「相手がいない、相手にめぐり会わない」との回答が35.5%と最も高い一方、「自分は結婚に向いていない」「異性とうまく付き合えない」と回答する割合も2割前後ある状況です。
- こども家庭庁の「若い世代の描くライフデザインや出会いを考えるワーキンググループ」の中間報告（令和6（2024）年9月）では、若い世代の結婚をめぐる現状認識や価値観について、「自分自身が納得できるかが大切」「自身の将来についての『解像度』を高めたい」「結婚や子育ては、当たり前のことではなく、自分にとっての幸せを実現する手段の一つ」などの意見が挙げられています。
- 結婚・出産・子育てなどに関する情報がインターネット上などに溢れる中、将来の選択に関わる知識と、年代に応じた必要な情報を適切に提供することが必要とされています。

施策の方向性

- 学校、企業などと連携して、こども、学生、社会人など世代に応じて、結婚・妊娠・出産・子育てについての必要な知識を得たり、人生設計について主体的に考えるきっかけとなる講座などを実施します。
- 結婚希望はあるものの婚活をためらう若い世代が婚活等に動き出せるよう、身だしなみやコミュニケーションなどに関するセミナー等を開催します。
- 島根県内の結婚・妊娠・出産・子育てに関する情報を、利用者目線でわかりやすく一元的に発信します。

施 策 ② 出会いの場づくりとマッチング支援の強化（出会いの機会、場の創出支援）

施策の目的

- 多様な出会いの場を増やすことで結婚を望む男女の希望をかなえます。

現状と課題

- 若い世代の結婚や家庭に対する意識が変化する中、島根県の婚姻件数は年々減少しており、令和5（2023）年には過去最少となっています。
- 島根県の独身者を対象にしたアンケート（令和5（2023）年度）では、未婚の理由を「相手がいない、相手にめぐり会わない」とする回答が35.5%と最も多く、また、出会いの機会については、「どちらかといえば少ない」「少ない」「全くない」を合わせると9割を超えていました。
- しまね縁結びサポートセンターの認知度については、全体で約3割となっている一方で、「知らなかったが利用してみたい」とする回答が特に30代で約2割程度となりました。
- 行政やボランティア、企業等が連携し、多様な出会いの場の創出やマッチングなどの取組をより一層進める必要があります。

施策の方向性

- 結婚を望む県民誰もが、結婚支援サービスを安心して気軽に活用できるよう、全市町村における相談・支援体制の維持・拡充を支援することで、全県における結婚支援サービスを充実します。
- しまね縁結びサポートセンターについて、若い世代に効果的に届く情報発信に努めるとともに、縁結びボランティア「はぴこ」の活動支援やコンピューターマッチングシステム「しまコ」の利用拡大などにより、相談者に寄り添った伴走型の支援を充実します。
- 結婚を希望する独身者を対象に、民間の結婚相談所と連携して、県内全域を対象とする広域的なイベントを開催するほか、従業員の出会いや結婚を応援する企業等の取組支援などにより、多様な出会いの場を創出します。

基本施策 (11) 悩みや不安を抱える若者や家族への相談支援の充実

施 策 ① ひきこもり当事者や家族に対する相談支援の充実

施策の目的

- ひきこもり状態からの回復にむけ、ひきこもり当事者とその家族に対する支援の充実を図ります。

現状と課題

- ひきこもり状態からの回復には、その状態に応じ、段階を踏んだ関わりが必要となっています。
- 市町村等関係機関と連携し、地域で長期的・専門的に対応できる体制を構築する必要があります。

施策の方向性

- ひきこもり支援センターを中心としたひきこもり状態にある当事者やその家族への適切な相談体制を充実させるとともに、支援ネットワークづくりに努め、居場所の提供等、状況に応じた細やかな支援を実施します。
- 身近な地域での相談支援のため、市町村による相談支援体制の立ち上げ支援を行います。

施 策 ② 若年無業者の職業的自立に向けた相談・就労体験支援

施策の目的

- 若者の自立のため、職業意識の啓発や職業訓練などを個々の状況に応じて行うことにより、能力の開発を図り、本人に適した職業選択ができるよう支援します。

現状と課題

- 若年無業者は、働くことに踏み出せず就労に結びつかないケースが多くあるため、就労意欲の向上を図る必要があります。
- 若年者が自立して家庭を持てるようにするため、無業の状態にある方など、様々な課題に直面している方に対して、継続的に支援していくことが重要です。また、職業訓練等による能力開発、キャリア形成を積極的に支援していく必要があります。

施策の方向性

- 離職する若者が、新たな職業に必要な技能・知識等を習得するための職業訓練を実施し、円滑な再就職を支援します。若年無業者に対して相談から自立支援まで一貫した支援を行う「地域若者サポートステーション」を中心に職業相談やセミナーの開催、就労体験等による支援を行い、就労観・就業意欲の醸成を図るとともにハローワークなどの就職支援機関と連携して、より本人に適した職業選択ができるよう、職業的自立に向け一貫した支援を行います。
- 若年無業者の就労・定着に繋げるため、県内企業等での短期及び長期の就労体験機会を提供します。

施 策 ③ 市町村の「子ども・若者総合相談センター」の設置

施策の目的

- 進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図ります。

現状と課題

- 県内の9市町（令和6（2024）年11月1日時点）で子ども・若者総合相談センター（総合相談窓口）が設置されています。未設置の町村においても、こども・若者の相談先の充実を図る必要があります。

施策の方向性

- 未設置町村には子ども・若者総合相談センター（総合相談窓口）の設置を働きかけます。

施 策 ④ 「島根県子ども・若者支援地域協議会」に参画する自治体・民間支援団体間のネットワークの活用

施策の目的

- 近年、こども・若者をめぐる環境が複雑化し、ニートやひきこもり、不登校、非行等、社会生活を円滑に営む上で困難を抱えるこども・若者の問題が深刻な状況にあります。
- こうした個々の困難な状況に幅広く対応するために、様々な機関・団体がネットワークを形成し、それぞれの専門性を活かした支援を連携して行います。

現状と課題

- 様々な困難を有するこども・若者の問題も深刻化しており、これらこども・若者が円滑な社会生活を営んでいくことができるよう、自立に向けた相談・支援体制の充実が求められます。
- 教育、福祉、保健・医療、更生保護、民間支援団体等から構成される「島根県子ども・若者支援地域協議会」によるネットワークが構築されていますが、更に、県内自治体間、民間支援団体間のネットワークや連携が必要です。

施策の方向性

- 様々な困難を有するこども・若者に対して適切な自立支援活動が行われるよう、関係機関・団体との連携をより一層深めます。
- 協議会構成機関及び県内自治体間や民間支援団体間のネットワークによる官民連携した支援体制の構築を図ります。

重点推進事項7 子育て当事者への支援

基本施策（12）子育てや教育に関する経済的負担の軽減

施 策 ① 子育てに関する経済的負担の軽減

施策の目的

- 児童手当等の給付や保育料の軽減、子どもの医療費の自己負担の軽減、特定不妊治療費の助成等、子育てに関する経済的支援を行うことにより、安心して子育てができる環境づくりを推進します。

現状と課題

- 島根県の子育て支援に関する意識調査（令和5（2023）年度）によると、「理想の子どもの数」と「実際に予定している子どもの数」に差が生じている理由として「子どもを育てるのにお金がかかる」が最も多くなっています。
- 「子どもを安心して生み、健やかに育てることができる環境を整備するため行政に期待する施策」としては、「出産・子育てに伴う経済的負担の軽減」（48.0%）が最も高い割合となっています。経済的支援の充実で期待されているのは、「妊娠・出産に係る費用」（46.4%）、「保育料」（40.1%）が上位となっていることから、これらの経済的負担の軽減を図る施策を実施していく必要があります。
- 子育てに関する経済的負担の軽減は本来、税制や社会保障制度での対応など、国レベルでの取組が必要ですが、県では、幼児教育・保育の無償化の対象とならない3歳未満児の保育料の軽減や医療費の助成など、独自の軽減策を行っています。

施策の方向性

- 児童手当等の給付、保育料の軽減、子どもの医療費の自己負担軽減を行うことで、子育てに関する経済的負担の軽減を図ります。
- 子どもの医療費の助成について、小学生と中学生を対象にした補助制度を創設し、市町村と連携することにより、県内全域で高校生相当年齢まで対象を拡充し、経済的負担の軽減を図ります。
- 合わせて、未熟児養育医療や育成医療の助成についても引き続き取り組んでいきます。

施 策 ② 就学に伴う経済的負担の軽減

施策の目的

- 家庭の状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全てのこどもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるように支援します。

現状と課題

- 経済的な理由によりこどもを就学させることが困難なため、支援を必要としている保護者等は少なくなく、教育の機会均等を保障するためには、今後も経済的支援の充実が必要です。
- こどもが家庭の経済状況に左右されず、能力・適性に応じて希望する進路に進んでいくことができるよう、入学・就学に際して経済的支援を行っていく必要があります。
- ひとり親家庭のこどもが家庭の経済状況に左右されず現在の学業を継続でき、また、様々な学習支援が受けられ、その能力・適性に応じて希望する進路に進んでいけるよう、経済的支援、情報提供、アフターケア等を行う必要があります。
- 技能習得や就業に係る教育費や育児休業・介護休業時の生活費に利用できる生活支援資金制度を積極的にPRし、利用の促進を図る必要があります。
- 技能習得や就学に際しては、修学資金制度を積極的にPRし、利用の促進を図る必要があります。

施策の方向性

- 就学に伴う家庭の経済的負担を軽減するため、就学援助の実施、教育費に充てるための給付金等の給付、奨学資金の貸与、授業料の減免等による支援を行います。
- 低所得世帯に対して、生活福祉資金制度により、こどもが大学、高等専門学校、高等学校に入学・就学するための費用を無利子で貸し付けます。
- ひとり親家庭に対して、母子父子寡婦福祉資金制度により、こどもが修学するための費用を無利子で貸し付けるとともに、学習支援等の取組を推進します。
- 生活支援資金により、入学や在学中に必要な教育費や育児休業・介護休業期間に必要とする生活費の経済的負担を支援します。
- 介護福祉士や社会福祉士、保育士資格を得るための修学資金を無利子で貸し付けます。また当該資格により県内で一定期間就業した場合、返還を免除します。

施 策 ③ 生活困窮家庭への生活支援、就労支援

施策の目的

- 困窮状態にある保護者の生活の再建のため、課題に応じた支援を行います。

現状と課題

- 経済的な困窮をはじめとして、障がいや病気、介護、失業、社会的な孤立など、生活困窮世帯の多くが複合的な課題を抱えており、早期からの包括的な支援が必要となっています。
- 失業などによって生活に困窮している人に、生活を立て直し、経済的な自立を図ることができるよう支援していく必要があります。
- 島根県内の生活保護世帯数は近年減少傾向にありますが、受給者世帯の状況に応じた指導、援助を行う必要があります。
- 生活保護受給者について、ハローワークと自治体が連携し就労支援を行っていますが、これまでの就労経験不足や生活背景から、就労に向け課題を持つ方が多い現状があります。
- 技能習得や就業に係る教育費や育児休業・介護休業時の生活費に利用できる生活支援資金制度を積極的にPRし、利用の促進を図る必要があります。
- 離転職者等への再就職の支援や、職業訓練の実施について関係機関と連携し、周知を図っていく必要があります。
- ひとり親の方は仕事と子育てを一手に担わざるを得ないため、経済的基盤が弱い上、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすく、親子で心穏やかに過ごす時間を持てないなど、困難な状況にあることから、ひとり親家庭の生活の安定を図るとともに、経済的自立に向けた就業支援に取り組む必要があります。
- 経済的負担の軽減は全国的な課題であり、税制や社会保障制度での対応など、国レベルでの抜本的な取組が必要ですが、県では、幼児教育・保育の無償化の対象とならない3歳未満児の保育料の軽減や医療費の助成など、独自の軽減策を行っています。
- 経済的困難を抱える家庭のこどもの自己肯定感はそうでないこどもと比べて低い傾向にあり、生活環境に不安を抱えているこどももいます。不安を取り除くためには、将来の見通しなどをもたせる必要があります。

施策の方向性

- 生活困窮者に対し早期からの包括的な支援を行う市町村の生活困窮者自立相談支援機関の支援の質の向上を図るため、情報提供や研修の場を提供していきます。
- 生活福祉資金では、失業などにより、日常生活全般に困難を抱えている方に対し、総合支援資金として、生活再建までの間に必要な生活費用を貸し付けます。
- 生活保護を受給する世帯に対しては、最低生活の維持に必要な扶助を行うとともに、自立に向けた援助を行います。

- 生活保護受給者等の就労支援は、福祉部門と雇用部門が連携し、支援対象者それぞれの状況に応じた支援を実施します。
- 生活支援資金では、入学や在学中に必要な教育費や育児休業・介護休業期間に必要とする生活費の経済的負担に対して支援します。
- 離転職者等の早期再就職促進を図ります。
- ひとり親家庭に対して、子育て・生活支援や、就業支援、養育費確保・親子交流の支援及び経済的支援等を一体的に提供できるよう、市町村や島根県母子寡婦福祉連合会等関係機関との連携のもと、個々のニーズに応じた自立支援を行います。
- 児童手当の給付、保育料の軽減、こどもの医療費、福祉医療費助成事業等により、子育てに関する経済的負担の軽減を図ります。
- 市町村が実施する地域子育て支援センター事業、乳児家庭全戸訪問事業、利用者支援事業等において、様々な不安や悩みに対する相談・助言、子育て支援に関する情報提供、適切なサービスの紹介等を行っており、県としても市町村に対し必要な支援を行います。

基本施策 (13) 地域における子育て支援、家庭教育の支援

施 策 ① 地域のニーズに応じた子育て支援の推進

施策の目的

- 安心して妊娠・出産・子育てできるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援体制の充実を図ります。
- こどもたちを守るとともに、健やかな成長を保障するために相談体制の充実・強化を図ります。

現状と課題

- 妊娠期から産後は、体調の変化や家庭の事情から、一時的に家事や育児の援助を望む声は多いですが、産前・産後のサポートを行う体制が十分ではありません。
- 妊娠や出産、育児に悩む方が気軽に相談できるような相談窓口の設置や、適切に支援機関につながる取組を強化していく必要があります。
- 中山間地域等においては子どもの数の減少等により保育所等の利用児童数が減少し、保育所等の維持が困難な状況が発生しています。また、県全体としても、市町村が実施した保育の量の見込み調査結果によると、今後、保育所等を利用する子どもは減少していくことが見込まれます。市町村と連携し、保育の「適切な量の確保」を図る必要があります。
- 就労形態の多様化に伴い、様々な保育ニーズへ対応するために地域子ども・子育て支援事業を充実していく必要があります。
- 保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合があります。
- 放課後児童クラブの登録児童数は年々増加しており、待機児童も発生していることから、小学校の余裕教室の活用等により、地域のニーズに対応した放課後児童クラブの受入れ児童数の確保を図る必要があります。

施策の方向性

- 産前・産後における多様なニーズに応じられるよう、産後ケア事業や育児、家事支援のための訪問サポート事業をさらに利用しやすくなるよう充実を図ります。
- こども家庭センターにおける母子保健と児童福祉の一体的な相談体制のなかで、市町村が実施する地域子育て支援センター事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等において、様々な不安や悩みに対する相談・助言、子育て支援に関する情報提供、適切なサービスの紹介等を行っており、県としても市町村に対し必要な支援を行います。
- 保育の「適切な量の確保」を図るため、市町村と連携し、地域に必要な保育機能を維持するための小規模保育所等への運営支援に取り組みます。

- 地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全てのこどもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。
- 多様なニーズに対応するため、地域子ども・子育て支援事業の充実を図るとともに、国基準を満たすことができない小規模な事業に対しても経費の一部を補助することで、中山間地域等における子育て支援の充実を図ります。
- 一時預かり、病児保育等の事業実施や保護者の相談対応などの多様な保育サービスを提供する市町村の取組を支援するとともに、病児保育施設を整備する市町村を支援します。
- 放課後児童クラブの利用時間の延長や待機児童解消等に向けた支援の充実を図ります。

施 策 ② 放課後児童クラブ等の充実

施策の目的

- 保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学校に就学しているこどもたちのために、放課後や週末等に安心して生活できる居場所を確保し、こどもたちの健全な育成を図るとともに、安心して子育てや仕事に取り組むことができる環境づくりを進めます。

現状と課題

- 育児をしながら働く女性が多い島根県では、子育てと仕事の両立を図ることが急務であり、中でも、放課後児童クラブは利用希望者が引き続き増加傾向にあり、今後も充実が必要です。
- 放課後児童クラブ数の増加と利用定員の拡大など量の拡大が進みましたが、潜在的な需要が顕在化し、依然として待機児童が発生しています。
- 保護者の働き方の変化により、利用時間の延長や長期休業中の預かり等、放課後児童クラブに対するニーズは今後も多様化していくことが考えられます。
- 登録児童数の増加や利用時間の延長により、児童が放課後児童クラブで過ごす時間が長くなっていることから、放課後児童クラブで過ごす時間の充実が必要となっています。
- 放課後児童クラブの量の拡大等に伴い、放課後児童支援員等の確保が課題となっています。

施策の方向性

- 学校外において安心してこどもを預けられるよう、市町村と連携し、放課後児童クラブの利用時間延長や待機児童解消等に向けた取組や長期休業中の児童一時預かり等を支援します。
- 国の補助制度と協調し、市町村、社会福祉法人等が行う放課後児童クラブの施設整備の経費の一部を支援します。
- 保育所等による放課後児童預かり等の実施に必要な経費の一部を支援します。
- 放課後児童クラブにおける育成支援機能の向上を図り、こどもたちが放課後児童クラブで充実した時間を過ごせるよう、体験等の主体的な遊びの実施や学習習慣の定着に資する取組等を支援します。

- 放課後児童クラブの運営や児童支援に関する助言等を行う放課後児童支援スーパーバイザーを配置し、放課後児童クラブへ巡回支援を実施します。
- 放課後児童クラブの充実を図るため、放課後児童支援員認定資格研修を拡充実施し、放課後児童支援員となる人材を確保するとともに、資質向上のための研修会を開催します。
- 市町村や大学、シルバー人材センター等と連携し、放課後児童支援員や補助員等の人材確保に取り組みます。
- 市町村と連携し、国の処遇改善事業等も活用しながら、放課後児童支援員等の処遇改善に取り組みます。

施 策 ③ こどもと家庭の相談体制の強化

施策の目的

- こどもたちを守るとともに、健やかな成長を保障するために相談体制の充実・強化を図ります。

現状と課題

- 子育ての経験や知識の不足、心身の不調、家族構成の変化、地域や職場など家庭を取り巻く環境の変化等により、人や地域とつながりにくく、子育てに不安や負担を抱える家庭が増えています。
- 困難や課題を抱える家庭について、虐待の予防や未然防止に向けて、地域の関係機関が早期に発見し、こどもと家庭の関係の多様性を尊重しながら支援につなげる必要があります。
- 妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援を継続していくために、妊娠や出産、育児に悩む方が気軽に相談できるような相談窓口の設置や、適切に支援機関につながる取組を強化していく必要があります。
- 児童虐待対応（認定）件数は依然として高い水準で推移しており、児童相談所の役割がますます大きくなっています。適切な対応を行うためには、人員の確保や専門性の向上など児童相談所の体制強化を図る必要があります。
- 支援を必要とするこどもや家庭について、関係者間で情報交換や支援方針等を検討する要保護児童対策地域協議会は全市町村に設置されていますが、構成機関相互の役割分担や連携、調整機能を強化し、養育支援を必要とするこどもや家庭に適切に支援ができる体制をつくる必要があります。
- 障がいのあるこどもやその家族に関する問題は多様化・複雑化しており、相談支援体制の構築や共生社会の実現に向けた地域づくりが求められています。
- 県内において児童・思春期に対応した専門外来を設置している医療機関が少ない現状にあります。

施策の方向性

- 市町村のこども家庭センターにおいて適切な支援ができるよう、研修や好事例の情報提供などにより取組を支援します。
- 支援を必要とすることもや家庭の心身の安定と子育てへの不安の軽減のため、市町村が行う一時預かりや病児保育等の子育て支援事業や保護者の相談対応など、多様な保育サービスの取組を支援します。
- 児童相談所の保健師及び市町村支援児童福祉司を中心に、市町村の母子保健部局等との連携強化を図り、虐待予防の視点を踏まえた妊産婦・子育て支援の充実を図ります。
- こども家庭センターの相談体制や要保護児童対策地域協議会の機能強化など、市町村における児童相談体制の強化を支援するとともに、児童相談所の専門性を高め、関係機関と連携しながら、こどもと家庭の相談に適切に対応できる体制を充実させます。
- 障がいのあるこどもやその家族が安心して地域生活を送ることができるよう、各種相談やサービス調整、情報提供等を行うとともに、市町村の自立支援協議会において、相談支援体制の構築、社会資源の開発を含む地域づくりを進めていきます。
- 相談支援従事者研修を効果的に実施することを通して、障がいのあるこどもやその家族の相談等を行う相談支援専門員の資質向上を図ります。
- 県立こころの医療センター、島根大学附属病院や保健所を中心に医療、保健、福祉、教育等の関係機関が連携した相談支援体制の整備を進めていきます。

施 策 ④ 親子の交流や相談の場の充実

施策の目的

- 子育てに関する不安感や負担感を緩和し、安心して子育てができる環境の整備を図ります。

現状と課題

- 島根県の子育て支援に関する意識調査（令和5（2023）年度）によると、子育ての負担や不安を「非常に強く感じる・どちらかといえば感じる」と回答した割合が8割を超えていました。
- 子育てに不安感や負担感を感じている保護者が多いことから、全てのこども・子育て家庭に、それぞれのこどもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親子同士の交流の場づくりを進める必要があります。
- 核家族化、地域社会における結びつきの希薄化により、特に在宅で子育てをしている家庭においては、日常的な支援窓口がまだ十分ではなく、全ての子育て家庭が身近に利用できる相談窓口や子育てに関する情報提供を行っていく必要があります。
- こども及びその保護者等、または妊娠している方が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用し、子育てへの不安感や負担感を解消できるよう、助言・相談を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施していく必要があります。
- 老人クラブ等の高齢者グループでは、スポーツや遊び、体験活動を通じたこどもとの交流や

- 安全・見守り活動、子育てサポート活動など、高齢者の立場で次世代育成支援に繋がる取組を行っています。
- 豊かな経験と知識を持つ高齢者は地域の子育て支援にとって重要な存在であり、今後もこうした地域の人的資源の育成とそれを積極的に生かす取組を進める必要があります。

施策の方向性

- 子育てに関する不安感や負担感を緩和し、安心して喜びを感じながら子育てができるよう、子育て中の親子が気軽に集い、交流や仲間づくりを行うことができる場の設置を促進しています。
- 子育ての負担や不安を感じる子育て家庭が孤立せず、気軽に育児相談や親子の交流ができるよう、身近な相談・支援窓口の情報提供を行っていきます。
- 在宅で子育てをしている家庭をはじめ、共働き家庭、ひとり親家庭、妊産婦などそれぞれのニーズに応じて適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう、関係機関との連携・協働の体制づくりを進めます。
- 地域社会の担い手としての高齢者的人材育成を目指した学習の場の充実を図ります。

施 策 ⑤ 家庭の教育力の向上支援

施策の目的

- 保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域において、子育てに関する気づきの場や、保護者同士のつながりづくりの場などを提供することにより家庭教育支援を推進します。
- 地域社会全体でこどもを育てる観点から、学校・家庭・地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力向上を図ります。
- 家庭教育の向上のために、家庭の絆を深めるための啓発を行います。

現状と課題

- 家庭教育は、こどもたちが基本的な生活習慣、人に対する信頼感、豊かな情操、他者への思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観などを身に付ける上で重要な役割を担っています。また、人生を自ら切り拓いていく上で重要な職業観、人生観なども家庭教育の基礎の上に培われるものです。
- 核家族化が進むなど、家庭環境やライフスタイルが多様化していく中で、地域社会のつながりが希薄になり、親をはじめとする保護者が身近な人から子育てを学ぶ機会が減ったり、悩みを気軽に相談できる人がいなかつたりすることなどから、地域における保護者への支援の必要性が大きくなってきています。
- 家庭はこどもにとって居場所の一つであり、こどもの健全な育成のために大切な家庭の絆を深めるための啓発が必要です。

施策の方向性

- 幼児教育施設、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校やPTA等と連携した「親学プログラム」、「親学プログラム2」の活用により、子育てに関する学習機会の場としてだけでなく、保護者の学びの場やつながりづくりの場の充実を図ります。
- 市町村や社会教育施設と連携しながら、親子での参加型行事やボランティア活動、体験活動等のプログラムを展開します。
- 家庭の絆を深めるために、家族がともに過ごす毎月第3日曜日の「しまね家庭の日」運動を学校や職場等との連携や地域の協力のもとに幅広く展開していきます。

施 策 ⑥ 地域ぐるみで子育て・こどもの育ちを支援する輪（ネットワーク）の拡大

施策の目的

- 地域や社会が子育て・こどもの育ちへの支援に参画し、保護者に寄り添うことで、子育てに対する負担感や不安感を和らげ、保護者が自己肯定感を持ちながらこどもと向き合える環境を整え、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じることができる社会の構築を図ります。
- 子育てとこどもの育ちを、行政や地域社会を始め社会全体で支援していくための地域づくりを推進します。
- 家庭教育の向上のために、家庭の絆を深めるための啓発を行います。
- 青少年育成機関・団体等、地域の様々な主体が連携し、こどもの育成を推進します。
- 高齢者等の地域住民の様々な知恵や豊かな経験を活かし、地域のこどもを始め子育て家庭や学校に積極的に関わりながら、子育てとこどもの育ちを支援していきます。

現状と課題

- 子育ては保護者が第一義的責任を持つものですが、次代を担うこどもは、社会の希望であり、未来をつくる存在であることから、学校、地域、企業、行政その他の社会のあらゆる分野の全ての構成員が、こども・子育ての支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たしていく必要があります。
- 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況になっていることから、地域ぐるみで子育て・こどもの育ちを支える機能を充実・強化する必要があります。
- 地域や学校と良好な関係をつくりながら地域学校協働活動を円滑かつ効果的にコーディネートする地域学校協働活動推進員や、コーディネート機能を有する公民館等が大変重要な存在となっています。
- 島根県でも地域の関係が希薄になり、地域全体でこどもを育む意識が低くなっています。より良い青少年育成を目指している青少年育成県民運動について知られていない現状があります。また、こどものネットワーク形成が必要です。

- こどもが主体的に活動し、社会に参画するためには、アドバイスなどをする指導者の存在が不可欠です。こどもの育成を行っている団体等では、高齢化や人材不足が見られ、指導者が不足しています。
- 老人クラブ等の高齢者グループでは、スポーツや遊び、体験活動を通じた子供との交流や安全・見守り活動、子育てサポート活動など、高齢者の立場で次世代育成支援に繋がる取組を行っています。
- 豊かな経験と知識を持つ高齢者は地域の子育て支援にとって重要な存在であり、今後もこうした地域の人的資源の育成とそれを積極的に活かす取組を進める必要があります。

施策の方向性

- 家庭の絆を深めるために、家族とともに過ごす毎月第3日曜日の「しまね家庭の日」運動を学校や職場等との連携や地域の協力のもとに幅広く展開していきます。
- こどもから高齢者まで社会の全ての構成員が、こどもの育ちや子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たしていく社会の実現に向けて、NPOの活動が継続的、円滑に実施できるよう、組織基盤及び財政基盤の強化並びに、NPO相互の連携・ネットワークづくりに向けた支援を行います。
- NPOが行う活動についての広報を行い、理解と共感の輪を広げ、活動資金の確保の支援や、団体等の連携促進のほか、高齢者の子育て支援への参画を進めることにより、地域の子育て支援活動の促進を図ります。
- こどもと地域住民との交流活動を行う市町村を支援します。
- 学校と地域をつなぐコーディネート機能の充実を図るため、コーディネーター等の更なる人材育成に向けた研修などを市町村等と連携して実施します。
- こどもの健全育成を目指し、幼児期からのふるまい向上を図るとともに、青少年健全育成県民運動の推進母体である「青少年育成島根県民会議」の取組を支援し、県民総ぐるみの運動を推進します。
- 地域の青少年育成団体の活動についての情報を共有化し、各団体の活動を広げるとともに、研修等を通じた指導者の育成に取り組みます。
- 県全体で子育てを応援する機運を醸成するため、「こっころ」を合言葉とした統一イメージで、子育て世帯には「こっころパスポート」を発行して協賛店から各種サービスを提供する取組などを進めます。
- 地域社会の担い手としての高齢者的人材育成を目指した学習の場の充実を図ります。
- 高齢者の自主的な社会参加活動である老人クラブ活動を支援します。

施 策 ⑦ 子育てにやさしい住まいの拡充

施策の目的

- 子育て世帯が安心して生活できる住宅の供給等を図ります。

現状と課題

- 子育て世帯が安全・安心で快適な住生活を営むことができる、子育てに適した住宅の供給を進める必要があります。
- 子育て世帯にとって、子育てしやすく安心して住み続けられる住環境の整備や、世帯構成の変化に応じた住宅リフォームや住み替えなどの選択を容易に行える環境づくりを行う必要があります。

施策の方向性

- 子育て世帯が、それぞれのライフスタイルに応じた適正な規模の住宅に無理のない家賃負担で居住できるよう、市町村と連携した住宅整備への支援、公的賃貸住宅の供給や、子育て世帯の優先入居の導入など、子育て世帯に対する安全・安心で快適な住宅の供給を進めます。
- 子育てがしやすい住宅リフォームへの支援を行います。また、子育て世帯とその親世帯との同居や近居への推進に必要な支援を行います。

基本施策（14） 安心して子育てや仕事に取り組むことができる環境づくり

施 策 ① 子育てしながら働きやすい環境づくり

施策の目的

- 誰もが安心して家庭と仕事を両立させ、充実した生活が送れる職場環境づくりに取り組みます。
- 男性が家事・育児・介護に携わることを当たり前と捉え実践することができるよう、意識改革に取り組みます。
- 職場環境の改善により、誰もがいきいきと働き続けられる活力ある職場づくりを県内に広げます。
- 子育てに関する不安感や負担感を緩和し、安心して子育てができる環境の整備を図ります。
- 若年者の能力開発の推進、適職選択による安定就労及びキャリア形成の支援を図ります。

現状と課題

- 島根県は、多くの女性が働きながら子育てをしている一方で、子育て世帯の男性の家事・育児・介護時間は女性の約3分1と少なく、女性に負担が偏っている状況があります。
- 男女が協力して子育て・介護や仕事に取り組めるよう、男性が意識を変え、夫婦間の分担を見直し、家庭における女性の負担を軽減する必要があります。
- また、子育てや介護との両立が困難といった理由により、希望どおりの働き方ができていない女性が、希望に応じて就業できる環境をつくることが求められています。
- 職場においては、男女とも育児・介護休業が取得しやすく、子育てや介護に対応した柔軟な働き方ができる環境を整え、生活と仕事を両立できる誰もが働きやすい職場づくりを進めることが重要です。
- こども及びその保護者等、または妊娠している方が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用し、子育てへの不安感や負担感を解消できるよう、助言・相談を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施していく必要があります。
- 就労形態の多様化に伴い、様々な保育ニーズへ対応するために地域子ども・子育て支援事業を充実していく必要があります。

施策の方向性

- 男性が積極的に子育て・介護・家事を担う意識の向上を図るため、セミナー等を通じた意識啓発を行います。
- 就職や転職を希望する女性に対して、きめ細かな職業相談や職業紹介、セミナー等による支援及び情報提供を実施します。

- 従業員が子育てや介護を仕事と両立させることができ、安心して働き続けられる環境を整えるため、経営者・管理職の意識改革や、職場環境の改善などに積極的に取り組む事業者を支援します。
- 誰もが、自身のライフスタイルを大切にしながら安心して働くことができるよう、「しまね働き方改革宣言」（平成29（2017）年11月、しまね働き方改革推進会議）に基づき、島根労働局や関係機関と連携しながら個々人の生活等に配慮した働き方が選択できる職場環境の改善に向けた取組等の普及啓発を推進します。
- いきいきと働く職場づくりを進めていくため、経営者等への働きかけや、働きやすい職場づくりに取り組む事業者の支援をします。
- 市町村が実施する地域子育て支援センター事業、乳児家庭全戸訪問事業等において、様々な不安や悩みに対する相談・助言、子育て支援に関する情報提供、適切なサービスの紹介等を行っており、県としても市町村に対し必要な支援を行います。
- 「ジョブカフェしまね」や「しまね若者サポートステーション」における若年者への職業意識の啓発や職業相談、職場体験などを通じて、若者の職業的な自立を促していきます。

基本施策（15）ひとり親家庭への自立支援

施 策 ① ひとり親家庭の相談機能の充実、子育て・生活支援

施策の目的

- ひとり親家庭への相談・支援体制を充実し、自立を進めます。

現状と課題

- 5年ごとに実施している県ひとり親家庭等実態調査によると、住民基本台帳から抽出したひとり親世帯の数は、平成25（2013）年までは増加傾向でしたが、平成30（2018）年及び令和5（2023）年では減少に転じています。一方、県内の子育て世帯全体に占めるひとり親世帯の割合は約1割に上っています。
- ひとり親家庭は経済的に厳しい状況に置かれた家庭も多く、親が仕事と子育てを一手に担わざるを得ないため、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすく、親子で心穏やかに過ごす時間を持てないなど、生活面でも困難な状況にあります。
- ひとり親家庭が抱えている様々な課題や個別ニーズについてワンストップで必要な支援につなげることができる相談体制が必要です。また、ひとり親家庭等は、親族の援助を十分に受けられず地域社会の中で孤立する場合もあることから、民間の支援団体とも連携しながら、より身近な場所での相談支援を行うことが必要です。
- ひとり親家庭の方が相談窓口や支援策を知らないために、必要な支援が受けられないことがないよう、様々な手段により相談窓口や支援策を積極的に周知していく必要があります。

施策の方向性

- 身近な市町村においてもひとり親家庭へのきめ細かな相談支援を行うことができるよう、各福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、適切な支援メニューをワンストップで提供できる相談支援体制の整備を促進します。
- 母子・父子自立支援員に対する研修会を開催し、ひとり親家庭の相談に対応する職員の人材育成と専門性の向上を推進します。また、行政と関わる時間や機会が持ちづらいひとり親家庭等に必要な支援が行き届くよう、地域の民間団体との連携により、アウトリーチ等によるきめ細かな相談支援に取り組みます。
- ひとり親家庭への支援制度についての情報が、支援を必要とする方に行き渡るよう、パンフレットの配布などによる情報提供とともに、メールマガジンやSNS等プッシュ型の媒体による広報を実施します。

- 子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担うひとり親家庭の生活の安定を図るために、経済的な自立やこどもが心身ともに健やかな成長をしていくための支援（子育て・生活支援、就業支援、養育費確保・親子交流への支援及び経済的支援等）を一体的に提供できるよう、市町村や県母子寡婦福祉連合会等の関係機関と連携し、個々のニーズに応じた自立を支援します。
- ひとり親家庭への生活面の支援に当たっては、県の母子・父子福祉センター及び母子家庭等就業・自立支援センターによる相談支援を行い、疾病等により一時的に家事・育児ができない場合には家庭生活支援員の派遣による生活支援を行います。
- DV被害を受けている母子や、子どもの養育に不安を抱える母子について、児童相談所や女性相談センター等関係機関との連携により支援にあたるとともに、一定期間母子生活支援施設を積極的に活用し、母子家庭の生活環境を整える支援を行います。

施 策 ② ひとり親家庭の経済的自立に向けた支援

施策の目的

- ひとり親家庭の就業や養育費確保、子どもの進学等の支援を充実し、経済的な自立を進めます。

現状と課題

- 県ひとり親家庭等実態調査（令和5（2023）年度）によると、ひとり親家庭の現在の困り事として、最も多かった回答は「経済面」であり、次いで「子どもの進学や就職」、「仕事」、「自分や家族の健康」の順となっています。
- 子どもの進学や就職への悩みを抱えるひとり親の方が多く、世代間の貧困の連鎖を防止する観点からも、ひとり親家庭に対し、子どもの進学や就職に向けた経済面や学習面での支援が必要です。
- ひとり親家庭の就労収入の額は低い水準にあり、特に母子家庭では経済的に厳しい状況に置かれています。ひとり親の高い就労率を経済的な自立の実現に結びつけるための支援が必要です。
- 養育費の確保は、こどもが心身ともに健やかに育っていくために必要であり、ひとり親家庭の生活の安定を図るためにも、養育費の確保を支援する必要があります。
- こどもが別居親との交流を希望する場合に、子どもの最善の利益のため、安全安心な親子の交流を行えるよう支援していく必要があります。

施策の方向性

- ひとり親家庭の重要な経済的支えの一つとなっている児童扶養手当について、広く制度の周知を図るとともに、市町村における適切な支給及び窓口でのプライバシー保護に配慮した事務運営を促します。

- ひとり親家庭等の生活の安定や自立への支援及び児童の福祉の増進が図られるよう、生活費や進学費用など、必要となる母子父子寡婦福祉資金の貸付を行うとともに、福祉医療費助成制度により、ひとり親家庭の医療費負担を軽減します。
- ひとり親家庭のこどもは、親と過ごす時間も限られ、家庭での学習習慣の定着や学習支援の機会が十分に得られないなどの状況があるため、世代間の貧困の連鎖を防止する観点から、市町村におけるひとり親家庭のこどもの基本的な生活習慣の習得支援及び学習支援等の取組を促進します。また、こどもの進学費用など必要となる母子父子寡婦福祉資金の貸付を行います。
- ひとり親家庭がより安定的な雇用や収入を確保することで経済的自立が図られるよう、就業相談や就業支援講習会の実施、母子・父子自立支援プログラムの策定のほか、就職を目指すひとり親の方を対象とした資格取得費用や家賃に係る返済免除付き貸付等の就業支援を行います。
- 就業に必要な資格の取得を目指すひとり親の方に対しては、市町村が実施する自立支援給付金や、ハローワークで取り扱う各種職業訓練及び教育訓練給付について周知するとともに、企業に対しては、特定求職者雇用開発助成金やトライアル雇用助成金等の雇用関係助成金制度について広く周知を図ります。
- ひとり親家庭が養育費を得ることができるよう、養育費の取り決めの必要性を積極的に周知し、弁護士による無料法律相談や市町村との連携による実効性の高い養育費確保の取組を進めています。
- 親子交流については、児童虐待や配偶者からの暴力等により親子交流が適切でない場合があることに留意した上で相談にあたり、親子交流の取り決めの促進とその実施に向けた支援を行います。

基本理念Ⅲ 特に支援が必要なこどもと家庭が安心して暮らせる社会づくり

重点推進事項8 特に支援が必要なこどもの健やかな生活の支援

基本施策（16）こどもの貧困の解消に向けた対策

施 策 ① 苦しい状況にあるこども・若者の早期把握、支援につなげる体制の強化

施策の目的

- 生まれ育った環境によって、栄養バランスがとれた食事ができなかつたり教育の機会が得られないこどもたちがいることから、このようなこどもの貧困状態に気づき、それぞれの状況に応じて、こどもや保護者等への適切な保護や支援につなぐため、教育、福祉、雇用など部門を超えた連携体制の構築を進めます。

現状と課題

- 教育格差や体験格差、不登校・虐待・ネグレクトなど、こどもやその家庭が抱える課題はより複雑化しています。その支援のためには教育や福祉などの行政機関のみでなく、幅広く関係機関や地域とのネットワーク等を構築していく必要がありますが、情報の共有等が必ずしも十分ではない実態があります。
- さらに、その課題は、経済的困窮だけでなく、こどもや保護者の疾病・障がい、生活を営む上で必要な知識の不足や周囲との関係の希薄化など、様々な生きづらさから生じるものもあることを理解する必要があります。
- また、支援につながった時点で既に問題が重篤化している事例もあり、できるだけ早期の発見・介入が必要と考えられますが、そのためには、どのように課題を把握し、適切な支援につなぐのかが大きな課題です。

施策の方向性

- 福祉をはじめとする行政の各部門や、教育機関など、こどもを取り巻く関係者が、保護・支援が必要なこどもや保護者を早期発見につなげていきます。
- 支援を行うに当たっては、対象となる家庭の課題を適切に分析した上で、こどもに対する支援と保護者等に対する支援を一体として行っていく必要があるため、要保護児童対策地域協議会等を活用し、福祉や教育の関係機関が連携した支援を進めます。
- 貧困状態にあるこどもの課題を早期発見し、確実な支援につないでいけるよう、研修会や情報交換会等により県内の支援体制・連携体制の充実・強化を推進していきます。

施 策 ② こどもや保護者への支援の充実と環境づくり

施策の目的

- 経済的困難をはじめ、様々な課題を抱えるこどもや保護者を支援できるよう、支援の充実を図るとともに、支援の体制づくりを進めます。

現状と課題

- こどもの貧困は、保護者やその他の世帯員の複合的課題と結びついています。経済的困難は保護者等にとって大きな悩みや不安となり、それがこどもの情緒に影響を及ぼすことも考えられます。
- 保護者自身が自らの生活を律する意欲に乏しいために、家計のやりくりができるていない、また支援制度への理解が不十分であるために、必要な公的支援を利用できていないなどにより、生活が困窮している場合もあります。
- こどもの居場所や、学びに対する支援など、困難を抱えるこどもやその世帯を支援するための環境づくりを、行政機関だけでなく、民間の関係機関や団体、地域等とともに進めていく必要があります。

施策の方向性

- 緊急性に応じてこどもの心身の安全を確保して生活の場を提供し、またその能力・適性に応じて希望する進路に進んでいけるよう、社会的養護の体制の整備や、奨学金の情報提供等を行います。
- 保護者等が直面する課題に自ら主体的に取り組み、解決していくよう、生活困窮者自立支援制度の生活支援や就労支援等による包括的・継続的な支援を行います。
- 地域での関わりや体験機会が減少しているこどもたちのために、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することのできる、地域での居場所づくりを進めます。

基本施策 (17) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

施 策 ① 障がいのあるこども・医療的ケア児等への支援、ともに暮らすことができる地域づくり

施策の目的

- 障がいを早期に発見し支援につなげるために、市町村における保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、専門的かつ広域的観点から支援を行うとともに、総合的な取組を進めます。
- 障がい特性の理解を促進し、誰もが暮らしやすい地域社会の実現を図ります。
- 障がい者雇用への理解促進を図ります。

現状と課題

- 障がいのあるこども及びその家族に対して、市町村又は障害保健福祉圏域など身近な地域において、早期発見から保健、医療、福祉、教育等のサービス提供までライフステージを通じた支援を行えるように、関係機関が連携した体制を構築していく必要があります。
- 保育士、教員等の多くは、障がいに関する配慮が必要か否かの判断に難しさを感じており、こどもやその家族の困難や悩みへの対応に苦慮しています。また、家族が障がいに対する戸惑いや将来への不安や悩みなど複雑な思いを抱えていることも多く、その相談窓口が明確でないことから、こどもの障がいを受け入れるまでに時間がかかり、早期からの相談につながらない場合もあります。
- 要保護児童対策地域協議会は全市町村に設置されていますが、構成機関相互の役割分担や連携、調整機関の機能強化により、協議会をより効果的に活用し、養育支援を必要とするこどもや家庭に適切に支援ができる体制をつくる必要があります。
- 障がい児本人を中心とした自立支援を行うためには、障がい福祉サービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。また、質の高い相談支援を提供していく必要があります。
- 相談支援専門員は、障がいのあるこども本人を中心とした自立支援及び地域共生社会の実現に向けた取組の中核的な役割を期待されており、年々その重要度が増している一方、多くの市町村で相談支援専門員の不足や、質の格差が生じています。
- 放課後等デイサービスなど障害児通所支援事業所は増加していますが、地域によっては事業所が不足しているところもあるため、必要なサービスを提供できる体制を整備するとともに、サービスの質の向上を図る必要があります。
- 医療技術の進歩等を背景として医療的ケア児が増加しており、身近な地域で必要な支援が受けられるよう、医療的ケア児支援センターを中心に、支援体制の充実を図る必要があります。
- 難聴児支援のための中核的機能を含む支援体制を構築し、適切な支援を受けられるよう早期発見・早期療育を総合的に推進する必要があります。

- 障がいのある若者が、一人ひとりの事情に合った多様で柔軟な働き方ができるよう、本人の希望に応じた就労を促進していくことが必要です。
- 誰もが安全かつ快適に暮らせるやさしいまちづくりの推進が求められていることから、住民、事業者、各種団体、行政等が連携のもと、一体となった取組を進める必要があります。

施策の方向性

- 障がいのある児童又は心の問題を抱える児童がいる家庭が安心して地域生活を送ることができるよう相談支援体制の充実を図ります。
- 早期からの支援をより充実させるために、保健、医療、福祉、教育等の関係機関に対して、発達障害者支援センターによるコンサルテーションや各種研修等を実施することで、障がいのあるこども及びその家族に関わる支援者の支援力向上や、各市町村の状況に応じた相談・支援体制づくりを進めていきます。
- 市町村の児童相談体制の強化を支援するとともに、児童相談所の専門性を高め、市町村をはじめ児童委員や特別支援学校のセンター的機能等の関係機関と連携しながら、こどもと家庭の相談に適切に対応できる体制を充実させます。
- 市町村や関係機関と連携して、地域における課題の整理や地域資源の活用等の検討を行いながら、地域の中核的な支援施設となる児童発達支援センターや他の障害児通所支援事業所等による重層的な地域支援体制の整備を図ります。
- 医療的ケア児等コーディネーター（保健師、相談支援専門員等）養成研修を実施し、各圏域のコーディネーターの機能の充実を図るとともに、市町村のコーディネーター配置を促進します。
- 聴覚障がい児を含む難聴児が切れ目なく適切な支援が受けられるように、特別支援学校（聴覚障がい）等の関係機関との連携強化を図り、難聴児支援のための中核的機能を含めた支援体制の構築を進めます。
- 一人ひとりの自立と社会参加を目指し、福祉・教育・労働等の関係機関が連携して、障がいの特性に応じた就労支援、福祉施設等での就労訓練の充実や工賃水準の向上を図ります。
- フォーラムの開催や啓発パンフレットの配布、障がい者雇用を進めている企業の事例紹介などにより、企業の障がい者雇用への理解促進を図ります。
- 早期治療を行うことで確実な治療効果が期待できる障がいのある児童への育成医療の給付や、県内の医療機関で治療が困難なことからやむを得ず県外の医療機関に長期にわたり入院が必要な身体に障がいのある児童がいる家庭の経済的負担の軽減のため交通費・滞在費用の支援を行います。
- 公共施設等のバリアフリー化の促進や様々な障がいの特性や必要な配慮などを理解して、障がいのある方を手助けするあいサポートーを増やし、障がいのあるこどもが暮らしやすい地域づくりを進めます。

施 策 ② インクルーシブ教育システムの推進によるこども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援の充実

施策の目的

- 障がいのあるこどもと障がいのないこども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援を充実させていきます。

現状と課題

- 特別な支援が必要なこどもたちは、年々増加しており、特別支援学級や通級による指導など「多様な学びの場」において、個々の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援を受けられるよう、教員の指導力を高め、個々の実態に応じた効果的な指導を進めていく必要があります。
- 気管内喀痰吸引や人工呼吸器を使用するなど高度で専門的な医療的支援を必要とする幼児児童生徒も通学が可能となり、より安全・安心な医療的ケアの体制を整備する必要があります。
- 生徒一人ひとりの実態や希望に応じた、進路を実現するため進路先を確保する必要があります。

施策の方向性

- それぞれの学びの場で教育的ニーズに応じた指導と支援が受けられるよう、教育相談体制や研修を充実します。
- 高度で専門的な医療的支援を必要とする幼児児童生徒の安全・安心な教育環境を整えるために、医療機関と連携し、学校看護師のスキルアップの研修や学校看護師確保のための取組を行っていきます。
- 特別支援学校に通学する在宅の児童生徒の放課後及び長期休暇期間における活動の場を提供することにより、障がいのある児童又はその家族の社会参加促進を図ります。
- 特別支援学校高等部において、合同学習等により生徒の就業に向けた意欲や職業スキルの向上を図るとともに、企業等との連携により生徒の希望や適性に応じた進路先の確保や就職後の定着のための支援を行います。

基本施策（18）慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援

施 策 ① 慢性の疾病、難病を抱えるこどもと家族への相談・支援

施策の目的

- 県内どこでもこどもが安心して医療サービスを受けられるよう小児医療の充実を図ります。
- 関係機関が連携し、障がいのあるこどもや疾病をもつこどもに対して、より早期からの相談・支援が提供できるよう努めます。
- 慢性的な疾病や難病を抱えるこどもが小児科から成人医療へ円滑に移行しながら、自立した生活を送ることができるよう支援していきます。

現状と課題

- 小児の悪性新生物や内分泌疾患などの小児慢性特定疾病については、悪性新生物等 16 疾患（788 疾病）について県内で 411 人が給付（令和 5（2023）年度末）を受けており、小児慢性特定疾病児が治療を受けやすくする必要があります。
- また、小児慢性特定疾病の対象が788疾病に拡大されたことから、制度の周知を図る必要があります。
- 疾病児童等及び難病患者が、必要な医療を安心して受けられるようにするためには、医療費負担の軽減が重要です。また、地域において家族や友達と安心して過ごすことができる環境を整えることも必要です。
- 慢性疾病等を抱えるこどもに対しては、個々のニーズや成長段階に応じた長期的な支援が必要であり、医療、保健、福祉、教育等の各分野が連携した包括的かつ継続的な支援体制の強化が求められています。
- また、小児から成人医療への円滑な移行には、成長段階に応じた支援の促進と、移行期間中に生じる多様なニーズに対応する医療、福祉、教育分野の包括的な支援が必要です。

施策の方向性

- 治療が長期間にわたり医療費も高額となる小児慢性特定疾病に係る治療費について、児童福祉法（根拠法）に基づく医療費助成を行い、患者家族の医療費の負担軽減を図るとともに、相談支援など小児慢性特定疾病児童に対する支援を行います。
- 疾病児童等及び難病患者が安心して適切な医療を受けられるよう、医療費助成により経済的負担を軽減します。
- 相談支援体制の充実に向けて取り組むとともに、同じ経験を持つ家族やこどもたちが心の安らぎや希望を育むことができるよう、交流し互いに支え合える場づくりに取り組みます。
- 疾病を抱えるこどもに対して、医療、保健、福祉、教育等がより早期に包括的な支援を提供するとともに、移行期における支援の促進や移行期間中の多様なニーズに対応できる支援ネットワークの構築を目指します。

基本施策（19） 在留外国人のこども・若者や海外から帰国したこどもたちへの支援

施 策 ① 外国人住民との相互理解の促進による多文化共生の地域づくり

施策の目的

- 外国人住民との相互理解の促進や相談体制の整備等により、多文化が共生する地域をつくります。

現状と課題

- 外国人住民と日本人住民とが地域で共に暮らしていくためには、住民一人ひとりが、言語や文化、生活習慣、価値観など、多様性を認め合い、相互理解を深める多文化共生の取組が求められます。
- 県内の外国人住民は年々増加するとともに、多国籍化・定住化が進んでいることから、外国人住民に係る支援は多岐にわたり、またライフステージに応じた支援が必要となっています。また、外国人住民が抱える課題は多様化・複雑化しており、外国人住民からの相談に対応できる環境の整備を行うとともに、外国人住民を支援する人材を養成・確保する必要があります。

施策の方向性

- 市町村等と連携して日本人住民向け多文化共生セミナーを開催し、多文化共生意識の醸成、共に支えあう地域づくり、人づくりを推進します。
- 国際交流員による学校や地域での国際交流活動を通じて、文化、価値観の違い等、国際的な相互理解を深めます。
- 関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行うとともに、外国人住民向けの多言語による一元的相談窓口の充実を図ります。
- 外国人住民を行政等へ橋渡しを行う「外国人地域サポーター」の配置や、日本語学習支援を行うボランティアの養成・確保を行います。

施 策 ② 日本語指導が必要なこどもへの支援

施策の目的

- 日本語指導が必要なこどもが日本語を習得できる環境の整備を図ります。

現状と課題

- 外国人住民の増加に伴い、日本語を母国語としないこどもやその保護者への対応も必要となっています。生活のために必要な日本語や、ライフステージに応じて必要となる日本語を習得できる機会を提供する必要があります。
- 県内の小学校、中学校では、日本語指導が必要な児童生徒が年々増加しており、幼児教育施設においても、日本語指導が必要な幼児や海外から帰国した幼児が在籍しています。
- 日本語指導が必要な児童生徒に対しては、日本語指導はもとより、生活面の指導や個別の教科学習への支援など、多岐にわたる支援が必要です。
- 県立学校に入学する日本語指導が必要な生徒も増加しており、卒業時の進路実現に向けた支援体制の充実を図る必要があります。
- 高校などへの進学を希望している生徒の中には、学習言語としての日本語の習得が十分でないなどの理由により、進学を断念せざるを得ないケースがあります。
- 宍道高校定時制課程においては、令和3年度から日本語指導の重点受入校として、「日本語理解」や「社会生活基礎」の科目を設定することなどにより、生徒の社会的自立のための支援を行っています。

施策の方向性

- 外国にルーツを持つこどもに対する学校外における日本語教育に取り組みます。
- 日本語指導が必要な児童生徒に対する教育の充実を図るため、日本語指導員等の配置や初期集中指導教室の設置等、市町村が行う日本語指導や体制整備等を支援します。
- 幼児期については、支援事例などを情報収集、展開することなどにより、こどもたち一人ひとりに応じた支援を行います。
- 小学校、中学校における日本語指導の一層の充実のため、こどもたち一人ひとりの状況に応じた「特別の教育課程」を編成する市町村を支援します。
- 県立学校において、高校入学者選抜における特別措置を実施するとともに、日本語でのコミュニケーションが困難な保護者に対し文書翻訳や通訳等により支援します。
- 宍道高校において、日本語指導を担当する教員等の配置により、日本語指導が必要な生徒への教育と、卒業後の進路実現に向けた支援の充実を図ります。

基本施策（20）児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

施 策 ① 児童虐待の未然防止と早期発見、早期対応

施策の目的

- こどもに対する重大な人権侵害である児童虐待からこどもを守るために、発生予防から早期発見、早期対応、こどもの保護及び支援、保護者への指導及び支援と各段階で切れ目ない総合的な支援を行います。

現状と課題

- 県内の児童虐待相談（認定件数）は、依然として高い数値で推移しています。
- 虐待は決して許されるものではありませんが、あらゆる子育て当事者が無縁ではないという認識の下、不適切な養育につながる可能性のある家庭の支援ニーズを早期にキャッチし、こどもや家庭の声を尊重して受け止め、子育ての困難や不安を分かち合うことで、子育てに困難を感じる家庭、こどものSOSをできる限り早期に把握し、具体的な支援を行う必要があります。
- 児童虐待の未然防止や早期発見のためには、妊娠期から、気になるレベルで早期に適切な支援を行うなど、妊娠・出産・子育てに関して相談しやすい体制を充実し、乳幼児健康診査、乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、妊娠・出産・育児期に支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする家庭については、こども家庭センターの窓口や要保護児童対策地域協議会につなげることが重要です。
- 児童虐待の早期発見のためには、引き続き、通告の義務や通告先、相談窓口などについて広く県民に周知し、虐待防止に取り組む機運の醸成を図る必要があります。

施策の方向性

- 虐待の発生予防から早期発見・早期対応、虐待を受けたこどもの保護及び支援、保護者への指導及び支援の各段階において、保健・福祉・医療・教育・警察等の関係機関が連携し、切れ目ない支援を行い、こどもを虐待から守る地域ぐるみの支援体制の充実を図ります。
- 市町村の児童相談体制の強化を支援するとともに、児童相談所の専門性を高め、市町村をはじめ児童委員や特別支援学校のセンター的機能等の関係機関と連携しながら、こどもと家庭の相談に適切に対応できる体制を充実させます。
- 児童相談所への嘱託弁護士、嘱託医、正規保健師の配置により、専門的な課題への対応の更なる向上に取り組みます。また、市町村職員への専門研修等の実施を通じて、要支援・要保護児童の早期発見から支援までの対応力の向上を図り、乳幼児期から切れ目のない支援体制の構築を推進します。
- 児童相談所の一時保護所の安全性、透明性を高めていくために退所時アンケートの実施や第三者評価を受審し、一時保護児童の権利擁護への取組や職員の意識の向上を図ります。

施 策 ② 社会的養護を必要とするこどもや家庭への専門的で適切な支援

施策の目的

- 社会的養護を必要とする全てのこどもが適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されることを目指します。
- 児童相談所においては、こどもの声に耳を傾け、こどもの最善の利益に向けて、家庭養育優先の原則とパーマネンシー保障（永続的な家族関係の中での育ちの場の提供）の理念に基づくケースマネジメントを推進していきます。
- 社会的養護が必要なこどもができる限り良好な家庭環境で育ち、安定的で継続的な支援を受けることができるよう、里親、ファミリーホーム、施設等の体制整備や機能の充実を図ります。
- 家庭での養育が受けられないこどもが社会的に自立し、地域社会とのつながりをもって生活を営めるよう、生活拠点の確保や就労支援、相談機能の充実なども含めた支援体制を強化します。

現状と課題

- 里親登録世帯数は増加していますが、実親の理解が必要であったり、里親への支援が十分でないこと等から、里親委託は横ばいの状況です。
- 家庭養育優先の原則に基づき、家庭における養育や里親等への委託を推進しつつ、施設等で養育されることについても、できる限り良好な家庭的環境のもとでの養育が求められています。
- 社会的養護経験者のほか、虐待を受けているながら公的支援につながらなかった者（社会的養護経験者等）は、家庭からの支援が期待できず自立に当たって困難を抱える場合が多いため、自立支援体制の強化に向けた検討が必要です。
- 社会的養育を必要とする児童には、虐待を受けたり、発達障がい、知的障がいがあるなど支援を必要とするこどももいるため、こどもの特性に応じた専門的ケアの充実及び、それを提供する人材の確保が必要になっています。

施策の方向性

- 里親登録者を増やすとともにファミリーホームでの適切な受け入れ規模を確保し、里親委託の推進を図ります。また、里親等への支援体制を充実させ、こどもが養育者との愛着関係を築きながら健やかに成長できる環境づくりを進めます。
- 児童養護施設等の小規模化や高機能化・多機能化等を進めるとともに、地域小規模児童養護施設を設置し、地域分散化を図ります。
- 社会的養護経験者等の自立に向けた必要な支援が受けられるよう、相談・助言や相互交流、居場所の提供等を行うための拠点づくりを進めていきます。
- こどもの特性に応じた対応ができるよう、児童相談所や施設での専門職（医師・心理職等）による支援、里親等への更新等研修や施設での処遇改善のための研修等を引き続き実施していきます。

施 策 ③ ヤングケアラーへの支援

施策の目的

- 本来、大人が担うと想定されている家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行ってい るヤングケアラーと認められるこども・若者の存在に気づき、必要な支援につなげます。

現状と課題

- ヤングケアラーについては、令和6（2024）年に法的に定義され、支援の対象となることや、国、地方自治体の役割も明確になりました。
- ヤングケアラーは、家族へのケアが日常化し、長時間にわたっていることで学業への支障や自分の時間が持てないなど、子どもの権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、本人や家族の理解や認知が十分でない場合もあり、顕在化しづらい傾向があります。
- 学校生活を含むこども自身への影響が少なくない状況で、こども自身の現在と将来に様々な影響が考えられ、ヤングケアラーへの支援は急務となっています。
- また、ヤングケアラー本人が気軽に相談できる場が限られていることや、相談したいと思えるような本人の意識や周囲の雰囲気の醸成が十分でないことから、困ったときに安心して気軽に相談できる環境やサポート体制づくりが必要です。
- ヤングケアラーへの支援は、こども自身に対してだけでなく、家庭に対する適切なアセスメントにより家庭全体を支援する視点を持って対応することが必要です。

施策の方向性

- 支援を必要としているこどもを早期に把握し、支援につなげるため、市町村でのヤングケアラー把握のための調査、相談窓口や支援の調整役を担うコーディネーターの設置等を推進します。
- 県と市町村それぞれにおいて、福祉・介護・医療・教育等の関係部局での連携による支援体制づくりに取り組みます。
- ヤングケアラーの負担軽減につながるよう、市町村が行う家庭支援事業などの取組が円滑に進むよう支援します。
- ヤングケアラーは特別な存在ではなく、家庭環境の変化等によって誰にでも起こりうるものであることなどを知ってもらい、本人や周囲への理解や気づきを深め、学校や地域の関係者などがこども自身の変化や学校生活などへの影響に早期に気づけるよう、県民向けの広報啓発や行政・教育職員に向けた効果的な研修に努めます。
- ヤングケアラー本人が安心して気軽に相談できるハードルの低い相談環境や支援体制づくりを進めていきます。

施 策 ④ 当事者であるこどもの権利擁護

施策の目的

- 児童相談所等が一時保護や施設入所措置、里親委託等を行う際に、こどもの最善の利益を考慮し、こどもや家庭の意見を聴取する仕組みづくりを進めます。

現状と課題

- 家族機能の回復が進まず、つながりが希薄なまま、施設入所や里親委託が長引くことが少なくありません。家族から離れて暮らす社会的養育児童にとって、施設や里親等は、安全で安心な生活の場である事が大切です。
- さらに、こどもにとって不安が大きく、こどもの状態に応じたケアの困難度も高い一時保護の性質を十分に踏まえ、こどもの状況等に応じた個別ケアが可能となるよう一時保護所の環境改善を進めるとともに、委託一時保護も含めてこどもの権利擁護を推進することが必要です。
- 児童相談所が一時保護や措置を行う場合等においては、こどもの最善の利益を保障しつつこどもの意見又は意向を十分に勘案した判断を行うために、児童福祉法に基づく児童相談所等による意見聴取を適切に実施するとともに、こどもの意見表明やこどもの権利擁護を実現できる環境整備を行うことが必要です。

施策の方向性

- 児童相談所の一時保護所の安全性、透明性を高めていくために退所時アンケートの実施や第三者評価を受審し、一時保護児童の権利擁護への取組や職員の意識の向上を図ります。
- 児童相談所への嘱託弁護士、嘱託医、正規保健師の配置により、専門的な課題への対応の更なる向上に取り組みます。
- こどもの権利擁護の推進に向けて、意見表明等支援事業の導入、児童相談所の一時保護所での定期的な第三者評価を実施します。

基本施策 (21) こども・若者の自死対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

施 策 ① 学校・地域における心の健康づくりとこども・若者の自死対策

施策の目的

- こどもや若者のライフステージや学校・社会とのつながりなどそれぞれが置かれている状況に沿った自死対策を更に推進します。
- 心の健康の保持・増進、環境改善のための地域、学校における体制整備を進めます。
- 全てのこどもたちのSOSを出す力の獲得と、教職員がSOSを受け止める力の向上に努めます。
- 学校が組織的に対応できる体制を強化するとともに、学校と関係機関との連携を推進し、こどもや家庭の状況に応じたきめ細かな支援を行う体制を充実させます。

現状と課題

- 自死は一部の人や地域だけの問題ではなく、県民誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて県民の理解の促進を図る必要があります。
- 地域における心の健康づくりは、ライフステージに応じた地域ぐるみの取組が必要です。また、自死を防ぐためには、社会における人と人とのつながりや支え合い（ソーシャルキャピタル）が重要です。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を配置し、学校内での組織的な支援体制を推進しています。また、教育センター等での来所相談や24時間対応の電話相談、SNSを活用した相談など、学校外での相談体制も整備し、こどもたちや保護者が相談しやすい環境となるよう相談窓口の充実を図っています。
- しかし、近年の社会環境の変化に伴い、こどもたちの抱える課題が複雑化・多様化していることから、こどもたち一人ひとりの状況に応じた支援が求められており、学校は関係機関から助言を受けるなどしながら、教育相談体制を充実させる必要があります。

施策の方向性

- 自死に対する誤った認識や偏見を払拭し、誰かに援助を求めることが適当であるということの理解を促進することを通じて、自死対策における県民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるよう、教育活動、広報活動等を通じた啓発事業を展開します。
- こどもが気軽に相談できる地域の人材を学校に配置するとともに、スクールソーシャルワーカーによる支援等により、児童生徒の教育相談体制の充実を図ります。
- 養護教諭の行う健康相談を推進するとともに、自死の危険性が懸念される状況に適切な対応ができるよう管理職、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、生徒指導主事等による危機対応チーム等の体制整備を図ります。

- SOSを出す力が身につくようにするために、悩みを持つことは決して悪いことではなく、誰でも悩むことはあるということへの理解を促し、悩んだときに、人に話す・聴いてもらうことの大切さを、全てのこどもたちに伝える取組を推進していきます。
- こどもの状況を多面的に把握していくために、校内組織にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えるなど、専門家の観点を取り込み、加えて、保護者、地域、関係機関と連携しながら、教育相談体制の充実を図り、教職員のSOSを受け止める力の向上に努めています。
- 専門家の効果的な活用などによる組織的な支援体制の充実を図るとともに、相談しやすい環境を充実させることにより、こどもや家庭の状況に応じたきめ細かな支援につなげます。
- 自死のおそれのあるこどもが行方不明となった際の行方不明者発見活動や、自死リスクとなりやすいいじめや性被害等に遭っているこどもを早期に発見・保護するための取組を推進します。

施 策 ② インターネット等をめぐる問題への対策の推進

施策の目的

- 少年の非行・被害防止を図り、少年の健全な育成を推進します。
- SNS等における有害な情報からこどもを守る取組を推進します。

現状と課題

- 各種メディアによる有害情報の氾濫や、次々と新たなサービス形態が出現するなどの社会環境の変化は、こどもの健全な育成に悪影響を及ぼすおそれがあります。
- インターネットやスマートフォンの普及により犯罪の形態や被害場所等が刻々と変遷しており、こどもが容易に犯罪に手を染めたり、性犯罪等の犯罪被害を受けたりしています。非行・被害防止に関する啓発活動により、こどもの規範意識を醸成するとともに、被害に遭わないよう自らの安全を守る力を身に付ける必要があります。
- SNS等に起因するこどもの被害実態等について、こどもや保護者の認識が十分とは言えません。家庭でのルールづくりやフィルタリング、ペアレンタルコントロールが重要です。また、家庭だけでなく、地域全体での意識醸成が必要です。

施策の方向性

- インターネット利用の低年齢化が進む中、学校、家庭と関係機関が連携し、非行防止教室・インターネット安全利用教室等を通じて、こども自身の情報モラルの育成に取り組むとともに、保護者等に対し、ペアレンタルコントロール、フィルタリングについて啓発等を行い、犯罪被害及び非行防止を推進します。
- SNS上においてこどもの性被害等につながるおそれのある不適切な書き込みを発見し、注意喚起・警告のメッセージを投稿する取組を推進します。

- 書店や携帯電話販売業者等への計画的な立ち入り調査や有害図書類の指定等こどもが有害情報に接する機会を減らす取組を通じ、こどもの非行・被害防止を図ります。
- こどもや保護者に対して、SNSに起因するこどもの犯罪被害やこども自身が加害者にもなっている実情や相談窓口について周知し、ネットトラブルからこどもを守る意識を高めます。

施 策 ③ 性犯罪・性暴力対策

施策の目的

- 性犯罪、性暴力の根絶のための取組や被害者支援の強化を図ります。
- 児童等対象性暴力等を防止するため、関係法令に基づき適切に対応します。

現状と課題

- 「相手の同意のない性的な行為は性暴力」であり、「被害者は悪くない」という認識を社会全体で共有し、被害にあった場合には性暴力被害者支援センターに速やかにつながることが必要です。
- 令和6（2024）年6月に、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」が国会で可決され、2年6か月以内に施行を目指すこととされました。
- 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」及び「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、児童生徒性暴力等を行った教育職員等や保育士の資格管理の厳格化に関する規定が整備されました。

施策の方向性

- 性犯罪・性暴力の被害者が相談しやすい環境の整備のために、性暴力被害者支援センター等の周知や啓発、またセンターが実施する医療的支援、法的支援、相談支援など、関係機関と連携を強化し対応能力の向上を図ります。
- 檢察庁、警察等の関係機関の連携を強化し、被害者等となったこどもからの事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行う取組を推進し、こどもが精神的負担を感じにくい聴取の場所、回数、方法等に配慮します。
- 児童ポルノ事犯をはじめとするこどもの性的搾取等事犯に対する取締りを強化し、被害に遭ったこどもの保護を図ります。
- こども関連業務従事者の性犯罪事実確認の仕組み等（日本版DBS）の導入に向け、今後国から示されるガイドライン等に基づき適切に対応します。
- 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」及び「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」に基づき、教育職員等や保育士による児童生徒性暴力等の防止及び早期発見、児童生徒性暴力等への対処を適切に実施します。

施 策 ④ 非行防止や非行・犯罪に及んだこども・若者等への相談支援、自立支援

施策の目的

- 少年の非行・被害防止を図り、少年の健全な育成を推進します。
- 学校が組織的に対応できる体制を強化するとともに、学校と関係機関との連携を推進し、こどもや家庭の状況に応じたきめ細かな支援を行う体制を充実させます。

現状と課題

- インターネットやスマートフォンの普及により犯罪の形態や被害場所等が刻々と変遷しており、こどもが容易に犯罪に手を染めたり、性犯罪等の犯罪被害を受けています。非行・被害防止に関する啓発活動により、こどもの規範意識を醸成するとともに、被害に遭わないよう自らの安全を守る力を身に付ける必要があります。
- 県内の学校では、いじめの問題や問題行動等の背景、不登校や中途退学の背景が多様化しており、生徒指導に苦慮している学校が多くあります。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を配置し、学校内での組織的な支援体制を推進しています。また、教育センター等での来所相談や24時間対応の電話相談、SNSを活用した相談など、学校外での相談体制も整備し、こどもたちや保護者が相談しやすい環境となるよう相談窓口の充実を図っています。
- しかし、近年の社会環境の変化に伴い、こどもたちの抱える課題が複雑化・多様化していることから、こどもたち一人ひとりの状況に応じた支援が求められており、学校は関係機関から助言を受けるなどしながら、教育相談体制を充実させていかなければいけない状況があります。

施策の方向性

- こどもや保護者に対して、SNSに起因するこどもの犯罪被害やこども自身が加害者にもなっている実情や相談窓口について周知し、ネットトラブルからこどもを守る意識を高めます。
- 教育機関と連携し、少年非行情勢に直結・即応した非行防止教室を実施し、こどもの規範意識の向上を図ります。
- 少年サポートセンターの少年補導職員を中心に、少年相談や街頭補導活動、継続補導等の各種活動を通じて、問題を抱える少年の早期発見と、個別の事情に応じた問題解決のための助言・指導を行うとともに、再び非行に走る可能性のある少年及びその保護者に対する立ち直り支援を推進します。
- 少年相談の窓口について周知し、こどもや保護者の相談に応じ、被害や問題の早期把握と解決を図ります。必用な場合は少年サポートセンターが継続的に関わることで少年が抱える根本的な問題を把握し、解決に努めます。

- 関係機関等と連携した立ち直り支援に努め、個別の事情に応じて「法務少年支援センター（少年鑑別所）」や「児童相談所」等における専門的関わりや、「子ども・若者総合相談センター」や「地域ボランティア」による相談や学習支援・社会参加活動等、直接体験を通じた幅広い立ち直り支援を図ります。
- 全てのこどもたちにとって、他者との絆を感じながら、安全・安心な居場所と魅力ある学校・学級づくりを通して、いじめの未然防止を図るとともに、いじめの早期発見や適切な対応を行います。また、必要に応じて、専門家の支援や警察などの関係機関との連携によるいじめへの対応などの取組を推進します。
- SOSを出す力が身につくようにするために、悩みを持つことは決して悪いことではなく、誰でも悩むことはあるということへの理解を促し、悩んだときに、人に話す・聴いてもらうことの大切さを、全てのこどもたちに伝える取組を推進していきます。
- こどもの状況を多面的に把握していくために、校内組織にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えるなど、専門家の観点を取り込み、加えて、保護者、地域、関係機関と連携しながら、教育相談体制の充実を図り、教職員のSOSを受け止める力の向上に努めています。
- 専門家の効果的な活用などによる組織的な支援体制の充実を図るとともに、相談しやすい環境を充実させることにより、こどもや家庭の状況に応じたきめ細かな支援につなげます。

施 策 ⑤ こども・若者を犯罪被害等から守り育てる安全・安心なまちづくり

施策の目的

- 地域全体でこどもが犯罪の被害に遭いにくいまちづくりを進めます。
- 通学路・公園等における防犯設備の整備・改善、地域住民等が行う自主防犯活動の促進、交通安全施設の整備、交通安全教育の実施等を通じて、こどもや親子づれにとって安全で安心できる環境づくりを進めます。
- こどもが犯罪被害に遭わないよう、学校や地域などが連携して防犯環境の整備を推進します。
- 犯罪の被害に遭っているこどもを早期に発見し、適切な保護を行い、平穏な日常生活を営むことができるよう支援を行います。
- 交通安全施設の整備や交通安全教育の実施等を通じて、こどもや親子づれにとって安全で安心な道路環境づくりを推進します。
- 地域社会全体で、こどもの健全育成に理解を深め、有害環境の浄化活動に協力する気運を高めます。

現状と課題

- 島根県は侵入犯罪や乗り物盗の被害時の無施錠率が全国的にワースト上位となっており、とりわけ自転車窃盗については、子どもの被害も多数発生しています。子ども世代からの鍵かけ意識の高揚は自転車窃盗事件だけでなく、侵入窃盗事件の被害防止をはじめとした、安全で安心なまちづくりに大きく寄与すると考えられることから、子どもの鍵かけ意識高揚が求められています。
- 地域の連帯感や家族の絆が希薄化し、地域社会全体で子どもを守り育てる機能が低下している中で、通学路等における声かけ・つきまとい事案も継続して発生しているため、徐々に設置台数が増加している街頭防犯カメラの設置促進を継続する必要があります。
- 子どもを犯罪等の被害から守るためにには、地域住民によるこども・女性みまもり活動の更なる推進が求められています。特に自主的なみまもり活動に積極的に参画してもらうためには、タイムリーな情報提供が効果的であり、各種広報媒体のほか、「みこびー安全メール」への登録促進や公式Xのフォロワーの増加等を進め、デジタルコンテンツを有効活用した情報提供を積極的に行う必要があります。
- 地域全体での通学路等の安全点検や、それを元にした安全マップの作成等を行うことにより、危険箇所の把握に努めていますが、危険箇所の態様もさまざまであり、また安全マップ作成に対する気運も全体的に浸透していないため、解消に向けた取組が課題です。
- 学校と警察、児童相談所等の関係機関と連携を図り、被害にあった子どもが平穏な日常生活を営むことができるよう支援する必要があります。
- 平成24(2012)年に京都府亀岡市をはじめ登下校中の児童が巻き込まれる事故が相次いで発生したことや、平成31(2019)年4月に豊島区で暴走した乗用車による親子の交通死亡事故、令和元(2019)年には大津市にて集団で通行する園児の交通死傷事故が発生しました。また、令和3(2021)年6月には、千葉県八街市で下校中の小学生の列にトラックが衝突し、5名が死傷する交通事故も発生しています。
- このような子どもが犠牲となる交通事故をなくすため、通学路や未就学児の移動経路等においては、子どもや親子づれが安全・安心して通行するための道路空間を創出する必要があります。
- 子どもを交通事故から守るため、関係機関・団体が一層連携し、地域一体となって、保護者等も含めた交通安全教育を実施するなど、継続してきめ細かな指導を行っていく必要があります。
- 地域全体の有害環境浄化に向けた機運を高める取組が必要です。

施策の方向性

- 地域安全推進員、交通指導員、民生児童委員等のボランティアや保護者へ「みこびー安全メール」の登録を促進することや、県警HPや各警察署により安全・安心情報を広報することにより、情報をタイムリーに共有できる取組を進めます。
- 県内各校で行っている防犯教室等を通じ、「子ども110番の家」を紹介し、有事の備え場所として事前に確認をしておくよう指導を行います。また、学校を通じ教職員や保護者への周知も図り、「子ども110番の家」との事前の顔合わせ、有事の際の打ち合わせ等を行う事を推奨していきます。

- 通学路等の安全点検や防犯灯・防犯カメラの設置を促進し、また、安全マップ作成の重要性について周知を図るなど、防犯環境の整備や意識の高揚を進めることで、こどもが犯罪等の被害に遭いにくいまちづくりを推進します。
- 通学路や公園をはじめとした公共空間における防犯環境の整備・改善や地域住民等が行う自主防犯活動の活性化支援等を通じて、子育てする親にとっても、しまねの未来を担うこどもにとっても、安全で安心できるまちづくりを進めます。
- 学校や通学路における安全を確保するための指針を参考にし、通学路等の安全点検や防犯灯・防犯カメラの設置を促進する等、防犯環境の整備を進めることで、こどもが犯罪等の被害に遭いにくいまちづくりを推進します。
- 犯罪被害にあったこどもが適切な支援を受けられるよう相談窓口機能を充実するとともに、関係機関との積極的な連携を図ります。
- 教育委員会、学校、少年警察ボランティア等と連携し、こどもが自らの安全を守ることができるよう、学年や理解度に応じた防犯教室等を実施します。
- 所管機関が主体となって策定された「通学路交通安全プログラム」等に基づく定期的な合同点検の実施、未就学児童を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等を踏まえ、所管機関、道路管理者やその他の関係機関と連携し、ソフト・ハードの両面から必要な対策を推進します。
- 通学路や未就学児の移動経路等における交通安全施設の整備を通じて、こどもや親子連れにとって安全で安心できる道路空間の整備を進めます。
- 段階的かつ体系的な交通安全教育の実施等を通じて、こどもや保護者等の交通安全意識の普及徹底を図り、安全で安心して暮らせる環境づくりを推進します。
- 少年警察ボランティア等と連携し風俗営業店への立入りやゲームセンター、コンビニエンスストア等深夜営業店への巡回などを通じて、各種法令の遵守により、こどもの健全育成への協力要請を行います。
- 書店や携帯電話販売業者等への計画的な立ち入り調査や有害図書類の審査指定等、こどもが有害情報に接する機会を減らす取組を通し、こどもの非行・被害防止を図ります。

第5章 教育・保育等の提供及び人材の確保・養成

第4章では、「基本理念II 重点推進事項3 幼児期までの子どもの育ちの支援（出産後から幼児期まで）」や「基本理念II 重点推進事項7 子育て当事者への支援」において、「教育・保育等の提供体制の確保・充実」、「幼児期の教育・保育の質の向上」、「保育士等の人材確保・育成・処遇改善」、「多様な保育ニーズへの対応」等について、島根県としての方向性を示したところです。

一方、子ども・子育て支援法では、就学前の子どもに対する教育・保育等が適切に提供されるために提供体制の確保方策や教育・保育に携わる保育士、保育教諭、幼稚園教諭、並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する人材の確保や質の向上に必要な支援の内容について、都道府県計画に具体的に記載し計画的に推進していくことが求められています。

このため、第5章では、子ども・子育て支援法に定められたこれらの必須記載事項について、第4章で示した方向性を踏まえ、島根県の取組内容を示すことにより、質の高い教育・保育等の提供等を着実に推進し、一人ひとりの子どもの健やかな育ちが保障される環境の整備を図ることとしました。

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域

（1）趣旨

子ども・子育て支援法第62条の規定に基づき、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位となる区域を定めます。

その際、広域利用の実態を踏まえるとともに、教育・保育の認可、認定を行う際の需給調整の判断基準となることを考慮して設定します。

（2）区域設定

市町村が定める教育・保育提供区域、広域利用の実態等を踏まえ、県が設定する区域は、全ての認定区分で市町村の区域（1市町村を1区域）とします。

2 各年度における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容、実施時期

（1）趣旨

子ども・子育て支援法第62条の規定に基づき、各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

(2) 基本的な考え方

本計画における各年度の教育・保育の量の見込みの算定及び各年度における提供体制の確保の内容及び実施時期は、各市町村計画における数値を、県が設定した区域ごとに集計したものとします。

(3) 各区域の量の見込み、提供体制の確保内容・実施時期

各区域における量の見込み、提供体制の確保内容及び実施時期は以下のとおりです。

＜島根県全体＞ ※各市町村区域 (P108～P117) の数値の合計

量の見込み・確保方策		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み (A)		1,631	11,684	8,665	1,586	11,293	8,308	1,529	10,793	8,096	1,444	10,154	7,944	1,392	9,724	7,799
特定保育施設	認定こども園・幼稚園*1	4,497	105		4,498	102		4,499	99		4,468	93		4,475	89	
	認定こども園・認可保育所	227	12,110	9,660	227	12,072	9,599	227	12,001	9,559	247	11,936	9,548	247	11,881	9,513
地域型保育事業	小規模保育		22	141		22	141		22	141		22	141		22	141
	家庭の保育			10			10			10			10			10
	居宅訪問型保育															
	事業所内保育施設			22			22			22			22			22
確保方策	確認を受けない(新制度に移行しない)認可幼稚園*2	50			50			50			50		0	50		
	幼稚園+預かり保育*3	412			407			400			384			376		
	企業主導型保育施設*4		21	62		21	62		21	62		21	62		21	62
	認可外保育施設*5		137	147		137	147		137	147		137	147		137	147
接続幼稚園保育	一時預かり事業(幼稚園型)【2歳児】*6															
	幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0～2歳児】*7															
	確保方策合計(B)	5,186	12,395	10,042	5,182	12,354	9,981	5,176	12,280	9,941	5,149	12,209	9,930	5,148	12,150	9,895
	過不足(B-A)	3,555	711	1,377	3,596	1,061	1,673	3,647	1,487	1,845	3,705	2,055	1,986	3,756	2,426	2,096

* 1 新制度へ移行する認可幼稚園

* 2 新制度へ移行しない認可幼稚園

* 3 幼稚園において、預かり保育(長時間化・通年化)により、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合、2号認定子どもの受け皿(確保策)として位置づけ可能

* 4 企業主導型保育施設について、地域枠として対象とした分を受け皿(確保策)として位置づけ可能

* 5 市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営支援を行っている認可外保育施設

* 6 幼稚園において、一時預かり事業(幼稚園型)により2歳児の受け入れを行う場合は、3号認定子どもに関する受け皿(確保策)として位置づけ可能

* 7 幼稚園において、「幼稚園における長時間預かり運営費支援事業」による0～2歳児の受け入れを行う場合、3号認定子どもの受け皿(確保策)として位置づけ可能

注2) 1号…満3歳以上の小学校就学前の子どもで、2号以外のもの(子ども・子育て支援法第19条第1項第1号)

2号…満3歳以上の小学校就学前の子どもで、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(子ども・子育て支援法第19条第1項第2号)

3号…満3歳未満の小学校就学前の子どもで、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(子ども・子育て支援法第19条第1項第3号)

＜松江市区域＞

(単位:人)

量の見込み・確保方策		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み(A)		502	3,776	2,587	484	3,642	2,448	462	3,475	2,360	427	3,209	2,320	404	3,034	2,286	
特定教育施設	認定こども園・幼稚園 ^{*1}	1,952	79		1,955	76		1,958	73		1,964	67		1,968	63		
	認定こども園・認可保育所		4,101	3,100		4,101	3,100		4,101	3,100		4,101	3,100		4,101	3,100	
地域型保育事業	小規模保育			89			89			89			89			89	
	家庭的保育																
	居宅訪問型保育																
	事業所内保育施設																
確保方策	確認を受けない(新制度に移行しない)認可幼稚園 ^{*2}	50			50			50			50			50			
	幼稚園+預かり保育 ^{*3}																
	企業主導型保育施設 ^{*4}		21	56		21	56		21	56		21	56		21	56	
	認可外保育施設 ^{*5}																
接続幼稚園	一時預かり事業(幼稚園型) ^{*6} 【2歳児】																
	幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0~2歳児】 ^{*7}																
	確保方策合計(B)	2,002	4,201	3,245	2,005	4,198	3,245	2,008	4,195	3,245	2,014	4,189	3,245	2,018	4,185	3,245	
	過不足(B-A)	1,500	425	658	1,521	556	797	1,546	720	885	1,587	980	925	1,614	1,151	959	

＜浜田市区域＞

(単位:人)

量の見込み・確保方策		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み(A)		104	712	561	101	689	519	95	647	506	88	604	492	81	555	478	
特定教育施設	認定こども園・幼稚園 ^{*1}	180			180			180			180			180			
	認定こども園・認可保育所		894	681		894	681		894	681		894	681		894	681	
地域型保育事業	小規模保育																
	家庭的保育																
	居宅訪問型保育																
	事業所内保育施設																
確保方策	確認を受けない(新制度に移行しない)認可幼稚園 ^{*2}																
	幼稚園+預かり保育 ^{*3}																
	企業主導型保育施設 ^{*4}																
	認可外保育施設 ^{*5}																
接続幼稚園	一時預かり事業(幼稚園型) ^{*6} 【2歳児】																
	幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0~2歳児】 ^{*7}																
	確保方策合計(B)	180	894	681	180	894	681	180	894	681	180	894	681	180	894	681	
	過不足(B-A)	76	182	120	79	205	162	85	247	175	92	290	189	99	339	203	

＜出雲市区域＞

(単位：人)

量の見込み・確保方策		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み (A)		781	3,454	2,555	772	3,409	2,497	759	3,350	2,471	728	3,210	2,443	714	3,150	2,417
特定期保育施設	認定こども園・幼稚園 ^{*1}	2,013			2,018			2,025			2,041			2,049		
特定期保育施設	認定こども園・認可保育所		3,058	2,857		3,092	2,889		3,119	2,913		3,140	2,933		3,140	2,933
地域型保育事業	小規模保育			12			12			12			12			12
地域型保育事業	家庭的保育															
地域型保育事業	居宅訪問型保育															
地域型保育事業	事業所内保育施設															
確保方策	確認を受けない（新制度に移行しない）認可幼稚園 ^{*2}															
確保方策	幼稚園+預かり保育 ^{*3}	412			407			400			384			376		
確保方策	企業主導型保育施設 ^{*4}															
確保方策	認可外保育施設 ^{*5}		125	145		125	145		125	145		125	145		125	145
接続幼稚園	一時預かり事業（幼稚園型）【2歳児】 ^{*6}															
接続幼稚園	幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0～2歳児】 ^{*7}															
確保方策合計 (B)		2,425	3,183	3,014	2,425	3,217	3,046	2,425	3,244	3,070	2,425	3,265	3,090	2,425	3,265	3,090
過不足 (B-A)		1,644	▲ 271	459	1,653	▲ 192	549	1,666	▲ 106	599	1,697	55	647	1,711	115	673

＜益田市区域＞

(単位：人)

量の見込み・確保方策		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み (A)		58	750	552	51	713	507	42	643	494	34	578	479	29	532	465
特定期保育施設	認定こども園・幼稚園 ^{*1}	58			51			42			34			29		
特定期保育施設	認定こども園・認可保育所		750	593		713	539		643	518		578	498		532	481
地域型保育事業	小規模保育															
地域型保育事業	家庭的保育															
地域型保育事業	居宅訪問型保育															
地域型保育事業	事業所内保育施設			10			10			10			10			10
確保方策	確認を受けない（新制度に移行しない）認可幼稚園 ^{*2}															
確保方策	幼稚園+預かり保育 ^{*3}															
確保方策	企業主導型保育施設 ^{*4}															
確保方策	認可外保育施設 ^{*5}															
接続幼稚園	一時預かり事業（幼稚園型）【2歳児】 ^{*6}															
接続幼稚園	幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0～2歳児】 ^{*7}															
確保方策合計 (B)		58	750	603	51	713	549	42	643	528	34	578	508	29	532	491
過不足 (B-A)		0	0	51	0	0	42	0	0	34	0	0	29	0	0	26

＜大田市区域＞

(単位:人)

量の見込み・確保方策		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み(A)		53	494	420	50	460	398	48	425	376	45	391	354	42	356	333
特定教育施設	認定こども園・幼稚園 ^{*1}	45			45			45								
	認定こども園・認可保育所	35	532	398	35	506	374	35	486	364	55	476	364	55	473	357
地域型保育事業	小規模保育															
	家庭的保育			10			10			10			10			10
	居宅訪問型保育															
	事業所内保育施設			12			12			12			12			12
確保方策	確認を受けない(新制度に移行しない)認可幼稚園 ^{*2}															
	幼稚園+預かり保育 ^{*3}															
	企業主導型保育施設 ^{*4}															
	認可外保育施設 ^{*5}															
接続幼稚園	一時預かり事業(幼稚園型) 【2歳児】 ^{*6}															
	幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0~2歳児】 ^{*7}															
確保方策合計(B)		80	532	420	80	506	396	80	486	386	55	476	386	55	473	379
過不足(B-A)		27	38	0	30	46	▲ 2	32	61	10	10	85	32	13	117	46

＜安来市区域＞

(単位:人)

量の見込み・確保方策		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み(A)		35	572	454	33	534	448	30	496	424	29	479	410	29	473	395
特定教育施設	認定こども園・幼稚園 ^{*1}	25	20		25	20		25	20		25	20		25	20	
	認定こども園・認可保育所	93	598	454	93	598	448	93	598	424	93	598	410	93	598	395
地域型保育事業	小規模保育															
	家庭的保育															
	居宅訪問型保育															
	事業所内保育施設															
確保方策	確認を受けない(新制度に移行しない)認可幼稚園 ^{*2}															
	幼稚園+預かり保育 ^{*3}															
	企業主導型保育施設 ^{*4}															
	認可外保育施設 ^{*5}															
接続幼稚園	一時預かり事業(幼稚園型) 【2歳児】 ^{*6}															
	幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0~2歳児】 ^{*7}															
確保方策合計(B)		118	618	454	118	618	448	118	618	424	118	618	410	118	618	395
過不足(B-A)		83	46	0	85	84	0	88	122	0	89	139	0	89	145	0

<江津市区域>

(単位:人)

量の見込み・確保方策		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み(A)		15	360	280	15	350	275	15	340	270	15	330	265	15	320	260
特定教育施設	認定こども園・幼稚園 ^{*1}															
	認定こども園・認可保育所	55	396	294	55	396	294	55	396	294	55	396	294	55	396	294
地域型保育事業	小規模保育			19			19			19			19			19
	家庭的保育															
	居宅訪問型保育															
	事業所内保育施設															
確保方策	確認を受けない(新制度に移行しない)認可幼稚園 ^{*2}															
	幼稚園+預かり保育 ^{*3}															
	企業主導型保育施設 ^{*4}															
	認可外保育施設 ^{*5}															
接続幼稚園	一時預かり事業(幼稚園型)【2歳児】 ^{*6}															
	幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0~2歳児】 ^{*7}															
確保方策合計(B)		55	396	313	55	396	313	55	396	313	55	396	313	55	396	313
過不足(B-A)		40	36	33	40	46	38	40	56	43	40	66	48	40	76	53

<雲南市区域>

(単位:人)

量の見込み・確保方策		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み(A)		57	560	466	55	540	463	54	536	456	55	542	449	55	538	440
特定教育施設	認定こども園・幼稚園 ^{*1}	224	6		224	6		224	6		224	6		224	6	
	認定こども園・認可保育所		698	492		698	492		698	492		698	492		698	492
地域型保育事業	小規模保育															
	家庭的保育															
	居宅訪問型保育															
	事業所内保育施設															
確保方策	確認を受けない(新制度に移行しない)認可幼稚園 ^{*2}															
	幼稚園+預かり保育 ^{*3}															
	企業主導型保育施設 ^{*4}			6			6			6			6			6
	認可外保育施設 ^{*5}															
接続幼稚園	一時預かり事業(幼稚園型)【2歳児】 ^{*6}															
	幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0~2歳児】 ^{*7}															
確保方策合計(B)		224	704	498	224	704	498	224	704	498	224	704	498	224	704	498
過不足(B-A)		167	144	32	169	164	35	170	168	42	169	162	49	169	166	58

＜奥出雲町区域＞

(単位:人)

量の見込み・確保方策		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み(A)		10	160	140	10	148	135	10	136	130	10	124	126	10	112	122
特定教育施設	認定こども園・幼稚園 ^{*1}															
	認定こども園・認可保育所	10	170	140	10	160	140	10	160	140	10	160	140	10	160	140
地域型保育事業	小規模保育															
	家庭的保育															
	居宅訪問型保育															
	事業所内保育施設															
確保方策	確認を受けない(新制度に移行しない)認可幼稚園 ^{*2}															
	幼稚園+預かり保育 ^{*3}															
	企業主導型保育施設 ^{*4}															
	認可外保育施設 ^{*5}															
接続幼稚園	一時預かり事業(幼稚園型) 【2歳児】 ^{*6}															
	幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0~2歳児】 ^{*7}															
確保方策合計(B)		10	170	140	10	160	140	10	160	140	10	160	140	10	160	140
過不足(B-A)		0	10	0	0	12	5	0	24	10	0	36	14	0	48	18

＜飯南町区域＞

(単位:人)

量の見込み・確保方策		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度					
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号			
量の見込み(A)			63	50			61	49			60	48			59	47		58	46
特定教育施設	認定こども園・幼稚園 ^{*1}																		
	認定こども園・認可保育所		70	57		70	57			70	57			70	57		70	57	
地域型保育事業	小規模保育																		
	家庭的保育																		
	居宅訪問型保育																		
	事業所内保育施設																		
確保方策	確認を受けない(新制度に移行しない)認可幼稚園 ^{*2}																		
	幼稚園+預かり保育 ^{*3}																		
	企業主導型保育施設 ^{*4}																		
	認可外保育施設 ^{*5}																		
接続幼稚園	一時預かり事業(幼稚園型) 【2歳児】 ^{*6}																		
	幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0~2歳児】 ^{*7}																		
確保方策合計(B)		0	70	57	0	70	57	0	70	57	0	70	57	0	70	57			
過不足(B-A)		0	7	7	0	9	8	0	10	9	0	11	10	0	12	11			

<川本町区域>

(単位:人)

量の見込み・確保方策		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み(A)		48	34		49	39		38	39		41	41		40	45	
特定教育施設	認定こども園・幼稚園 ^{*1}															
	認定こども園・認可保育所	48	34		49	39		38	39		41	41		40	45	
地域型保育事業	小規模保育															
	家庭的保育															
	居宅訪問型保育															
	事業所内保育施設															
確保方策	確認を受けない(新制度に移行しない)認可幼稚園 ^{*2}															
	幼稚園+預かり保育 ^{*3}															
	企業主導型保育施設 ^{*4}															
	認可外保育施設 ^{*5}															
接続幼稚園	一時預かり事業(幼稚園型)【2歳児】 ^{*6}															
	幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0~2歳児】 ^{*7}															
確保方策合計(B)	0	48	34	0	49	39	0	38	39	0	41	41	0	40	45	
過不足(B-A)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

<美郷町区域>

(単位:人)

量の見込み・確保方策		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み(A)		65	52		59	46		54	36		52	36		46	36	
特定教育施設	認定こども園・幼稚園 ^{*1}															
	認定こども園・認可保育所	65	52		59	46		54	37		53	37		53	37	
地域型保育事業	小規模保育															
	家庭的保育															
	居宅訪問型保育															
	事業所内保育施設															
確保方策	確認を受けない(新制度に移行しない)認可幼稚園 ^{*2}															
	幼稚園+預かり保育 ^{*3}															
	企業主導型保育施設 ^{*4}															
	認可外保育施設 ^{*5}															
接続幼稚園	一時預かり事業(幼稚園型)【2歳児】 ^{*6}															
	幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0~2歳児】 ^{*7}															
確保方策合計(B)	0	65	52	0	59	46	0	54	37	0	53	37	0	53	37	
過不足(B-A)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	7	1	

＜邑南町区域＞

(単位:人)

量の見込み・確保方策		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み(A)		1	166	114	1	154	105	1	136	100	1	118	100	1	111	100	
確保方策	特定教育施設	認定こども園・幼稚園 ^{*1}															
		認定こども園・認可保育所	1	197	114	1	206	105	1	211	100	1	211	100	1	211	100
	地域型保育事業	小規模保育															
		家庭的保育															
		居宅訪問型保育															
		事業所内保育施設															
	確認を受けない(新制度に移行しない)認可幼稚園 ^{*2}																
	幼稚園+預かり保育 ^{*3}																
	企業主導型保育施設 ^{*4}																
	認可外保育施設 ^{*5}																
	接続幼稚園	一時預かり事業(幼稚園型) 【2歳児】 ^{*6}															
		幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0~2歳児】 ^{*7}															
確保方策合計(B)		1	197	114	1	206	105	1	211	100	1	211	100	1	211	100	
過不足(B-A)		0	31	0	0	52	0	0	75	0	0	93	0	0	100	0	

＜津和野町区域＞

(単位:人)

量の見込み・確保方策		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み(A)		6	86	63	5	76	54	4	66	57	4	59	54	4	53	51	
確保方策	特定教育施設	認定こども園・幼稚園 ^{*1}															
		認定こども園・認可保育所	10	67	43	10	67	43	10	67	43	10	67	43	10	67	43
	地域型保育事業	小規模保育		22	21		22	21		22	21		22	21		22	21
		家庭的保育															
		居宅訪問型保育															
		事業所内保育施設															
	確認を受けない(新制度に移行しない)認可幼稚園 ^{*2}																
	幼稚園+預かり保育 ^{*3}																
	企業主導型保育施設 ^{*4}																
	認可外保育施設 ^{*5}																
	接続幼稚園	一時預かり事業(幼稚園型) 【2歳児】 ^{*6}															
		幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0~2歳児】 ^{*7}															
確保方策合計(B)		10	89	64	10	89	64	10	89	64	10	89	64	10	89	64	
過不足(B-A)		4	3	1	5	13	10	6	23	7	6	30	10	6	36	13	

＜吉賀町区域＞

(単位:人)

量の見込み・確保方策		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み(A)		1	104	77	1	95	69	1	87	71	1	82	69	1	76	66
特定期保育施設	認定こども園・幼稚園 ^{*1}															
特定期保育施設	認定こども園・認可保育所	1	105	85	1	105	85	1	105	85	1	105	85	1	105	85
地域型保育事業	小規模保育															
地域型保育事業	家庭的保育															
地域型保育事業	居宅訪問型保育															
地域型保育事業	事業所内保育施設															
確保方策	確認を受けない(新制度に移行しない)認可幼稚園 ^{*2}															
確保方策	幼稚園+預かり保育 ^{*3}															
確保方策	企業主導型保育施設 ^{*4}															
確保方策	認可外保育施設 ^{*5}															
接続幼稚園	一時預かり事業(幼稚園型)【2歳児】 ^{*6}															
接続幼稚園	幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0~2歳児】 ^{*7}															
確保方策合計(B)		1	105	85	1	105	85	1	105	85	1	105	85	1	105	85
過不足(B-A)		0	1	8	0	10	16	0	18	14	0	23	16	0	29	19

＜海士町区域＞

(単位:人)

量の見込み・確保方策		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度						
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号				
量の見込み(A)			48	25			46	30			40	38			28	40		33	40	
特定期保育施設	認定こども園・幼稚園 ^{*1}																			
特定期保育施設	認定こども園・認可保育所		36	23			34	28			28	36			16	38		21	38	
地域型保育事業	小規模保育																			
地域型保育事業	家庭的保育																			
地域型保育事業	居宅訪問型保育																			
地域型保育事業	事業所内保育施設																			
確保方策	確認を受けない(新制度に移行しない)認可幼稚園 ^{*2}																			
確保方策	幼稚園+預かり保育 ^{*3}																			
確保方策	企業主導型保育施設 ^{*4}																			
確保方策	認可外保育施設 ^{*5}			12	2			12	2			12	2			12	2		12	2
接続幼稚園	一時預かり事業(幼稚園型)【2歳児】 ^{*6}																			
接続幼稚園	幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0~2歳児】 ^{*7}																			
確保方策合計(B)		0	48	25	0	46	30	0	40	38	0	28	40	0	33	40				
過不足(B-A)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

<西ノ島町区域>

(単位：人)

量の見込み・確保方策		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み (A)		2	22	17	2	25	12	2	32	11	2	29	11	2	21	11
特定教育施設	認定こども園・幼稚園 ^{*1}															
認定こども園・認可保育所	2	22	17	2	25	12	2	32	11	2	29	11	2	21	11	
地域型保育事業	小規模保育															
	家庭的保育															
	居宅訪問型保育															
	事業所内保育施設															
確保方策	確認を受けない（新制度に移行しない）認可幼稚園 ^{*2}															
	幼稚園+預かり保育 ^{*3}															
	企業主導型保育施設 ^{*4}															
	認可外保育施設 ^{*5}															
接続幼稚園	一時預かり事業（幼稚園型）【2歳児】 ^{*6}															
	幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0～2歳児】 ^{*7}															
	確保方策合計 (B)	2	22	17	2	25	12	2	32	11	2	29	11	2	21	11
	過不足 (B-A)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

<知夫村区域>

(単位：人)

量の見込み・確保方策		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み (A)			17	12		13	13		15	11		17	10		15	10
特定教育施設	認定こども園・幼稚園 ^{*1}															
認定こども園・認可保育所		17	12		13	13		15	11		17	10		15	10	
地域型保育事業	小規模保育															
	家庭的保育															
	居宅訪問型保育															
	事業所内保育施設															
確保方策	確認を受けない（新制度に移行しない）認可幼稚園 ^{*2}															
	幼稚園+預かり保育 ^{*3}															
	企業主導型保育施設 ^{*4}															
	認可外保育施設 ^{*5}															
接続幼稚園	一時預かり事業（幼稚園型）【2歳児】 ^{*6}															
	幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0～2歳児】 ^{*7}															
	確保方策合計 (B)	0	17	12	0	13	13	0	15	11	0	17	10	0	15	10
	過不足 (B-A)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

<隠岐の島町区域>

(単位:人)

量の見込み・確保方策		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み (A)		6	227	206	6	230	201	6	217	198	5	202	198	5	201	198
特定 保育 施設	認定こども園・幼稚園* ¹															
	認定こども園・認可保育所	20	286	214	20	286	214	20	286	214	20	286	214	20	286	214
地域型 保育 事業	小規模保育															
	家庭的保育															
	居宅訪問型保育															
	事業所内保育施設															
確保 方 策	確認を受けない(新制度に移行しない)認可幼稚園* ²															
	幼稚園+預かり保育* ³															
	企業主導型保育施設* ⁴															
	認可外保育施設* ⁵															
接続 幼 稚 保 育	一時預かり事業(幼稚園型) 【2歳児】* ⁶															
	幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0~2歳児】* ⁷															
	確保方策合計 (B)	20	286	214	20	286	214	20	286	214	20	286	214	20	286	214
	過不足 (B-A)	14	59	8	14	56	13	14	69	16	15	84	16	15	85	16

3 認定こども園の需給調整に関する特例措置等

(1) 認定こども園の普及に係る考え方及び移行に必要な支援

認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟にこどもを受入れられる施設であることを踏まえ、以下の取組を実施し、市町村の意向も踏まえ、移行を希望する施設を支援します。

- ① 認定こども園へ移行を希望する施設が、既存の補助制度等を円滑に活用し認定こども園へ移行できるよう支援します。
- ② 認可・認定権者として、移行を希望する施設、市町村からの相談に適切に対応します。
- ③ 供給過剰地域であっても、認定こども園へ移行を希望する施設が移行できるよう「需給調整に係る特例措置」の適切な運用を図ります。

(2) 需給調整に係る特例措置

供給過剰地域であっても、認定こども園へ移行を希望する幼稚園や保育所が、認定こども園に移行できるよう、「需給調整に係る特例措置」に基づき、以下のとおり、計画に定める区域の需要量に一定の数（以下、「計画に定める数」という。）を加えます。

幼稚園や保育所が、認定こども園へ移行する際は、当該区域の「量の見込み」と「計画に定める数」の合計数と当該区域の確保方策の合計数を比較し認可・認定を行います。

なお、計画に定める数は、今後の移行希望等を勘案し、次のとおり設定することとします。

＜計画に定める数＞

区域名	1号	2号	3号	区域名	1号	2号	3号
松江市	1,650	1,200	700	川本町	30	0	0
浜田市	100	350	250	美郷町	30	0	0
出雲市	1,700	150	700	邑南町	30	0	0
益田市	50	50	50	津和野町	30	0	0
大田市	50	150	50	吉賀町	30	0	0
安来市	100	50	50	海士町	30	0	0
江津市	50	100	100	西ノ島町	30	0	0
雲南市	200	200	50	知夫村	30	0	0
奥出雲町	30	0	0	隠岐の島町	30	0	0
飯南町	30	0	0				

(3) 認定こども園の目標設置数及び設置時期

認定こども園目標設置数は、移行希望はあるものの移行時期を検討している施設が多いことから、保育所等に対する認定こども園への移行希望調査結果等を参考として、目標設置数とします。

＜区域別の目標設置数＞

[単位：箇所]

区域名	令和6年度末 施設数	目標設置数（移行希望数）			
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度 以降
松江市	26	1	1		1
浜田市	7	1			
出雲市	4		2	2	6
益田市	8	2	1	1	3
大田市	3		1	2	
安来市	18				
江津市	4				
雲南市	10				
奥出雲町	0		3		
飯南町	0				
川本町	0				
美郷町	0				
邑南町	0				
津和野町	1				
吉賀町	0				
海士町	0				
西ノ島町	1				
知夫村	0				
隠岐の島町	1				
県合計	83	4	8	5	10

※認定こども園の設置数は全施設類型（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）の合計数

（4）教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

幼児期の発達は連続性を有するものであるとともに、一人ひとりの個人差が大きいことから、発達に応じた子育て支援を安定的に提供していく必要があります。

また、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を果たしていることを踏まえ、入所している施設に関わらず、質の高い教育・保育を提供し、子どもの健やかな発達を保障する必要があります。

県としては、平成30（2018）年度に設置した島根県幼児教育センターを中心に、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の確実な実施、幼児教育施設と小学校との円滑な連携・接続、子育て支援等を幼児教育施設が実施できるよう、県主催の研修実施、市町村担当による助言・指導への同行支援、市町村主催の研修を支援等、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供に取り組んでいきます。

また、「しまねの架け橋期の教育ガイド（令和7（2025）年3月策定）」も活用しながら、市町村、幼児教育施設、県、家庭（保護者）及び地域が一体となって幼児教育の質の向上に取り組むよう、理解の促進を図ります。

そして、市町村及び幼児教育施設が、幼児教育の質の向上に主体的に取り組むことができるための体制の整備を支援します。

4 乳児等通園支援事業に係る教育・保育等の一体的提供及び教育・保育等の推進に関する体制の確保

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との連携及び乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

市町村による子育てのための施設等利用給付の円滑な実施が行われるよう、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導等の法に基づく市町村の事務の執行や権限の行使に際し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報共有、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等を行います。

また、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、広域利用の実態を踏まえ、預かり保育事業や認可外保育施設等に係る基本的な情報について、市町村相互間及び市町村と県での連携を図ります。

6 保育士・保育教諭・幼稚園教諭の確保及び資質の向上に必要な支援

（1）趣旨

子ども・子育て支援法第62条の規定に基づき、質の高い教育・保育、地域型保育事業、乳児等通園支援事業及び病児保育事業などの地域子ども・子育て支援事業を安定的に提供していくためには、それに従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項（従事する見込数を含む。）を定めることとされています。

（2）保育士・保育教諭・幼稚園教諭の確保

質の高い教育・保育、地域型保育事業、乳児等通園支援事業及び病児保育事業などの地域子ども・子育て支援事業を安定的に提供していくためには、保育士、保育教諭、幼稚園教諭を確保することが必要です。確保のためには、人材養成及び就業の促進を総合的に推進していく必要があることから、総合的な取組を行い、必要見込み人数の確保を図っていきます。

なお、既存施設の認定こども園への移行状況等により、必要となる保育士、保育教諭、幼稚園教諭の数は変動することが予想されることから、認定こども園への移行状況等を踏まえ適時見直しをすることとします。

① 教育・保育、地域型保育及び乳児等通園支援を行う者の必要見込み数

(算定方法)

- ア 令和5年社会福祉施設等調査等の年齢区分別利用児童数から、最低基準上必要な保育士、保育教諭数を算出
- イ 令和5年社会福祉施設等調査等の保育士、保育教諭数（常勤換算数）とアの結果を比べ、最低基準にどの程度上乗せされているか、算出
- ウ イで算出した上乗せ割合が今後も続くものと仮定し、数値を算出
- エ 乳児等通園支援事業の県内市町村別の確保方策に対して、最低基準上必要な保育士数を算出し、ウの数値に加算

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育士	4,640	4,516	4,353	4,173	4,041
保育教諭	436	422	407	387	374
幼稚園教諭	159	155	149	140	136

※幼稚園教諭は、国の「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に記載する特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数の算出例（改訂版）」を参考に、「学校基本調査（令和6年度）」に基づく実態を加味して算出

※エの保育士数は、令和7年11月時点の県内市町村の乳児等通園支援の確保方策をもとに算出

② 保育の現状

令和5（2023）年度に県が実施した「島根県保育士確保等に関する実態調査」の結果では、平成30（2018）年度調査と比較し、県内全域で保育士の充足率が下がっており、保育士数にゆとりがなく、勤務の負担が大きくなっています。特に年度中途の保育士確保はより困難な状況が見受けられます。

さらに、保育現場を離職された正規職員のうち、半数が5年未満で離職しているなど、労働条件、賃金等の待遇の改善及び労働環境の改善等による保育士の職場定着が課題となっています。

③ 人材確保の取組

保育ニーズや保育現場で抱える課題に応え、保育士確保のための様々な取組を、関係機関と連携しながら積極的に進めます。

- ・ 指定保育士養成施設、保育団体、労働局、県社協等の関係機関で構成する「島根県保育士・保育所支援センター運営会議」を開催し、引き続き保育士確保・定着等に関する課題の共有や取組の検討を行います。
- ・ 新卒者の県内への就業促進のために、修学資金・家賃等の貸付や県内外の指定保育士養成施設でのガイダンスや就職相談会等を実施します。また、県外指定保育士養成施設に在籍する学生が県内で保育実習等を行う際の旅費助成を行います。
- ・ 潜在保育士の再就職支援のために、引き続き保育士・保育所支援センター、保育士再

就職コーディネーター、しまね保育人材バンクを活用し、就職相談や情報提供、求人保育所とのマッチング等を行います。

- ・ 小中高生を対象に、保育士の仕事に実際に触れる機会の提供や保育士の魅力発信を目的とした動画の作成・周知等により、将来の職業選択の参考となるよう取り組みます。
- ・ 離職防止・職場定着のための働きやすい職場づくりの取組支援や、新人職員研修の実施等、保育士の職場定着を図ります。
- ・ 保育士資格を有していない保育従事者や保育士の幼稚園教諭免許状の取得及び幼稚園教諭の保育士資格の取得を支援します。

＜主な取組＞

事業名	事業内容
1 保育士修学資金貸付制度	保育士資格の新規取得者の確保、保育士の離職防止、保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者の再就職支援を図るため、以下の貸付を行います。 (1)保育士修学資金貸付 (2)保育補助者雇上費貸付 (3)未就学児を持つ保育士に対する保育料等の貸付 (4)就職準備金貸付
2 保育士修学資金（家賃）貸付事業	自宅からの通学が難しい石見、隠岐地域等の出身者に対し、指定保育士養成施設を卒業後、当該地域の保育施設で一定期間勤務することを条件に進学後に必要となる家賃等を貸与することにより、当該地域の保育施設への就職を促進します。
3 しまね保育実習等旅費支援事業	県外の保育士を目指す学生の方が、県内の保育所で保育実習や就業体験・ボランティアを行う際の旅費を助成します。
4 未就学児をもつ保育士の子どもの預かり支援事業 利用料金の一部貸付	未就学児を持つ保育士の方が、早朝勤務や遅番など勤務の都合により、ファミリー・サポート・センター等の子どもの預かり支援サービスを利用する際の利用料金について貸付を行います。

事業名	事業内容
5 保育士・保育所支援センター設置・運営等事業	<p>保育士の確保・定着を図るため、潜在保育士等の就職支援や情報提供、勤務保育士の勤務環境改善等の取組を実施します。</p> <p>【取組例】</p> <p>(1) 保育士再就職支援コーディネーターの配置 ※東部・西部に「保育士再就職支援コーディネーター」を配置し、以下(2)及び(3)の事業を実施</p> <p>(2) 潜在保育士等に対する求人・求職相談窓口対応</p> <p>(3) しまね保育人材バンクの運営等</p> <p>(4) 島根県保育士・保育所支援センター運営会議</p> <p>(5) 保育士復職支援セミナー</p> <p>(6) 保育の仕事見学・体験事業</p> <p>(7) 保育職場のエルダー制度普及支援 等</p>
6 新卒保育士確保支援事業	<p>保育士の確保・定着を図るため、指定保育士養成校施設の学生等を対象とした人材確保の取組を実施します。</p> <p>【取組例】</p> <p>(1) 県内外指定保育士養成施設における就職ガイダンス</p> <p>(2) 保育職場の合同相談会</p> <p>(3) 県内外指定保育士養成施設への出張相談会</p> <p>(4) 学生と保育所等との交流会</p> <p>(5) 離島及び県西部等の保育所における人材確保の取組支援 (隠岐及び県西部等の保育所職員が県外の養成校に出向き、事業所説明等を行う際の旅費交通費を助成) 等</p>
7 保育士等の人材確保支援事業	保育士等の採用が困難な保育所等を支援するため、人材派遣会社等と連携し、人材確保の支援を行います。
8 保育士資格取得支援事業	<p>幼保連携型認定こども園や保育所等における保育士等の確保のため、対象者が保育士資格を取得するために要した保育士養成施設の受講料及び受講する保育従事者の代替に伴う雇上費の補助等を行います。</p> <p>(1) 認可外保育施設保育士資格取得支援事業</p> <p>(2) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業</p> <p>(3) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業</p> <p>(4) 保育所等保育士資格取得支援事業</p> <p>① 保育所等保育士資格取得支援事業</p> <p>② 保育士試験による保育士資格取得支援事業</p>
9 保育士等の働きやすい職場づくりセミナー	保育士の職場定着を高めるため、保育施設で勤務する管理職や保育士等を対象に労務環境の改善等を目的としたセミナーを実施します。
10 しまね保育士魅力向上・発信事業	小中高生を対象に保育士の仕事に触れる機会を設けることなどにより、将来の職業選択の一つとして保育士を選んでもらえるよう機運醸成を図ります。

(3) 職員の資質の向上

質の高い教育・保育、地域型保育事業、乳児等通園支援事業及び病児保育事業などの地域子ども・子育て支援事業の実施に当たって基本となるのは人材であることから、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の資質の向上を図る必要があります。

また、離職防止のための研修の実施等、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の職場定着を図る必要があります。

島根県幼児教育センターを中心に、園内研修の支援や研修会の開催により、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の資質の向上に取り組みます。

＜保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の資質向上及び職場定着のための主な取組＞

	保育士 【保育所等】	保育教諭 【幼保連携型認定こども園】	幼稚園教諭 【幼稚園】
初任	<p>保育士等キャリアアップ研修 【保育実践】</p> <p>子どもに対する理解を深め、保育者が主体的に様々な遊びと環境を通じた保育の展開を行うために必要な能力を身に付ける。</p> <p>※幼稚園教諭、保育教諭も参加可能</p>	<p>新規採用幼保連携型認定こども園 保育教諭研修</p> <p>法令に基づく現職研修（実践的指導力の向上）</p>	<p>新規採用幼稚園教諭研修</p> <p>法令に基づく現職研修（実践的指導力と使命感の向上、幅広い知見の獲得）</p>
中堅	<p>保育士等キャリアアップ研修 【各分野】</p> <p>※テーマ研修を参照</p>	<p>中堅保育教諭等資質向上研修</p> <p>法令に基づく現職研修（専門的知識及び技能の向上、中核的な役割を果たす上で必要な資質能力の向上）</p>	<p>中堅教諭等資質向上研修</p> <p>法令に基づく現職研修（専門的知識及び技能の向上、幼稚園運営、若手教員の指導力等の資質能力の向上）</p>
テーマ研修	<p>幼児教育推進研修</p> <p>幼児教育に関する内容や保育技術、幼児教育施設の運営・管理に関する専門的な知識を身に付け、実践的指導力を高める。</p> <p>保育教諭・幼稚園教諭・保育士合同研修</p> <p>保育教諭・幼稚園教諭・保育士等が合同で相互理解的な研修を行うことで、要領・指針が求めている保育・教育の共通理解を図る。</p>		
職務研修	<p>学校安全研修</p> <p>学校安全の現状と課題等について理解することにより、教職員の指導力及びミドルリーダーとしての資質を向上させ、各学校における学校安全の推進・充実に資する。</p> <p>通級による指導担当教員等研修</p> <p>通級による指導担当教員の幅広い専門性と教室運営や指導の在り方についての識見を養い、その資質の向上を図ることで、通級指導教室の適切な運営をすすめ、もって特別支援教育の充実に資する。</p>		
能力開発研修	<p>就学前人権・同和教育講座</p> <p>幼児期における人権・同和教育について理解を深めることで、子ども一人ひとりを大切にした幼児教育・保育の実践力向上につなげる。</p> <p>子ども理解と支援講座</p> <p>本講座を通して、子どもの心理面や発達特性から理解を深めることやそれを踏まえたかかわりを知り、相手に応じた支援の意欲や資質を高めることを目指す。</p> <p>愛着（アタッチメント）形成に課題を抱える子どもの理解と支援講座</p> <p>子どもが愛着形成をしていく過程及び課題について理解を深め、そのことを踏まえた関わりを考え、支援を行う資質を高める。</p> <p>「個別の教育支援計画」でつなげる支援・つながる支援講座</p> <p>個別の教育支援計画の意義や目的、関係機関との連携のあり方について理解を深め、障がいのある児童生徒一人ひとりに適切な支援を行う実践力の向上を図る。</p> <p>教職員のかかわる力を高める実践講座</p> <p>本講座の体験的な演習を通して、よりよいかかわりについて実感をともなった理解を深め、日々の教育活動に即生かせる実践力を高めることを目指す。</p> <p>不登校の理解と支援講座</p> <p>本講座を通して、不登校についてその要因や背景、支援のあり方について理解を深め、よりよい支援を行っていこうとする意欲や資質を高めることを目指す。</p>		

	保育士 【保育所等】	保育教諭 【幼保連携型認定こども園】	幼稚園教諭 【幼稚園】
保育士等キャリアアップ研修 (続き)	乳児保育		
	乳児保育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた保育を行う力を養い、他の保育士等に乳児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。		
	幼児教育		
	幼児教育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた幼児教育を行う力を養い、他の保育士等に幼児教育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。		
	障がい児保育		
	障がい児保育に関する理解を深め、適切な障がい児保育を計画し、個々の子どもの発達の状態に応じた障がい児保育を行う力を養い、他の保育士等に障がい児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。		
	食育・アレルギー対応		
	食育に関する理解を深め、適切に食育計画の作成と活用ができる力を養う。アレルギー対応に関する理解を深め、適切にアレルギー対応を行うことができる力を養う。他の保育士等に食育・アレルギー対応に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。		
	保健衛生・安全対策		
	保健衛生に関する理解を深め、適切に保健計画の作成と活用ができる力を養う。安全対策に関する理解を深め、適切な対策を講じることができる力を養う。他の保育士等に保健衛生・安全対策に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。		
	保護者支援・子育て支援		
	保護者支援・子育て支援に関する理解を深め、適切な支援を行うことができる力を養い、他の保育士等に保護者支援・子育て支援に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。		
	マネジメント		
	主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う立場に求められる役割と知識を理解し、自園の円滑な運営と保育の質を高めるために必要なマネジメント・リーダーシップの能力を身に付ける。		
		島根県私立幼稚園教育研修会 島根県私立幼稚園地区別教育研修会	
		私立幼稚園の資質向上を図る。	
その他	保育士等の働きやすい職場づくりセミナー		
	保育士等の職場定着を高めるため、保育所等の労務環境の改善等を図るとともに、不適切な保育等防止のためのセミナーを併せて開催し、「保育の質」向上等を図る。		

子育て支援員研修※	子育て支援員
	教育・保育施設等で従事する者を確保し、「保育の質」の向上を図るため、子育て支援員研修において必要な研修を実施する。

※地域で子育て支援等の仕事に关心を持つ方に対して、必要となる知識や技術等を習得するための研修

7 地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上に必要な支援

- 子ども・子育て支援新制度において、放課後児童健全育成事業に従事する者の半数は放課後児童支援員であることが求められていることから、放課後児童支援員の認定資格研修を実施していきます。また、放課後児童クラブ運営アドバイスや児童支援ノウハウの助言等を行う人材を配置し、放課後児童支援員等の質の向上を支援していきます。
- 利用者支援事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業等を安定的に提供していくためには、保育や子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を習得した人材を育成することが必要となります。このため、子育て支援員の養成研修を実施していきます。
- 質の高い地域子ども・子育て支援事業の実施にあたって基本となるのは人材であることから、放課後児童健全育成事業、ファミリー・サポート・センター事業等のキャリアアップ研修を実施することにより、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の資質の向上に取り組みます。

第6章 計画の推進

1 官民が一体となった推進

- 進行する少子化の流れを変えるとともに、全ての子どもや若者が心身ともに健やかに成長し、将来にわたって幸せな生活を送ることができ、また、若い世代が自分らしく社会生活を送り、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる社会を実現するためには、家庭をはじめ、児童教育施設、学校、地域、企業、NPO、その他の民間団体やグループ、行政など、社会の全ての構成機関が、こども施策の重要性に対する関心や理解を深め、こどもの最善の利益を第一に考え、協働し、それぞれの役割を果たす必要があります。
- このため、県民の理解と協力を積極的に求め、県民等との協働のもとに社会全体でこども施策を進めます。
- また、こども施策の推進において、大きな役割を担う事業主との連携を一層密接に行いながら、取組の推進を図ります。

2 全庁的な推進

- 県には、こども基本法の基本理念に則り、こども施策を策定・実施する責務があります。
- このため、知事部局、教育委員会、警察本部と一層の連携を図り、部局及び本庁・地方機関の枠を越えた情報の共有や施策の評価・分析を行い、全庁を挙げて総合的、計画的にこども施策の推進を図ります。

3 国・市町村との連携

- 国及び市町村と密接な情報交換を行い、連携及び協働を図るとともに、国・県・市町村の間で適切な役割分担を行いながら、こども施策を総合的、計画的に推進していきます。

4 計画の点検・評価・見直し

- 計画策定後は、各事業の実施状況及び計画全体を点検・評価のうえ、島根県子ども・子育て支援推進会議等へ報告し、その意見等を改善に活かします。
- また、社会情勢の変化や計画の達成状況、市町村計画の見直し状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

令和7年度～令和11年度

しまねっ子 すくすくプラン

（島根県こども計画）

この冊子に使用しているイラストは、江津市出身の故・佐々木恵未さんの童画集から許諾を得て使用しています。佐々木さんのイラストは、しまね子育て応援パスポート CoccoLo（こっころ）にも使用されており、子育てを社会全体で温かく応援する象徴として、県民の皆様に親しまれています。

島根県健康福祉部子ども・子育て支援課
〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
TEL:0852-22-6869 FAX:0852-22-6124
E-mail:kodomo@pref.shimane.lg.jp